輪島市
文化財保存活用
地域計画

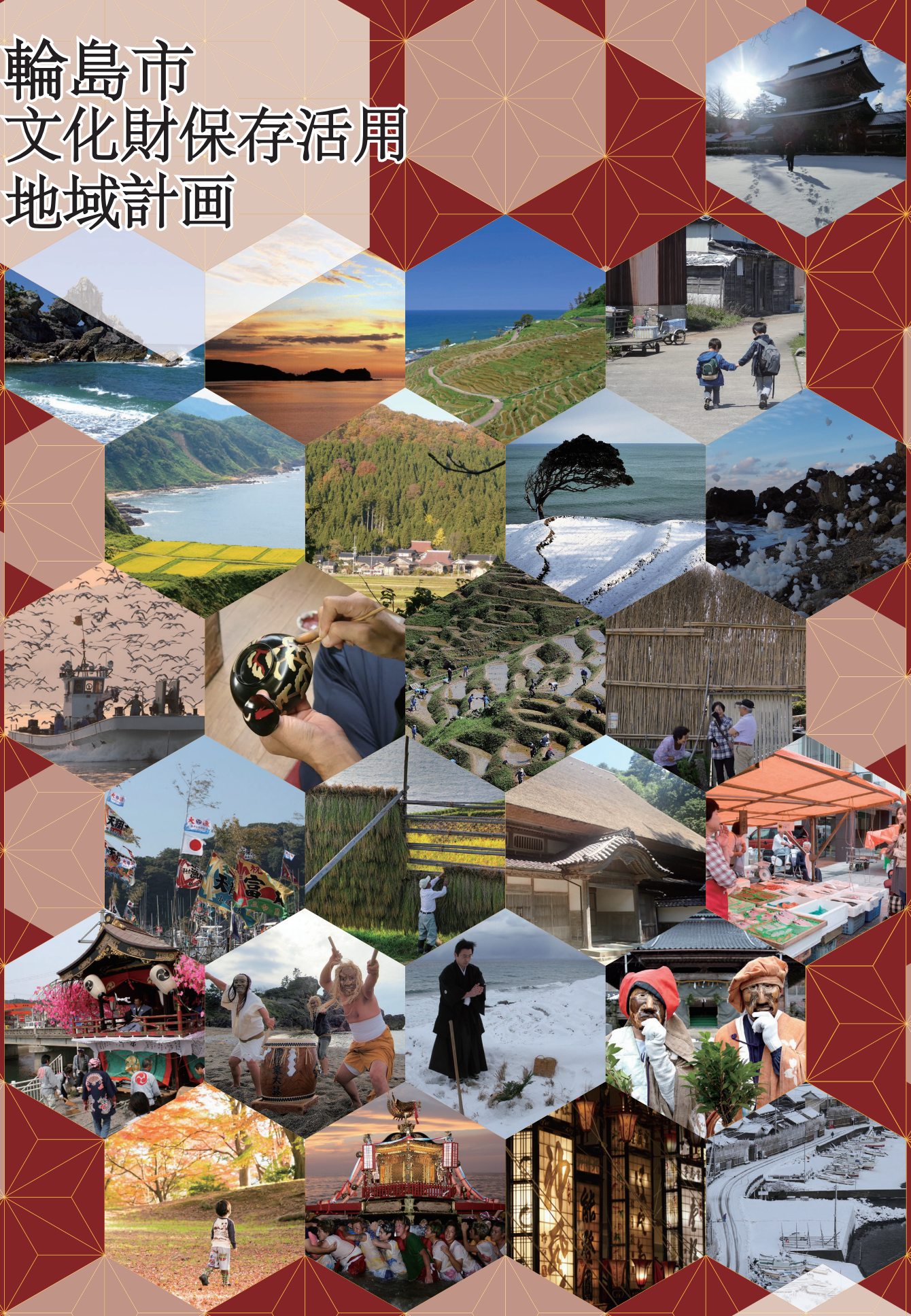

令和４年７月
輪島市教育委員会

更新履歴

令和 4 年 9 月　日　・32 頁～33 頁のシラスナ遺跡に関する記述の修正

・58 頁～61 頁の表 4-1 実施済の調査報告書一覧の修正

・90 頁の輪島塗に関する記述の修正

・計画書本文全体における誤字・脱字等の修正

輪島市文化財保存活用地域計画　目次

序章　輪島市文化財保存活用地域計画の作成にあたって
序−１　計画作成の背景と目的　・・・・・・・・　(1)
序−２　計画の位置づけ　・・・・・・・・　(3)
序−３　計画の期間　・・・・・・・・　(9)
序−４　作成の体制と経緯　・・・・・・・・　(10)
序−５　用語の定義　・・・・・・・・　(12)

第１章　輪島市の歴史文化の成り立ち
１−１　地理的・自然的環境　・・・・・・・・　(14)
１−２　社会的環境　・・・・・・・・　(20)
１−３　歴史・文化環境　・・・・・・・・　(32)

第２章　輪島市の歴史文化遺産の概要と特徴
２−１　歴史文化遺産の件数　・・・・・・・・　(37)
２−２　歴史文化遺産の概要と特徴　・・・・・・・・　(38)
（１）有形文化財　・・・・・・・・　(38)
（２）無形文化財　・・・・・・・・　(41)
（３）有形・無形民俗文化財　・・・・・・・・　(41)
（４）記念物　・・・・・・・・　(43)
（５）文化的景観　・・・・・・・・　(44)
（６）伝統的建造物群保存地区　・・・・・・・・　(44)
（７）埋蔵文化財　・・・・・・・・　(45)
（８）史話と伝承　・・・・・・・・　(46)
（９）ユネスコ無形文化遺産　・・・・・・・・　(46)
（10）日本遺産　・・・・・・・・　(47)

第３章　輪島市の歴史文化の特徴
３−１　輪島市の歴史文化の考え方と特徴の整理　・・・・・・・・　(49)
（１）　歴史文化の考え方　・・・・・・・・　(49)
（２）　歴史文化の考え方と歴史文化の変遷　・・・・・・・・　(50)
（３）　歴史文化の考え方と歴史文化の特徴の関係　・・・・・・・・　(51)
３−２　輪島市の歴史文化の特徴　・・・・・・・・　(52)
（１）　能登平家物語　・・・・・・・・　(52)
（２）　大本山總持寺祖院と門前町　・・・・・・・・　(52)
（３）　北前船で栄えた里　・・・・・・・・　(52)
（４）　輪島塗が伝える技とまち　・・・・・・・・　(53)
（５）　里山里海の恵みと暮らし　・・・・・・・・　(53)

第４章　歴史文化遺産の保存と活用に関する方針
４−１　歴史文化遺産の把握等に関する調査の概要　・・・・・・・・　(54)
（１）　実施済みの調査・研究　・・・・・・・・　(54)

（２）　今後必要な調査　・・・・・・・・　(62)
４－２　歴史文化遺産の保存・活用の現状　・・・・・・・・　(63)
（１）　保存　・・・・・・・・　(63)
（２）　活用　・・・・・・・・　(64)
４－３　歴史文化遺産の保存・活用に関する方針　・・・・・・・・　(68)
（１）　本地域計画の目指すべきまちの姿　・・・・・・・・　(68)
（２）　歴史文化遺産の保存・活用に関する基本方針　・・・・・・・・　(68)
（３）　歴史文化遺産の保存・活用に関する課題　・・・・・・・・　(70)
（４）　歴史文化遺産の保存・活用に関する活動方針　・・・・・・・・　(73)
４－４　計画の進捗管理と自己評価の方法　・・・・・・・・　(77)

第５章　関連文化財群及び文化財保存活用区域の設定
５－１　関連文化財群の設定　・・・・・・・・　(78)
５－２　関連文化財群の概要　・・・・・・・・　(80)
(1-1)　時国家の成立と繁栄　・・・・・・・・　(80)
(2-1)　禅文化の信仰と発展　・・・・・・・・　(83)
(3-1)　外浦の海岸線に残る北前船の軌跡　・・・・・・・・　(87)
(4-1)　堅牢な漆と加飾の優美さが造る塗師文化　・・・・・・・・　(90)
(5-1)　間垣や千枚田など里山が育む生業と風景　・・・・・・・・　(94)
(5-2)　海女漁や朝市など里海が育む生業と風景　・・・・・・・・　(101)
(5-3)　季節や生業の節目に行われる里山里海の祭事　・・・・・・・・　(106)
５－３　文化財保存活用区域の設定　・・・・・・・・　(111)
（１）　文化財保存活用区域の目的　・・・・・・・・　(111)
（２）　文化財保存活用区域の設定　・・・・・・・・　(112)

第６章　歴史文化遺産の保存・活用に関する措置
６－１　歴史文化遺産の保存・活用に関する措置の考え方　・・・・・・・・　(116)
６－２　総合的な措置　・・・・・・・・　(117)
（１）　輪島の歴史文化を「見つける」　・・・・・・・・　(117)
（２）　輪島の歴史文化を「知る+伝える」　・・・・・・・・　(118)
（３）　輪島の歴史文化を「守る」　・・・・・・・・　(119)
（４）　輪島の歴史文化を「育てる」　・・・・・・・・　(120)
（５）　多様な主体と「協働する」　・・・・・・・・　(121)
６－３　関連文化財群を通じた取り組みと措置　・・・・・・・・　(122)
６－４　文化財保存活用区域を通じた取り組みと措置　・・・・・・・・　(136)

第７章　歴史文化遺産の保存・活用に関する推進体制
７－１　輪島市の体制　・・・・・・・・　(142)
７－２　歴史文化遺産の防災・防犯体制の強化　・・・・・・・・　(145)

序章　輪島市文化財保存活用地域計画の作成にあたって

序-１ 計画作成の背景と目的

輪島市は、石川県の能登半島北西部に位置し、北は日本海に面した 81.8kｍもの海岸線を有する豊かな自然環境を基盤としている。中世には曹洞宗大本山「總持寺」が開かれ、北前船の往来が盛んな頃には「親の湊」と呼ばれ、海上交通の要衝として栄えた。江戸中期以降には輪島塗の全国への行商を中心とした他地域との交流を背景に、多種多様な文化が形成され、今なお輪島の地に暮らしてきた人々の生活の中で息づいている。

このような背景から本市は、「能登の里山里海(世界農業遺産)」が広がる豊かな自然環境、歴史や伝統文化、里山里海の幸(食材)など数多くの地域資源に恵まれ、地域固有の文化や自然等の地域資源が有する「強み」を活かし、観光業、漆器産業や農林水産業などの基幹産業を中心に、各種事業を積極的に展開してきた。

一方、文化財では重要無形文化財「輪島塗」、重要文化財の「時国家住宅」、「上時国家住宅」、名勝「白米の千枚田」などの 16 件もの国指定文化財のほか、北前船で栄えた天領黒島の「重要伝統的建造物群保存地区輪島市黒島地区」、重要文化的景観「大沢・上大沢の間垣集落景観」などその多様性と歴史的・文化的な層の厚みを持っている。さらに、平成 27 年(2015)には能登のキリコ祭りが「灯り舞う半島 能登～熱狂のキリコ祭り～」として、平成 30 年(2018)には北前船文化が「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」として日本遺産に認定されている。また、重要無形民俗文化財「能登のアマメハギ」が日本各地の 10 の来訪神行事からなる「来訪神 仮面・仮装の神々」として、平成 30 年(2018)にユネスコ無形文化遺産に登録された。

これらの 300 件を超える国・県・市指定等文化財を有し、これまで文化財保護法や、県・市文化財保護条例に基づいて、保存継承の観点から文化財毎に個別に保護対策を講じてきた。

しかしながら、過疎化や少子高齢化によって文化財を保存継承していく担い手や財源の減少などにより、市内にある伝統的な祭り、風習、町並みや景観など様々な文化財が滅失や散逸の危機に瀕していたり、それらを取り巻く環境も含めて未だ調査の行き届いていない文化財が数多く存在していると考えられる。

これらの現状を把握し、新たな視点で歴史文化の価値を見出すことで、個別の文化財のみならず周辺環境や関連するものを総合的に捉え、市全域で保存継承が図られる体制の検討が求められている。また、これらの歴史文化遺産は、必ずしもまちづくりに活かされてきたとは言い難く、更なる磨き上げや従来の指定等文化財の保護政策にとどまらない活用の展開が求められている。

こうしたなか、平成 30 年(2018)6 月に、文化財保護法が改正され未指定のものを含めた文化財をまちづくりに活かしながら地域住民とともにその継承を図るため、市域に

おける歴史文化の保存・活用の促進を図ることを趣旨とする「文化財保存活用地域計画」が法定化された。

本市においても社会環境の変化や価値観の多様化、人口減少・少子高齢化が進むなか、生活の中に息づいてきた歴史文化を地域が一体となって次世代に継承し、地域の誇りの醸成や歴史観光に資する取り組みが一層求められている。そこで文化財の保存と活用に関する将来ビジョンや具体的な事業等のアクションプランを定め、輪島市の歴史文化を活かしたまちづくりやその担い手となるひとづくりを一層推進することを目的として「輪島市文化財保存活用地域計画」（以下、「本地域計画」という。）を作成する。

序-２　計画の位置付け

本地域計画は、法第 183 条の 3 の規定に基づき、本市における文化財の総合的な保存・活用を目的としたマスタープラン・アクションプランである。本市の最上位計画である「輪島市第 2 次総合計画」、教育委員会の上位計画となる「輪島市教育大綱」「輪島市教育振興基本計画」との整合を図りつつ、文化財保存管理計画等の個別計画の上位計画として位置づけ作成するものとする。また、石川県における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱である「石川県文化財保存活用大綱」と整合を図るものとする。

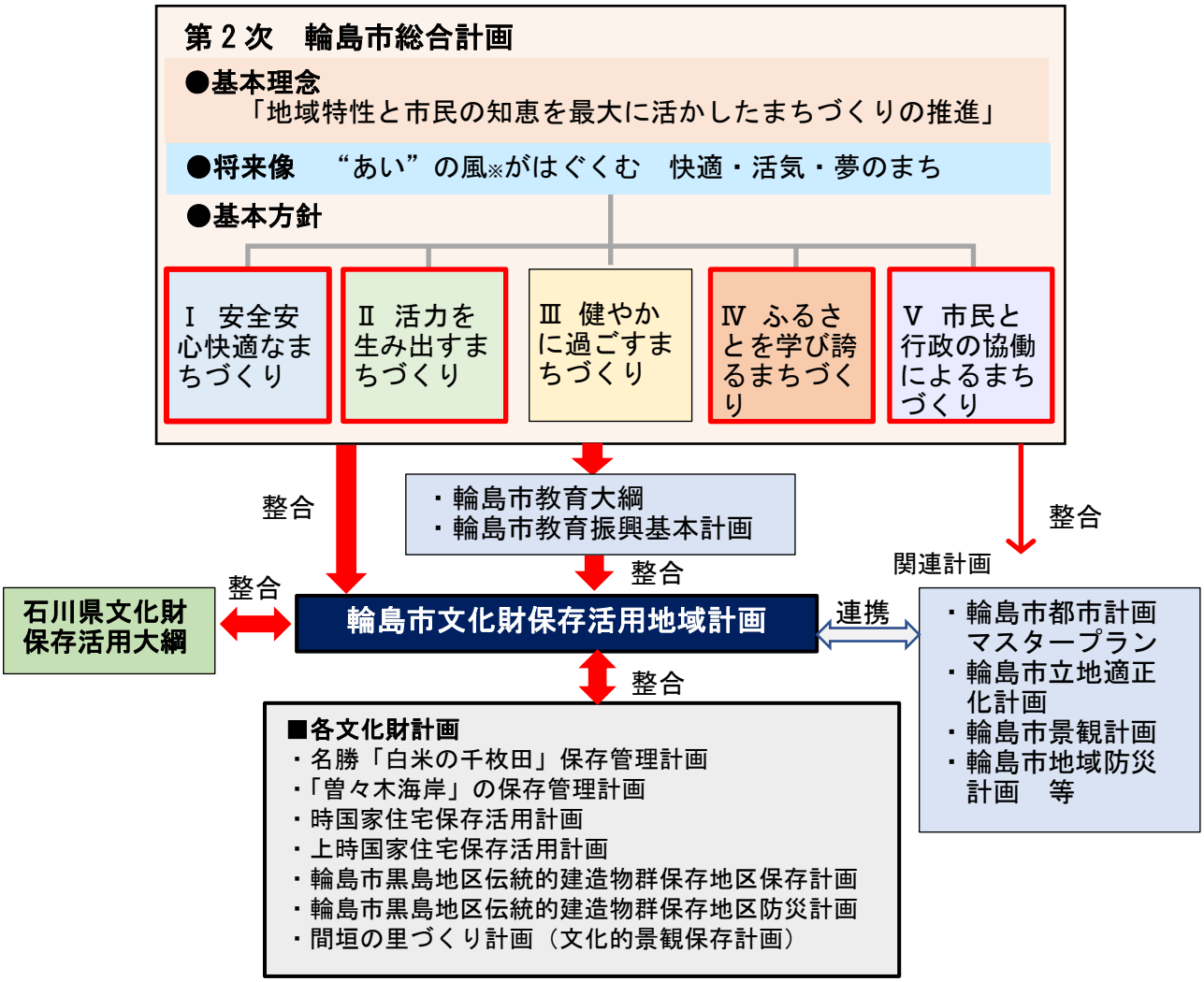

図 序-1 輪島市文化財保存活用地域計画の位置付け

※「あいの風」は「あえの風」ともいい、日本海の沖合から陸へ吹く北東からの風のことで、古くは万葉集にも詠まれた「東風（あゆの風）」が転じたもの。かつて、あいの風を帆に受け、日本海を往来する北前船が本市に活力と文化の多様性をもたらした。

本地域計画の上位計画及び主な関連計画を以下に記す。

≪第 2 次輪島市総合計画≫

<table>
<tr><td>作成年月</td><td>平成 29 年 3 月</td><td>計画期間</td><td>平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度</td></tr>
<tr><td>計画の概要</td><td colspan="3">・基本理念　「地域特性と市民の知恵を最大に活かしたまちづくりの推進」
・将来像　　「“あい”の風がはぐくむ　快適・活気・夢のまち」
・まちづくりの基本理念
　本市が有する豊かで美しい里山里海、匠の文化、ものづくり産業、個性豊かな祭り、伝統行事、文化遺産等の様々な地域資源を最大限に活用し、街づくりを推進する。</td></tr>
<tr><td>基 本 方 針</td><td colspan="3">Ⅰ 安全安心快適なまちづくり　　Ⅱ 活力を生み出すまちづくり
Ⅲ 健やかに過ごすまちづくり　　Ⅳ ふるさとを学び誇るまちづくり
Ⅴ 市民と行政の協働によるまちづくり</td></tr>
<tr><td>歴史文化の位置付け</td><td colspan="3">　基本方針「Ⅰ安全安心快適なまちづくり」「Ⅱ活力を生み出すまちづくり」「Ⅳ ふるさとを学び誇るまちづくり」において、歴史文化を保存活用するための以下の方針が位置付けられている。
○自然・歴史的景観の保全・活用　（基本方針Ⅰ-3-2）
　本市の魅力を際立たせる、海岸景観や歴史的景観、特徴的な街並み景観など、ふるさとへの誇りと愛着、やすらぎを与える輪島らしい景観の保全、活用を目指します。そのために、景観要素を守るとともに、市民生活に根差した活用策を推進するとともに、市民の景観形成意識の醸成とモラルの向上に取り組みます。
○ツーリズムの振興　（基本方針Ⅱ-1-1）
　北陸新幹線やのと里山空港といった交通結節点から国内外の集客を促進し、従来の通過型観光地から魅力ある滞在型の観光都市への転換を目指します。そのため、朝市や祭り、伝統文化、漆芸、自然、味覚、海洋レクレーションなど、地域固有の資源を組み合わせ、多様化する旅行者のニーズをくみ取り、計画的かつ戦略的に、体験型・交流型の要素を強化したツーリズムの振興に取り組みます。
○文化・芸術活動の推進　（基本方針Ⅳ-2-1）
　市民力が地域づくりに大きな影響を与えることを期待し、人々の感性や表現力、想像力等を育み、市民一人ひとりが心豊かな生活、人生を過ごせるよう、文化芸術活動の盛んな地域づくりを目指します。そのため、文化団体と連携しつつ、文化芸術に関する市民の興味・関心を高め、市民が文化芸術に触れる機会の充実を図るなど、文化芸術活動を活かした人づくりとともに、文化芸術活動の拠点となる施設の充実等に取り組みます。
○文化財の保存・活用　（基本方針Ⅳ-2-2）
　本市の貴重な文化財を将来にわたって保存し、先人が培い継承した本市の宝を次代につなぐ地域づくりを目指します。そのため、市内に所在する文化財の存在を広く市民に伝え、市民共有の財産であるという認識を深めつつ、文化財の価値を損なわないような保存に努めるとともに、市民が文化財に触れる機会を増やし、その価値を正しく理解して親しみを持つことができるよう取り組みます。</td></tr>
</table>

≪輪島市教育振興基本計画≫

作成年月	令和 3 年 2 月	計画期間	令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度
計画の概要	・基本理念 「変化する時代の中で、学びを通じて力強く生き抜いていくことができる人づくり」 ・基本目標： ⅰ　学校教育の充実 ⅱ　地域全体で取り組む教育力の向上 ⅲ　生涯学習の推進 ⅳ　文化資源の保存・活用		
歴史文化の位置付け	基本目標「ⅳ 文化資源の保存・活用」において文化財の保存活用に関する施策について以下のことが述べられている。 ○文化財の保存 文化財の新たな掘り起こしを行うとともに、市民及び文化財保持団体等の文化財保存意識の高揚を図り、適正な保存に努めます。 ・文化財の掘り起こし　・文化財の保存意識の高揚 ○文化財の活用 地域固有の財産である文化財に触れる機会を提供し、ふるさと意識の醸成を図るとともに、文化財の観光資源としての活用を図ります。 ・ふるさと意識の醸成　・文化財の観光資源としての活用		

≪輪島市都市計画マスタープラン≫

作成年月	平成 24 年 6 月	計画期間	平成 22（2010）年度～令和 12（2030）年度
計画の概要	○基本理念　「市民がつくる“あい”のまち輪島」 ○基本目標 基本目標 1：郷土への愛着と生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり 基本目標 2：多様な地域資源の魅力を活かし、個性とうるおいあるまちづくり 基本目標 3：連携と交流による、協働のまちづくり		
歴史文化の位置付け	地域特性に基づき、5 つの地域別構想を策定し、以下の将来目標と方向性が述べられている。 ○輪島中央地区 将来目標：輪島の中心地として交流と賑わいのある地域づくり 方向性：歴史的街並みや伝統産業と調和した魅力的な市街地の形成 ・マリンタウンなどの新たな都市空間の整備促進 ・交流と賑わいを演出するウォーカブルシティ輪島の推進 ○輪島西部地区 将来目標：總持寺祖院などの歴史・文化を受け継ぐ地域づくり 方向性：總持寺祖院周辺・黒島の街並みや間垣など、歴史・文化の継承 ・猿山岬などの良好な自然環境の保全 ・自然環境と共生した安全で快適な街並みの形成		

歴史文化の位置付け	○輪島東部地区 将来目標：里山里海の継承と人々の交流が盛んな地域づくり 方向性：曽々木海岸などの良好な自然景観の保全 ・自然と調和した良好な農村・漁村集落景観の保存（里山里海の継承） ・歴史・文化などの観光資源を活かした交流機会の創出 ○輪島南部地区 将来目標：自然と調和した里山を受け継ぐ地域づくり 方向性：自然環境に包まれた、良好な集落景観の保存（里山の継承） ・輪島市への主要な陸路・空路を玄関口として、交流機会の創出 ・交通の利便性を活かした産学拠点の創出

≪輪島市景観計画≫

作成年月	平成 30 年 4 月	計画期間	平成 30(2018)年度～
計画の概要	・景観形成の方針を輪島塗の工程になぞらえて以下のとおり定めている。 方針 1「景観の木地づくり」 ・市民が景観を学び、景観づくりに参加できるような取り組みを進めていく 方針 2「景観の研ぎ・塗り・加飾」 ・景観に磨きをかけ人々に感動と安らぎを与えられる景観づくりを行う 方針 3「景観のなおしもん」 ・価値を高めた景観を修復、手直しを繰り返し、より良い景観形成を続けていく		
歴史文化の位置付け	・景観類型を「自然景観」「まちなみ景観」「生活景観」「眺望景観」に分類し、それぞれに景観形成方針を定めている。 ○自然景観 ・海岸沿いの道路から見え隠れする、海・集落・緑・断崖が織りなす個性ある景観の保全に努めます。 ・海岸景観との調和に十分配慮した景観形成に努めます。 ・奇岩や滝など、海岸景観のアクセントとなる景観要素の保全に努めます。 ・砂浜からの夕日など海と親しめる空間づくりに努めます。 ・海岸清掃など市民、事業者、行政の協力・連携による景観保全に努めます。 ・市街地などの背景となる山並み景観の保全に努めます。 ・山地景観に配慮した事業活動に努めます。 ・地域独自の植生の保全と活用に努めます。 ・能登空港からの眺望景観に配慮した事業活動に努めます。 ・うるおいある河川景観と調和した川沿い景観の規制誘導に努めます。 ・軸としての連続性に十分配慮した河川整備に努めます。 ・河川清掃、生活排水への配慮など市民・事業者・行政の協力・連携による景観保全に努めます。 ○まちなみ景観 ・輪島の伝統的な意匠を活かした住環境の創出に努めます。 ・市街地の背景となる自然景観との調和に努めます。		

歴史文化の位置付け	・輪島らしい景観の創出に努めます。 ・門前らしい景観の創出に努めます。 ・門前の伝統的な意匠を活かした景観の創出に努めます。 ・水辺・田畑・家屋・周辺の自然環境が一体となった里山景観の保全に努めます。 ・担い手育成や交流人口の増加などによる里山景観の保全・継承に努めます。 ・棚田の継承による景観の保全に努めます。 ・生活に密着した里海景観の保全に努めます。 ・景観保全のための生活環境充実に努めます。 ・伝統的な佇まいの残る里海景観の保全に努めます。 ・快適かつ安全な景観ネットワークの形成に努めます。 ・良好な沿道景観の形成に努めます。 ・良好な景観資源の保全に努めます。 ・移動する歩行者や車からの視点に配慮した沿道景観の形成に努めます。 ○生活景観 ・生活景観の保全継承に努めます。 ・伝統文化や祭礼の舞台としての景観形成に努めます。

≪輪島市地域防災計画≫

作成年月	平成 18 年 2 月	計画期間	平成 18（2006）年度～
計画の概要	一般災害対策編においては文化財の災害予防、一般災害対策編、地震災害対策編、津波災害対策編においては文化財対策として事前対策、応急処置等について記述している。		
歴史文化の位置付け	○文化財の災害予防 1. 建築物等予防対策 ・指定文化財のうち、建築物については、次の事項について、教育委員会、消防機関及び警察と協力して所有者、管理者等を指導する。 ア 防火管理の体制を整備する。 イ 環境の整理整頓を実施する。 ウ 火の使用を特に注意し、場合によっては制限する。 エ 火災危険のある個所の早期発見並びに施設の改善を行う。 オ 火災警戒は、特に厳重に行う。 カ 消火設備を完備する。 キ 警報装置を完備する。 ク 消防用水の確保措置を講ずる。 ケ 消防車両の進入道路を確保する。 コ 防火塀、防火帯を設ける措置とする。 サ 防火壁、防火戸を設置する。 シ 自衛消防組織の訓練を実施する。 ス 盗難、き損等事故防止措置を講ずる。		

歴史文化の位置付け	2. 美術工芸品等の予防対策 ・美術工芸品は、できる限り耐火・耐震性の強い収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、建築防火設備同様の措置をとるよう指導する。 3. 史跡、名勝、天然記念物等の予防対策 ・災害が発生しても人命に被害が及ばぬよう平常時の管理に万全を期すよう指導する。 4. 事前対策 ア 防災対策の意識啓発と予防対策 ・教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。 ・また、火災による焼失被害を防止するために消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。 イ 民間団体との連携 ・市教育委員会は、文化財保護のため、平時から民間団体等との連携を強化する。 ○文化財対策 1. 応急処置 ・文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図る。 ・文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会経由で県教育委員会に報告する。 ・関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。その際、教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。 ・文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生したときには、被害者の救助を優先する。 2. 被災文化財 ・被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置する。 3. 埋蔵文化財対策 ・緊急を要する復旧事業が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。 4. 事前対策 ・教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。

序-３　計画の期間

本地域計画の計画期間は、令和 4 年度(2022)から令和 14 年度(2032)までの 11 年間とし、令和 4 年度(2022)から令和 6 年度(2024)の 3 年間を短期、令和 9 年度(2027)までを中期、令和 14 年度(2032)までを長期とする。本市の第 2 次輪島市総合計画の計画期間が平成 29 年度(2017)から令和 8 年度(2026)であることから、第 3 次輪島市総合計画が策定された際にその内容を本地域計画の長期計画に反映させ、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

なお、文化財を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、柔軟に施策の推進を図るため、計画期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。またその見直しをする際、計画期間の変更、市域内の文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更や地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更については、計画変更の認定申請を行うものとし、それ以外の軽微な変更については、石川県を通じて文化庁に報告するものとする。

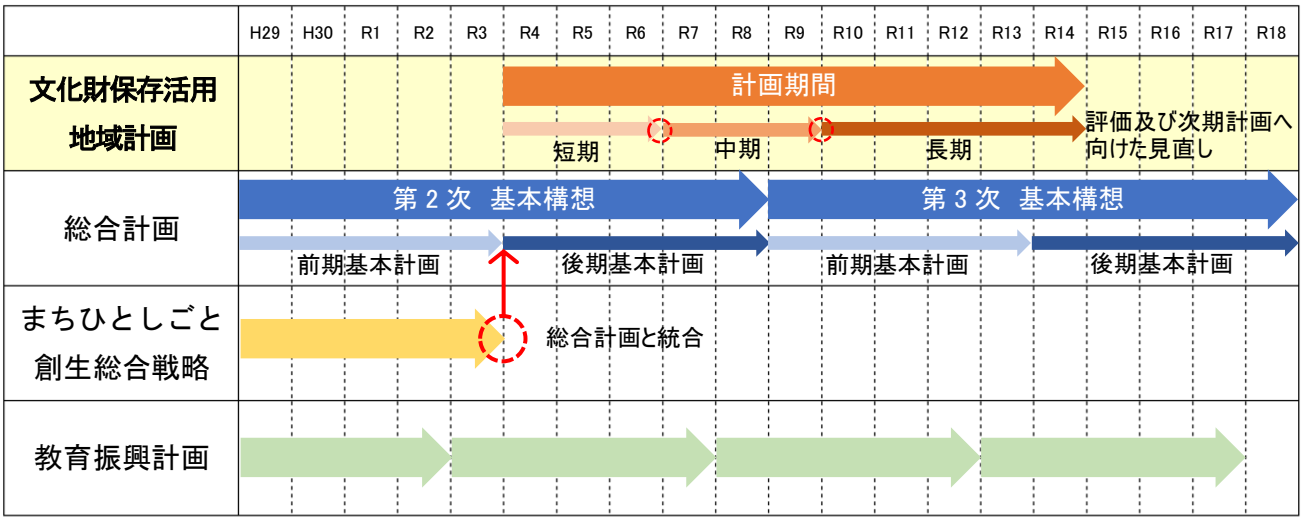

図　序-2　計画期間と関連計画との関係性

序-４ 作成の体制と経緯

本地域計画の作成にあたっては、令和元年度(2019)に文化財保護法第 183 条の 9 に基づく協議会として、学識経験者・地元関係者で構成された「輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会」(以下、「協議会」という。)を設置し、各委員の専門的な見地から助言・指導を得ながら検討を進めた。

令和元年度(2019)を初年度とし、協議会を各年度につき 3 回程度の開催をし、最終年度には輪島市文化財保護審議会への意見徴収、パブリックコメントの実施を経て本地域計画の作成を行った。

輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会

区分	分野	氏名	役職
学　識 経験者	《会長》 全体総括	西村 幸夫	東京大学名誉教授 神戸芸術工科大学教授(令和元年度) 國學院大學新学部設置準備室長教授（令和2年度～）
	文化的景観	安藤 邦廣	筑波大学名誉教授
	建 築	坂本 英之	金沢美術工芸大学名誉教授
	まちづくり	菅野 圭祐	金沢工業大学講師(令和元年9月～同3年8月) 筑波大学芸術系助教(令和3年9月～)
	里山文化	坂本 善昭	NPO法人石川県茅葺き文化研究会理事長
地元	《副会長》 経済界	里谷 光弘 久岡 政治	輪島商工会議所会頭（令和元年9月～同年10月） 輪島商工会議所会頭（令和元年11月～）
	経済界	沢田　　隆	門前町商工会会長
	観　光	新甫　　実	輪島市観光協会会長
	郷土史	高山 文雄 岸野 欣一	輪島地方史研究会会長（令和元年9月～同3年12月） 輪島地方史研究会会長（令和3年12月～）
	郷土史	大倉 克男	門前町郷土史研究会会長
	文化財関係 保存会	工野 伸治	黒島まちなみ保存会会長
行政	石川県	田村 彰英 山下 幸則	石川県教育委員会事務局文化財課長（令和元年度） 石川県教育委員会事務局文化財課長（令和2年度～）
	輪島市	定見 充雄 冨水　　聡 坂口　　勇	輪島市教育委員会教育部長(令和元年度) 輪島市教育委員会教育部長(令和2年度) 輪島市教育委員会教育部長(令和3年度)
	輪島市	中前　　豊 日野　　悟	輪島市建設部都市整備課長(令和元年度) 輪島市建設部都市整備課長(令和2年度～)
	輪島市	永井 一成	輪島市産業部観光課長
	輪島市	平岡　　広 出坂 正明	輪島市総務部防災対策課長(令和元年度) 輪島市総務部防災対策課長(令和2年度～)

輪島市文化財保護審議会

役職	氏名	専門分野	役職等
会長	大向　稔	美術工芸	元会社役員
職務代理	木越 祐馨	郷土史	光琳寺住職・加能地域史研究会代表委員
委員	矢花 秀惠	宗教	浄願寺住職
委員	高木 信治	建築	高木信治建築研究所所長
委員	中田 玄丈	宗教	元總持寺祖院事務員
委員	砂上 正夫	考古	元輪島市職員
委員	坂下 静香	植物	能文連自然保護特別委員会委員
委員	小橋 明直	教育	元輪島市教育委員会委員長
委員	東四柳 史明	郷土史	金沢学院大学名誉教授
委員	塩安 眞一	美術工芸	輪島漆器商工業協同組合相談役

≪作成の経緯≫

令和元年度（2019）

8 月 1 日　　輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会規則　制定

9 月 12 日　第 1 回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催

12 月 9 日　第 2 回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催

3 月 21 日　第 3 回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催

令和 2 年度（2020）

8 月 28 日　第 4 回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催

11 月 27 日　第 5 回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催

3 月 11 日　第 6 回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催

令和 3 年度（2021）

7 月 13 日　第 7 回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催

11 月 16 日　第 8 回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催

12 月 13 日　輪島市文化財保護審議会への意見聴取

1 月 25 日　第 9 回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催

2 月 8 日　パブリックコメントの実施（2 月 8 日～3 月 10 日）

3 月 10 日　輪島市文化財保護審議会への意見聴取

3 月 17 日　第 10 回輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会の開催

序-５ 用語の定義

（１）本地域計画の対象

文化財とは、人々の暮らしの中で継承されてきた有形・無形の所産を指す。文化財保護法では、6 類型の文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）や文化財の保存技術について、重要なものを国が指定・選定・登録、地方公共団体が指定し、保存に努めることとしている。しかし、「歴史文化」とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものであることから、本地域計画では、未指定のものも含めて、文化財保護法の 6 類型の文化財、埋蔵文化財、文化財の保存技術のほか、伝承、娯楽など、地域で継承されているものや、継承が危ぶまれているが大切にしたいと思われているもの、さらに個々の文化財を核とし、それらを取り巻く周辺環境や人々の活動を幅広く対象とする。

（２）歴史文化遺産と歴史文化

本地域計画では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群などの指定等文化財、未指定文化財と歴史的・文化的な価値を有する類型外の文化的所産を併せて「歴史文化遺産」とする。

一方、「歴史文化」は歴史文化遺産と、それを取り巻く周辺環境とそれを下支えする人々の生活（活動）が相互に関係し創り出されるものと定義する。

【指定等文化財】：指定・選定・登録の文化財

【歴史文化遺産】：「指定等文化財」＋「未指定の文化財」
＋「歴史的・文化的な価値を有する類型外の文化的所産」

【歴　史　文　化】：「歴史文化遺産」＋「周辺環境や人々の活動等」

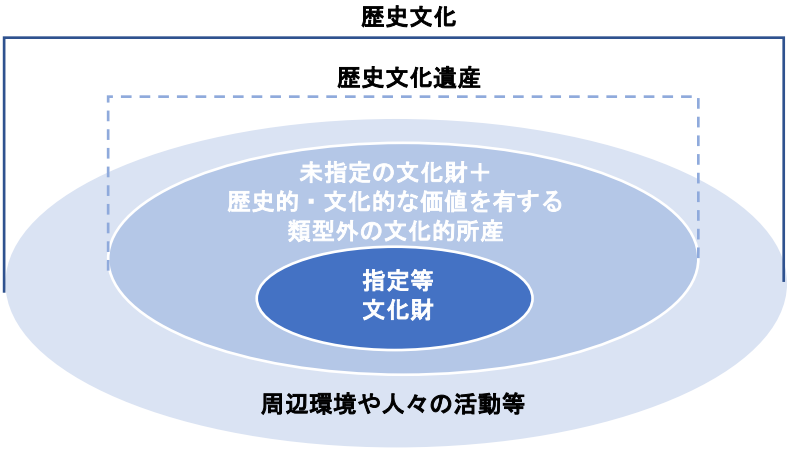

図 序-3 歴史文化遺産と歴史文化の捉え方

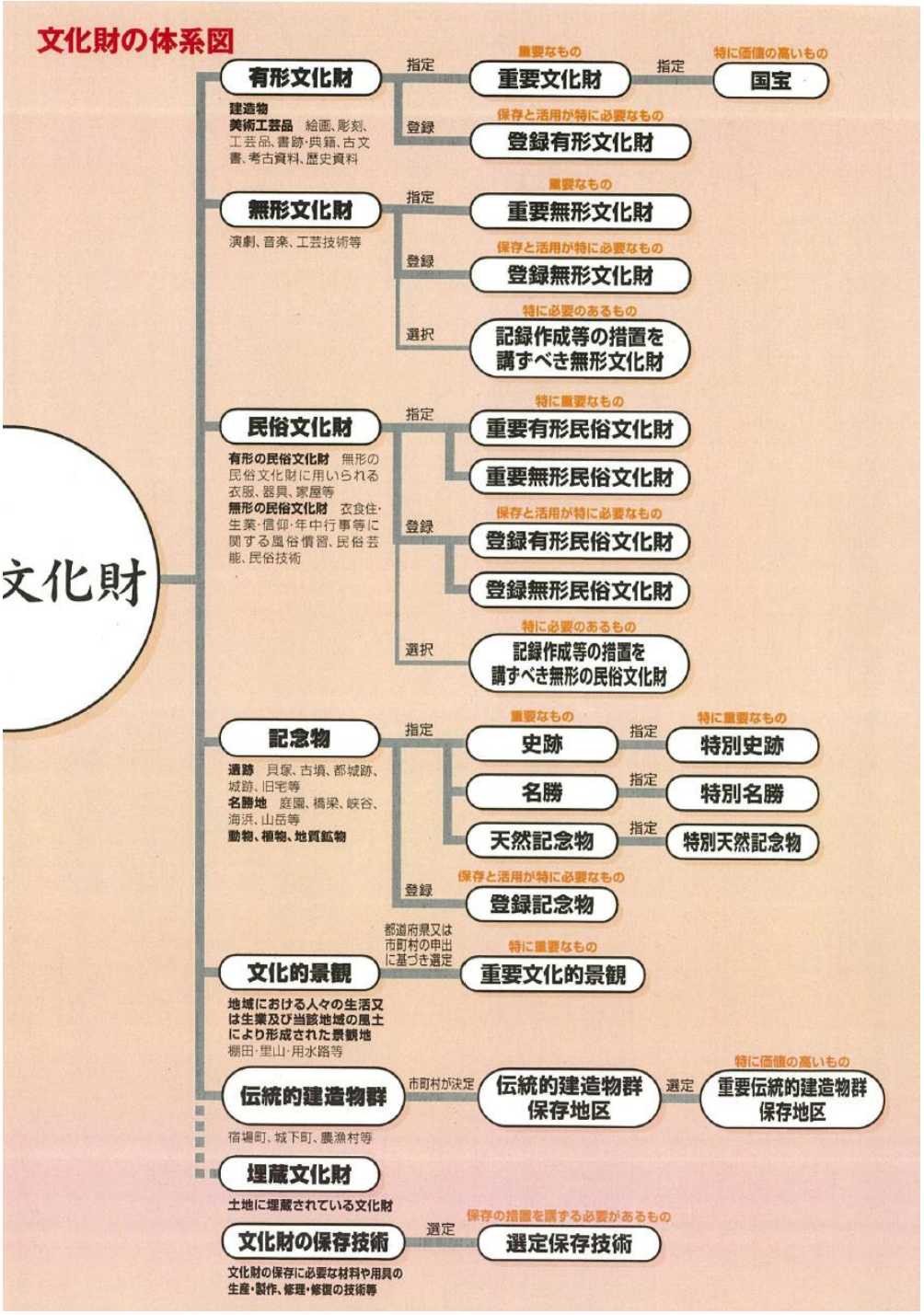

図 序-4 文化財保護法に規定される 6 類型

１章. 輪島市の歴史文化の成り立ち

１－１　地理的・自然的環境

（１）位置

本市は、本州中央部日本海に突出した能登半島の北西部に位置する。東は珠洲市および能登町に、南は穴水町および志賀町にそれぞれ隣接する。市域面積は 426.32 ㎢で、石川県の約 10.2%を占めており、東西 42km、南北 31km の広がりを有する。また、北方海上に七ツ島(23km 沖)、舳倉島(49km 沖)がある。

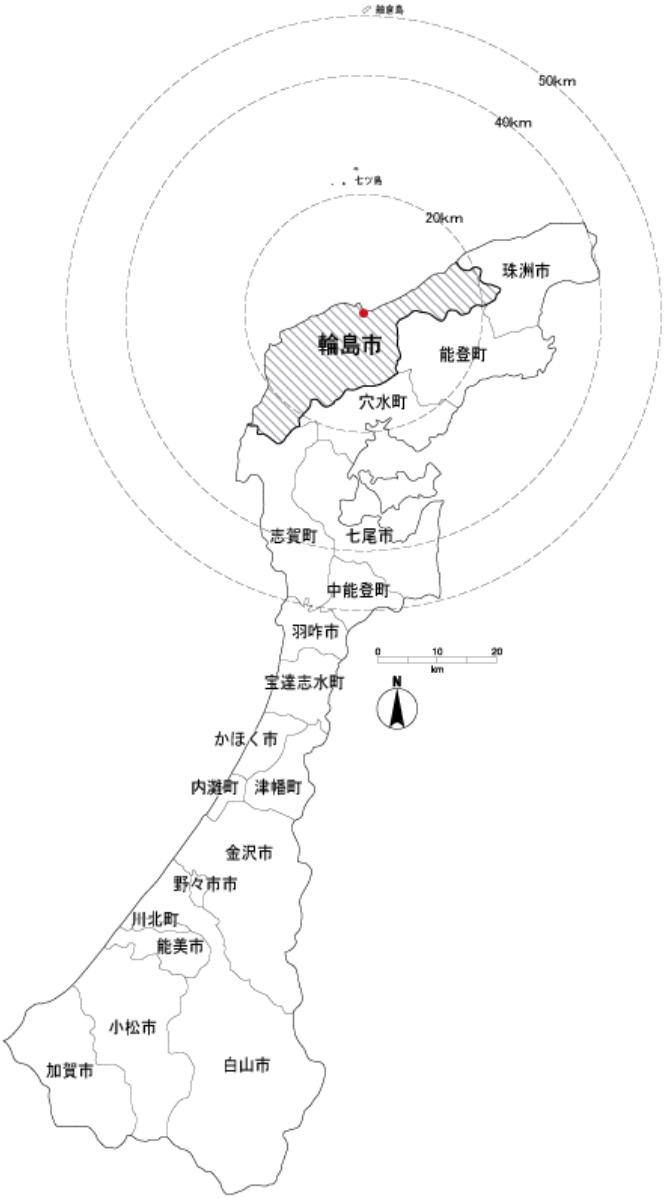

図 1-1 輪島市の位置

（２）地勢

本市は、石川県北部の日本海に突出した能登半島北部に位置する。能登北部は能登山地、能登丘陵からなり、半島北部の北側を占めている。海抜高度 300～400mの比較的開析の進んだ山地で、東部の高洲山（標高 567m）が突出している。沿岸部の各所には海岸段丘が発達し、波浪浸食が著しく、荒々しい海岸地形がみられる。

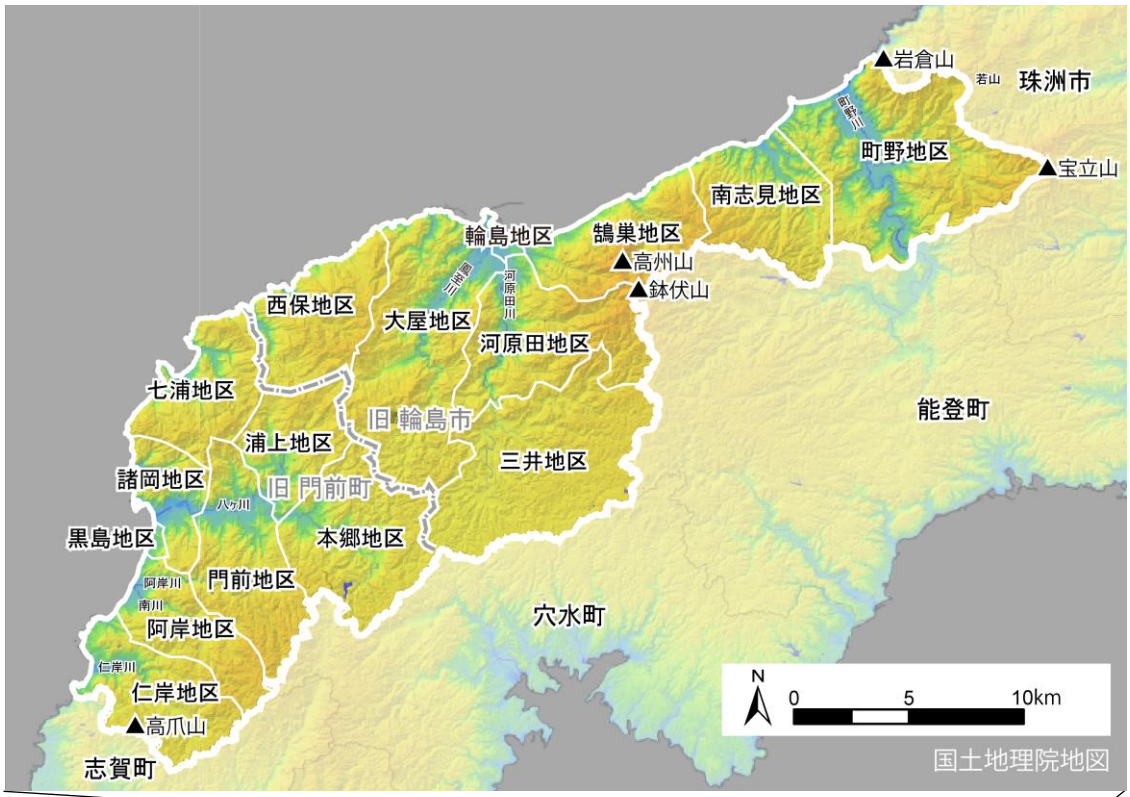

図 1-2 輪島市域

荒々しい海岸地形

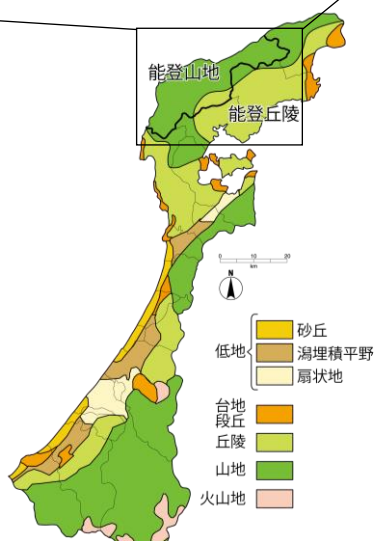

図 1-3 地形図

（３）地質

本市の能登山地東部及び奥能登丘陵東部のうち、南側には主に中新世前期のデイサイト質火砕岩が分布し、その北側には中新世中期の沼岩層が分布する。東部にある町野町曽々木から東の海岸及び内陸には粟蔵凝灰岩層（あわくらぎょうかいがんそう）と呼ばれる凝灰岩が分布する。また、曽々木の岩倉山付近には流紋岩溶岩（りゅうもんがんようがん）（岩倉山流紋岩）が分布する。能登山地西部の門前町周辺には主に中新世前期の砂岩・泥岩・礫岩が分布する。また、先第三系の花崗岩類がごく一部に露出する。奥能登丘陵西部には、主に中新世前期の安山岩質凝灰角礫岩・凝灰岩・溶岩が広く分布する。

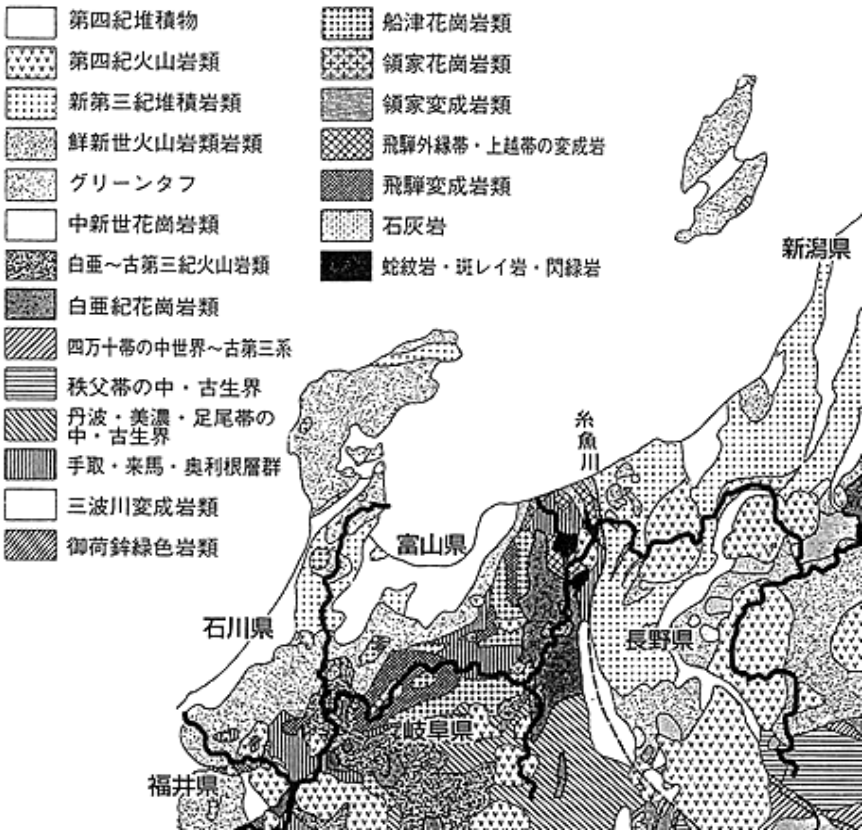

図 1-4 地質図　　（(財) 国土開発技術研究センター）

鳴き砂の浜（琴ヶ浜）

本市の西部、仁岸地区では仁岸川下流域に鳴き砂の浜が広がります。これは、仁岸川上流の花崗岩類（石英）の細粒したものが流れ出て、水で洗われて表面の摩擦係数が大きくなると、触れたり踏んだりして砂に力がかかり「キュッキュッ」と音が鳴ります。全国で 20 数ヶ所あるといわれています。

（４）気候

本市の気候は、暖温帯に属し、夏季は沖合から陸地へ吹く穏やかな北東の風が吹き、冬季は湿った北西の季節風が吹き付ける。この季節風は「あいの風」と呼ばれ、かつてあいの風を帆に受け、日本海を往来する北前船が本市に文化の多様性をもたらした。

平成 30 年以前の 10 年間の平均年間総雨量は 2,736 ㎜で、平均気温は 14.2 度前後である。本市は豪雪地帯に指定されているが、冬は比較的暖かく、平野部においては雪も少なめで、季節の移り変わりが鮮やかである。

本市では、昭和 30 年代に大雨による水害を度々経験しているが、河川改良に伴い大規模水害等は発生していない。市域では平成 3 年(1991)に大型台風による被害を経験しているほか、平成 19 年(2007)には輪島市西部を震源とする能登半島地震により大きな被害を受けた。

表 1-1 日照時間

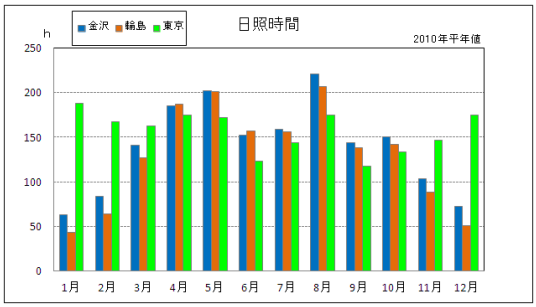

表 1-2 雷日数

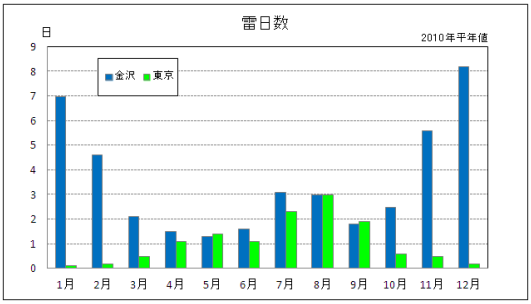

表 1-3 平均気温

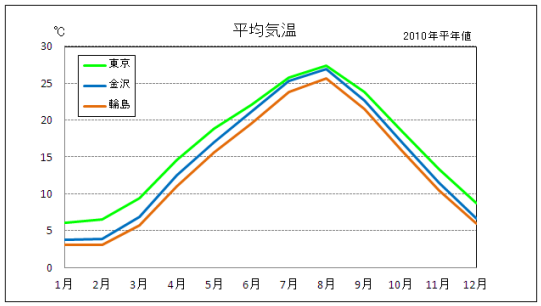

表 1-4 降水量

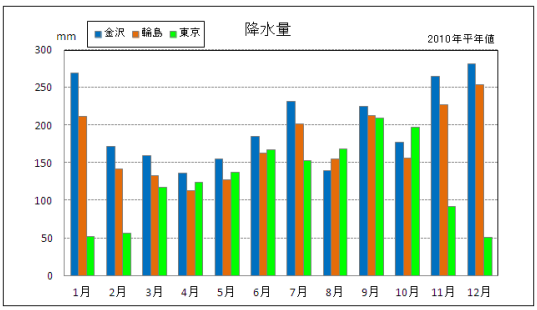

表 1-5 相対湿度

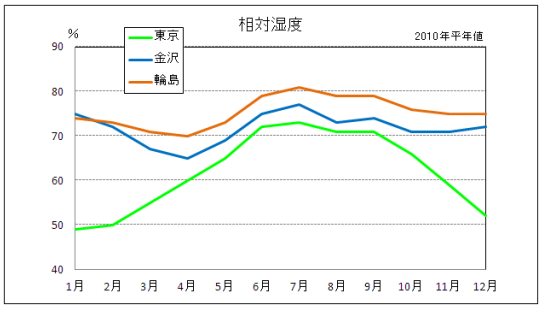

（気象庁　金沢地方気象台）

（５）生態系

①植生区分

≪自然植生≫

自然植生とは、本来その土地に生育していた原生林などをいう。環境省による植生調査(第 6・7 回自然環境保全基礎調査)によると、本市では、冬季の季節風の影響を強く受ける沿岸部にはケヤキ群落、輪島港近くにはクロマツ群生や、イノデータブ群落が残っている。

≪代償植生≫

代償植生とは、人間活動の影響によって置き換えられた二次林などをいう。本市では、標高の高い丘陵地はヤブツバキクラス域の代償植生であるコナラ群落が多い。

≪その他≫

河川沿いには水田が分布し、丘陵や段丘はヒノキアスナロの植林地が多くを占める。ヒノキアスナロは、「能登ヒバ（別名：アテ)」とも呼ばれ、湿気に強く、腐朽し難く、優れた耐久性を持っている。このことから、住宅の土台や外壁に用いられ、また、近年では伊勢神宮にも使われている。

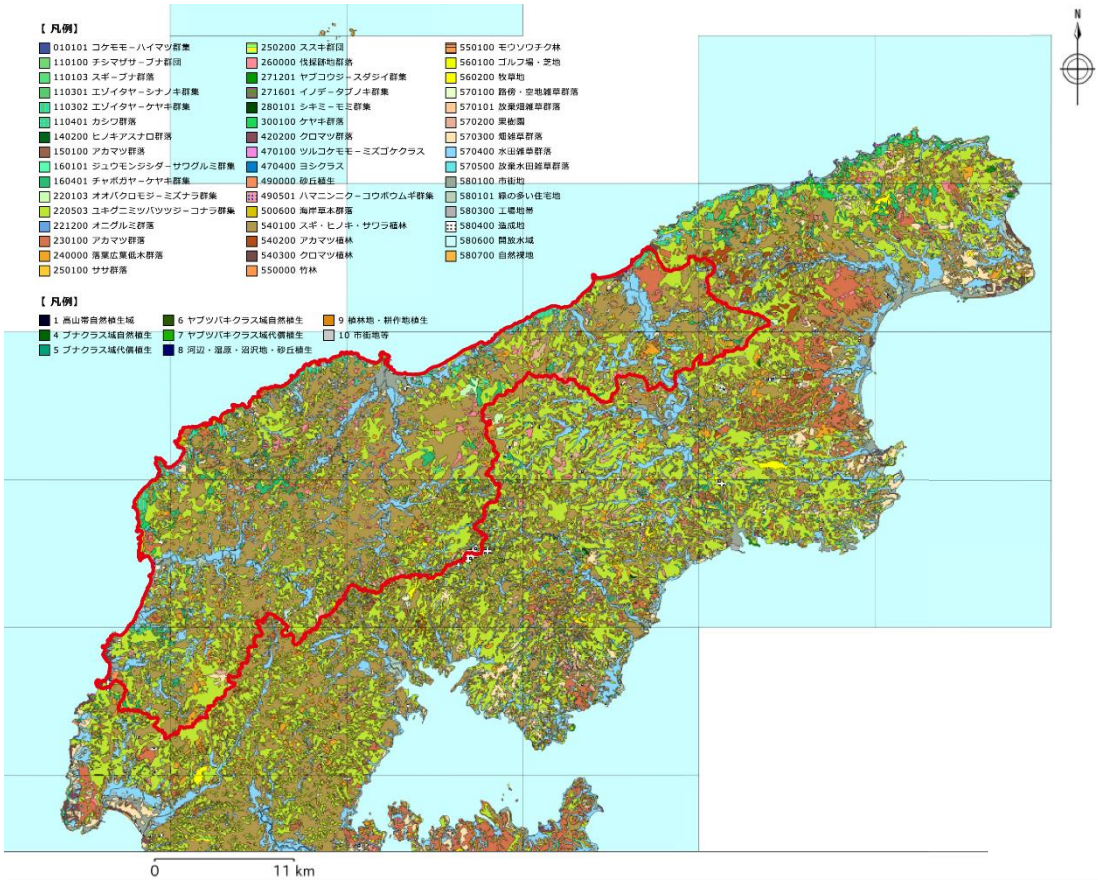

図 1-5 植生図　　（環境省　自然環境局）

②重要な生態系

・哺乳類では、近年、目撃例が相次いだツキノワグマが輪島市内の山中で確認された。

・鳥類では、本市の沖合にある舳倉島は、大陸と日本列島を往復する渡り鳥にとって休憩ポイントとなっている。シロチドリやハクセキレイのほか、キビタキ、オオルリなどの希少なものも確認されている。

・昆虫類では、自然環境保全調査の調査対象種となっているクロモンヤマトヨコバイが輪島市内の丘陵地でみられる。

・両生類では、自然環境保全調査の調査対象種となっているクロサンショウウオは県内に広く分布しているが、市街地では特にみられない。

・淡水魚では、鳳至川には全国的に減少してきている種であるアユカケの分布が確認され、また、鳳至川と河原田川の下流部分では、サケとシロウオが確認されている。

シロチドリ

（分類）チドリ目チドリ科　*Charadrius alexandrinus*

（環境省RDB種）　—

（分布）全国で留鳥。北日本のものは暖地で越冬。世界の中・低緯度地域に広く分布。

（生態）4～7月に海岸の砂浜や河原、または埋め立て地など一時的に攪乱されて生じる裸地の地上に営巣し、2～3卵を産む。おもに干潟・湿地で、ゴカイや水生昆虫やミミズなどの小動物を食べる。

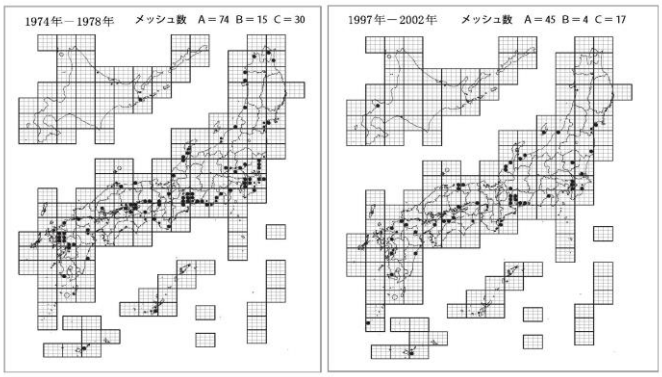

図 1-6 重要な生態系（鳥類：シロチドリ）の分布範囲

ハクセキレイ

（分類）スズメ目セキレイ科　*Motacilla alba*

（環境省RDB種）　—

（分布）おもに本州中部以北で繁殖。北海道のものは多くが南で越冬。ユーラシアからアフリカに分布。

（生態）低地の水辺や市街地などにすみ、5～7月に岩や人工物のすき間や穴状の場所に営巣する。4～5卵を雌雄交代で12日前後抱卵し、15日前後で巣立つ。冬期には越冬個体が多くなり、1,000羽以上の集団ねぐらも知られる。

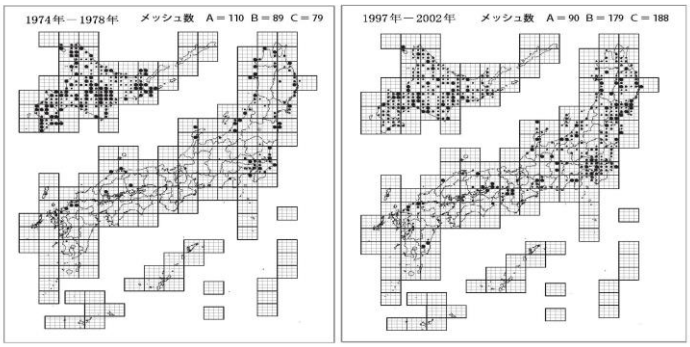

図 1-7 重要な生態系（鳥類：ハクセキレイ）の分布範囲

１－２ 社会的環境

（１）行政単位の変遷と集落

明治 22 年(1889)に市町村制施行によって、現在の輪島市、穴水町、能登町にまたがる鳳至郡の一部は、輪島町、鵠巣村、南志見村、河原田村、三井村、西保村、大屋村、鳳至谷村、岩倉村、西町村、町野村、櫛比村、黒島村、諸岡村、本郷村、浦上村、七浦村、剱地村、阿岸村、仁岸村に再編成された。町村合併促進法制定後の昭和 31 年(1956)に輪島市と町野町が合併し輪島市となり、門前町と剱地村が合併し門前町となった。平成 18 年(2006)2 月 1 日に平成の大合併として輪島市と門前町が合併し、現在の新「輪島市」が誕生した。

表 1-6 合併の経緯

■ 明治以降の合併の経緯 ■

年	M22	M41	S5	S15	S29	S31	H18
町村名	輪島町				輪島市	輪島市	輪島市
	鵠巣村						
	南志見村						
	河原田村						
	三井村						
	西保村						
	大屋村	大屋村					
	鳳至谷村						
	岩倉村	町野村		町野町			
	西町村						
	町野村						
	櫛比村		門前町		門前町	門前町	
	黒島村						
	諸岡村						
	本郷村						
	浦上村						
	七浦村						
	剱地村	剱地村					
	阿岸村						
	仁岸村						

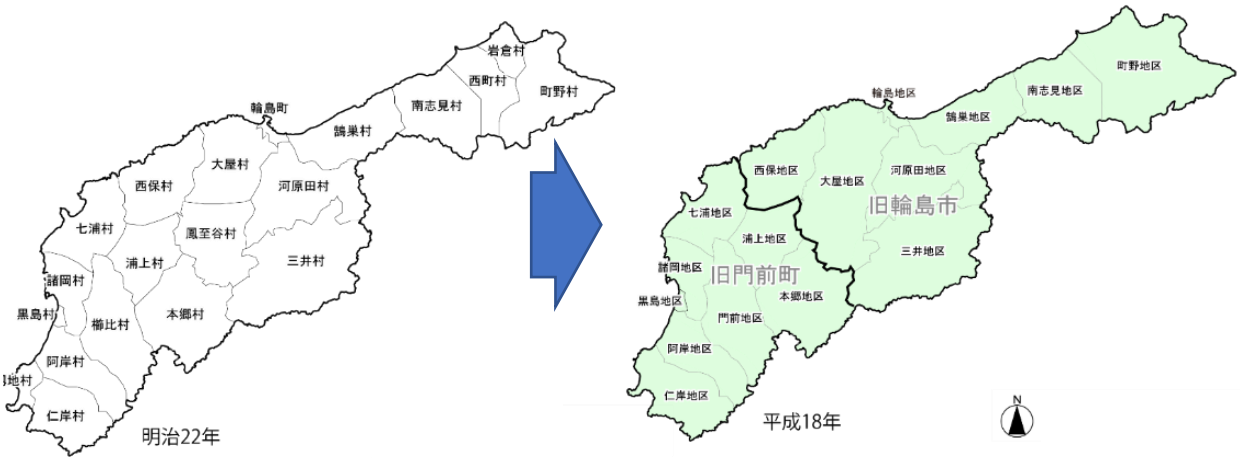

図 1-8 輪島市域の変遷

（２）人口・世帯数等

本市の人口は、減少を続けており、平成 22 年(2010)から令和 2 年(2020)の 10 年間で、5,225 人(約 18%)が減少して 24,633 人となっている。

年齢別の人口では、年少人口(15 歳未満)及び生産年齢人口(15～64 歳)の割合が減少する一方、老人人口(65 歳以上)の割合が増加し続け、平成 27 年(2015)には、高齢化率 43.1%となっている。

表 1-7 人口・世帯数の推移

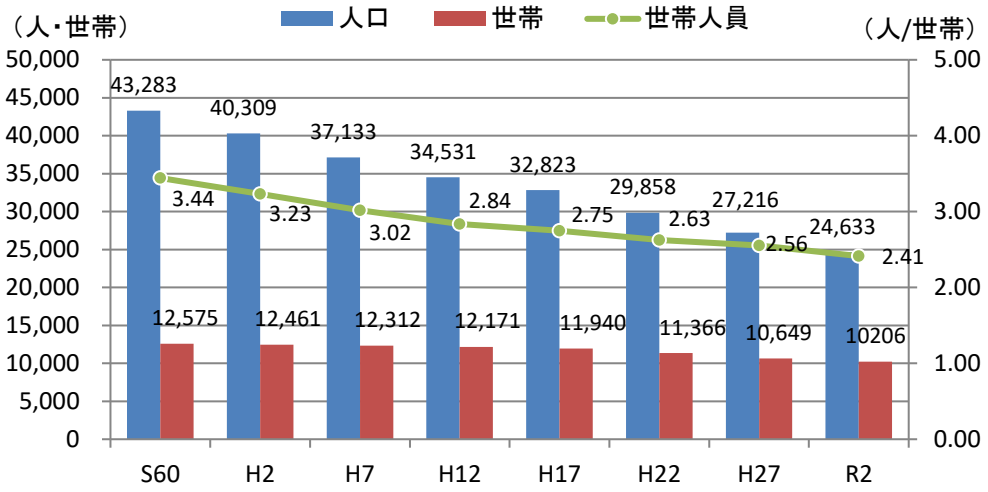

（国勢調査）

表 1-8 年齢別人口の推移

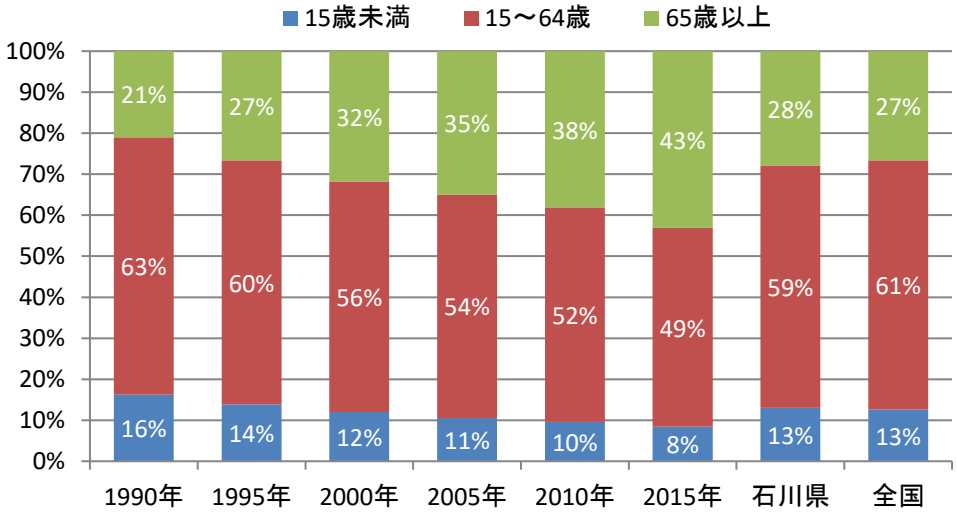

（国勢調査）

また、国立社会保障・人口問題研究所によると本市における将来人口推計では、令和7年(2025)には約21,000人となり、令和12年(2030)には19,000人を切り、さらに令和27年(2045)には13,000人を下回ることが予測されている。

表 1-9 将来推計人口

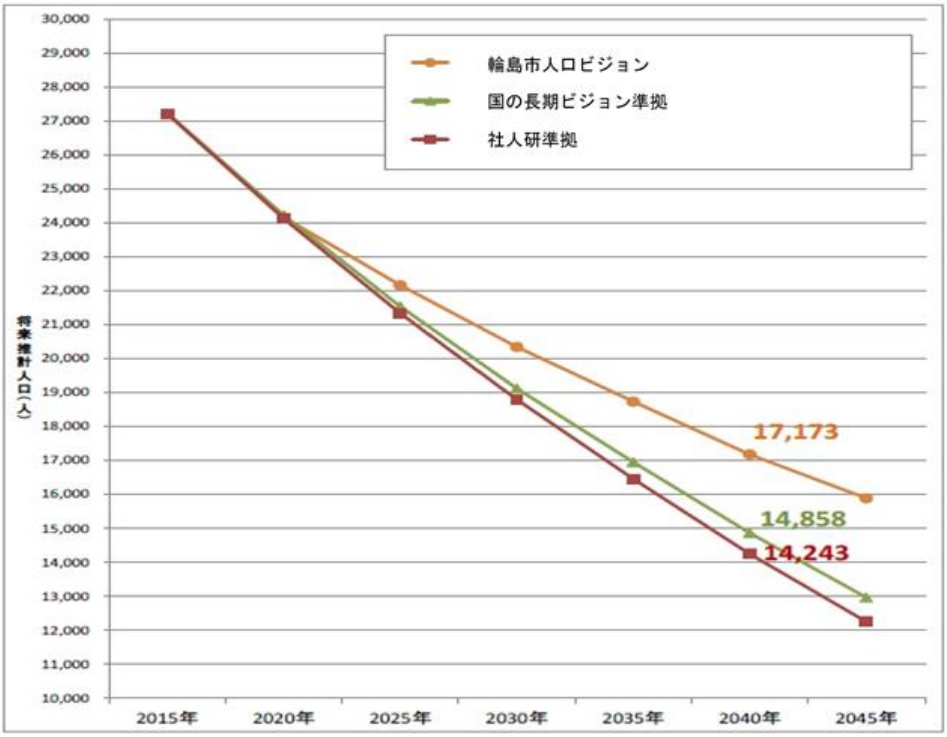

(国立社会保障・人口問題研究所)

（３）産業

本市は、江戸中期頃より技術が継承されてきた輪島塗が伝統産業としてあり、また、風光明媚な景勝地や歴史文化を感じられる土地柄から、小売業、宿泊業を中心とした観光産業も発展してきた。

平成 27 年(2015)の産業別就業者数比率は、第 3 次産業が 63.2%、第 2 次産業が 23.9%であり、第 2 次・第 3 次産業が大半を占め、第 1 次産業は 12.9%である。

平成 28 年度(2016)の市内総生産の構成をみると、小売業の割合が高く、市内総生産の 20.9%を占める。次いで、製造業 19.5%、医療福祉 11.3%、建設業 11.0%、宿泊・飲食業 10.7%の順となっている。

表 1-10 産業別就業者比率の推移

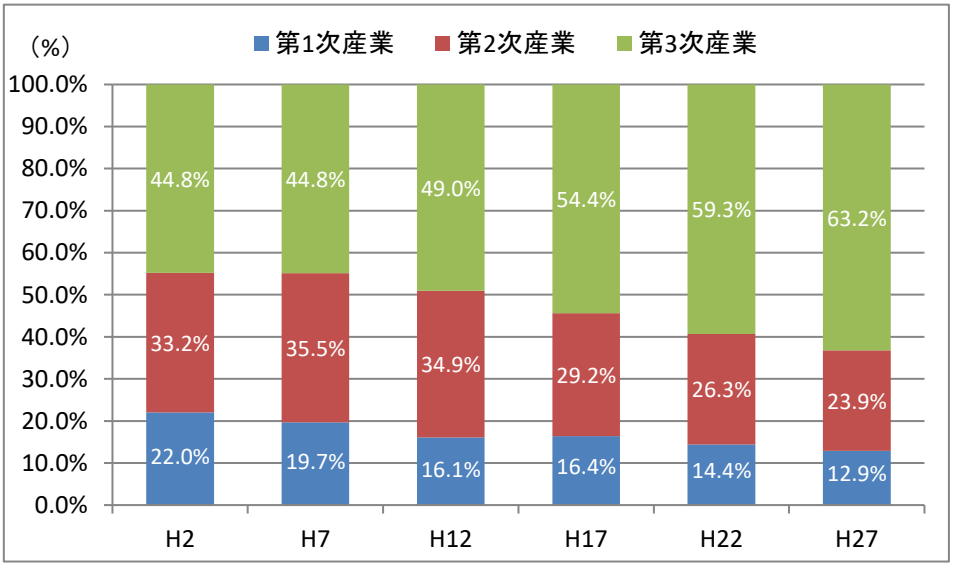

（国勢調査）

≪農　業≫

平成 27 年(2015)の「農林業センサス」によれば、経営体数(農家数)は 976 戸で、そのうち自給的農家は 25 戸、販売農家が 951 戸である。また販売農家については専業農家が 94 戸、第 1 種兼業農家が 143 戸、第 2 種兼業農家が 714 戸であり、経営規模別では、0.3ha 未満は 6 戸、0.3ha～1.0ha は 687 戸、1.0ha～3.0ha は 207 戸、3.0ha～5.0ha は 29 戸、5.0ha～10.0ha は 19 戸、10ha 以上は 6 戸となっている。

農業経営体による販売目的の作物別作付面積は、水稲が 1,070ha と最も多く、大豆 49ha、六条大麦 42ha と続いている。

≪林　業≫

林業は林野面積が 32,588ha であり、私有林が 81.2%を占め、公有林が 18.5%、国有林が 0.3%となっている。素材が 17,700 ㎥、食用きのこ類が 5,043 kg生産されている。

≪漁　業≫

漁業経営体は 219 団体で、漁船 10ｔ未満のものが 58.4%を占め、定置が 1.9%、その他 39.7%となっており、全てが沿岸漁業である。令和元年(2019)の漁獲量は 5,907ｔで、まき網が 29.8%、底引き網が 22.0%、刺し網が 15.5%、定置網が 13.7%となっている。

≪観光業≫

本市への観光入込客数は、令和元年度(2019)で 1,210,000 人である。令和２年度(2020)は新型コロナウイルス感染症の影響により観光入込客数が減少しているが、全体としてはほぼ横ばいである。最も入込客数が多い施設は「輪島キリコ会館」で年間 6.9 万人を超える。

表 1-11 観光入込客数の推移

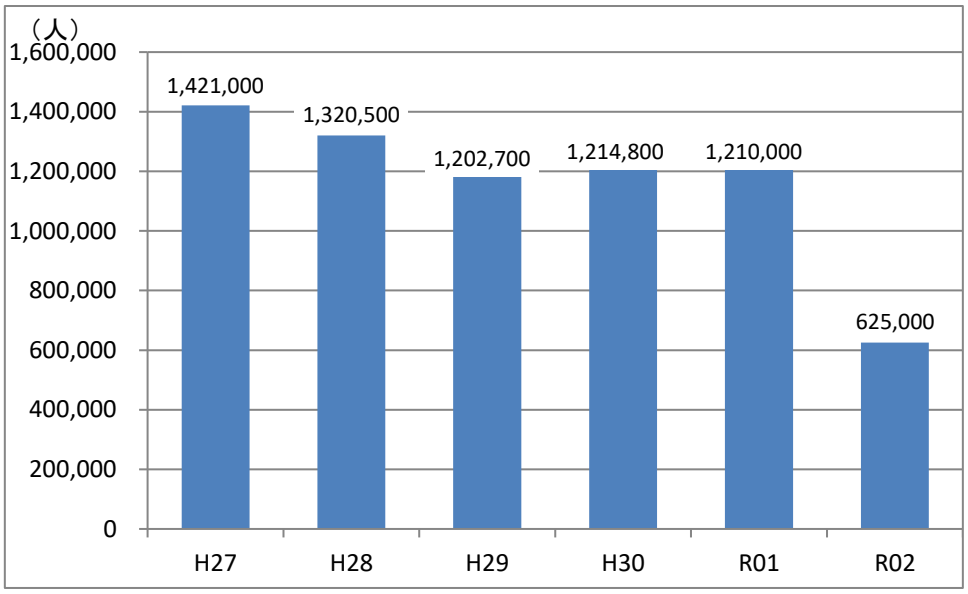

（輪島市統計書）

表 1-12 主要観光施設の入込者数推移

	H27	H28	H29	H30	R01
總持寺祖院	72,000	57,000	47,000	47,000	49,000
上時国家	34,000	19,000	13,000	12,000	9,000
輪島朝市	805,000	693,000	635,000	567,000	523,000
輪島キリコ会館	153,000	113,000	86,000	80,000	69,000

（統計からみた石川の観光）

≪漆器業≫

代表的な地場産業である「輪島塗」の生産額は、平成 3 年(1991)の 180 億円をピークに減少を続け令和 2 年度(2020)では 26 億円まで落ち込み、事業所数もピーク時の約半数となる 431 事業まで減少している状況である。

本市の基幹産業である観光産業と漆器産業についての関係を見ると、観光入込客数は昭和 55 年(1980)の 270 万人、平成 3 年(1991)の 255 万人と好況を続けてきたが、長引く経済不況や能登半島地震の影響もあり、平成 19 年(2007)には 91 万人まで落ち込みをみせた。その後、様々な観光誘客事業を展開したことにより平成 27 年(2015)には 142 万人まで回復し、令和元年(2019)まで約 120 万人台を推移したが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年(2020)は約 62 万人まで落ち込んでいる。

このように観光入込客数と輪島塗生産額は、相関関係にあり、里山里海の恵みを活かした新たな観光魅力の磨き上げにより誘客を促進し、伝統的工芸品産業の活性化を図ることが求められている。

表 1-13 観光データ・輪島塗生産額の推移

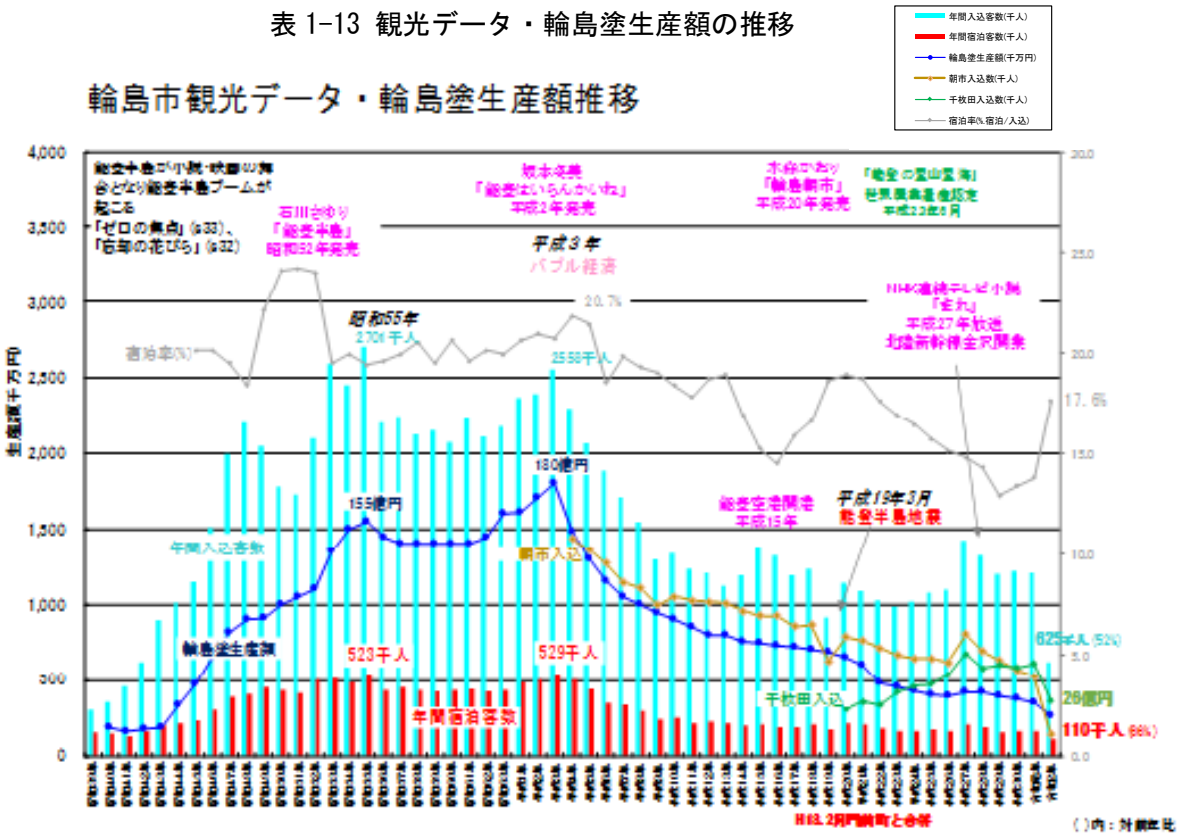

（輪島市観光課）

能登の塩づくり

能登の製塩は、古くは縄文時代に始まり、平安のころから次第に塩田が作られるようになったと伝わります。加賀藩では、寛永 4 年(1627)に塩生産者に米を前もって貸与し、その代物として塩を収納する「塩手米制度」を始めています。また、藩所有の塩釜を貸し出す「貸釜制度」も整備され、塩生産の普及と、塩の独占的収納体制を整備していきました。生産された塩は各地の塩蔵へ収納され、船により廻送されました。能登奥郡の塩の生産は 30 万俵以上におよび、加賀藩領内の塩生産の中心的な位置を占め、塩釜や薪の生産、海運業等などに大きな影響を与える重要な産業でした。

（４）土地利用

本市の土地利用特性は、都市計画区域内で用途を定めた一部市街地を除いて、市域の大半が農村的な土地利用形態を有している。都市計画マスタープランで定めた土地利用方針図では、市域の 59%を占める山林が東部から西部にかけて山間丘陵地を形成し、29%（うち、田 17%、畑 12%）を占める農用地については、土地基盤整備が進み、優良農地の維持・保全が図られている。また、宅地は 4%であるほか、その他（公園、未利用地等）は 2.5%となっている。

また、林野面積は 32,588ha あり、このうち 81.0%にあたる 26,490ha が地域森林計画対象民有林で、国有林はわずか 35ha にとどまる。民有林（人工林）のうち、スギが 11,897ha、アテが 5,923ha を占め、石川県内において最大の面積を有する。また、保安林は 4,564ha に指定されており、森林面積の 14.0%である。

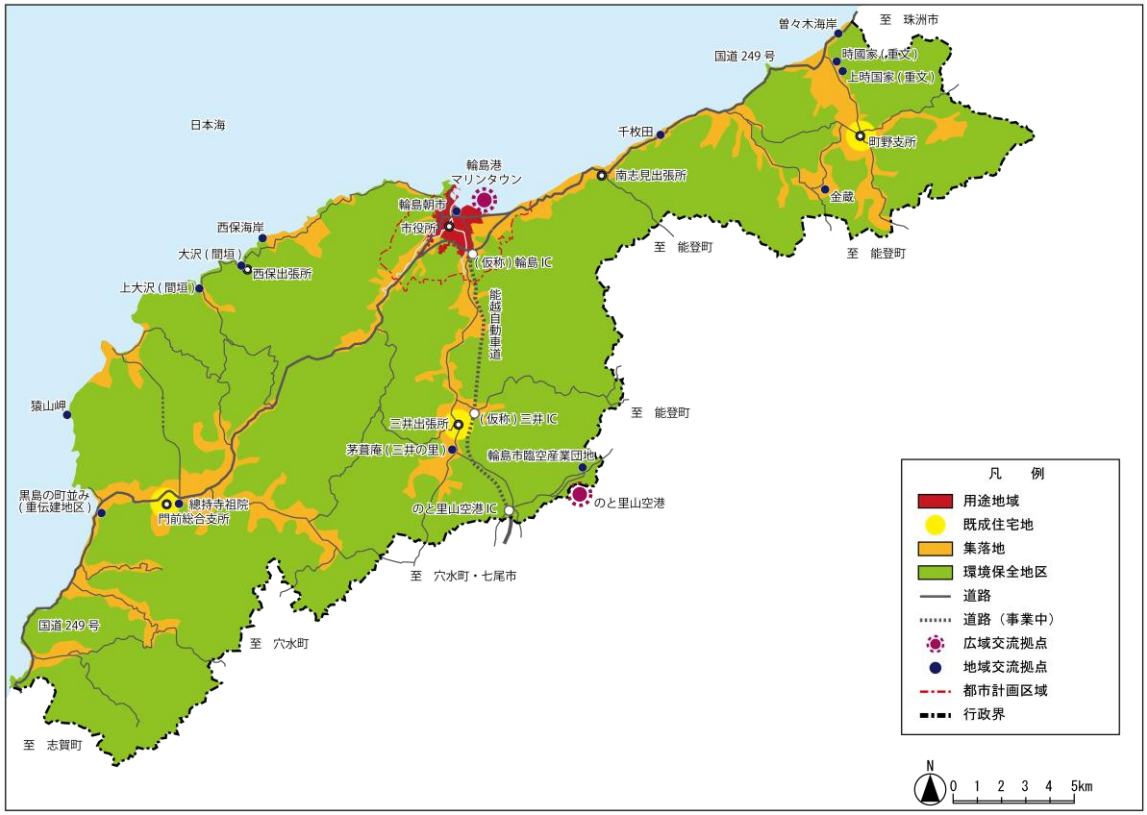

図 1-9 土地利用　　（輪島市都市計画マスタープラン）

（５）交通網

国道 249 号がほぼ沿岸部を東西に横断する形で走り、市の南側より県道 1 号が繋がる。市の中心部から県都金沢へは約 120km、 車で約 2 時間を要する距離にある。市の南部に平成 15 年(2003)能登空港が開港し、首都圏へ約 1 時間でアクセスできる。

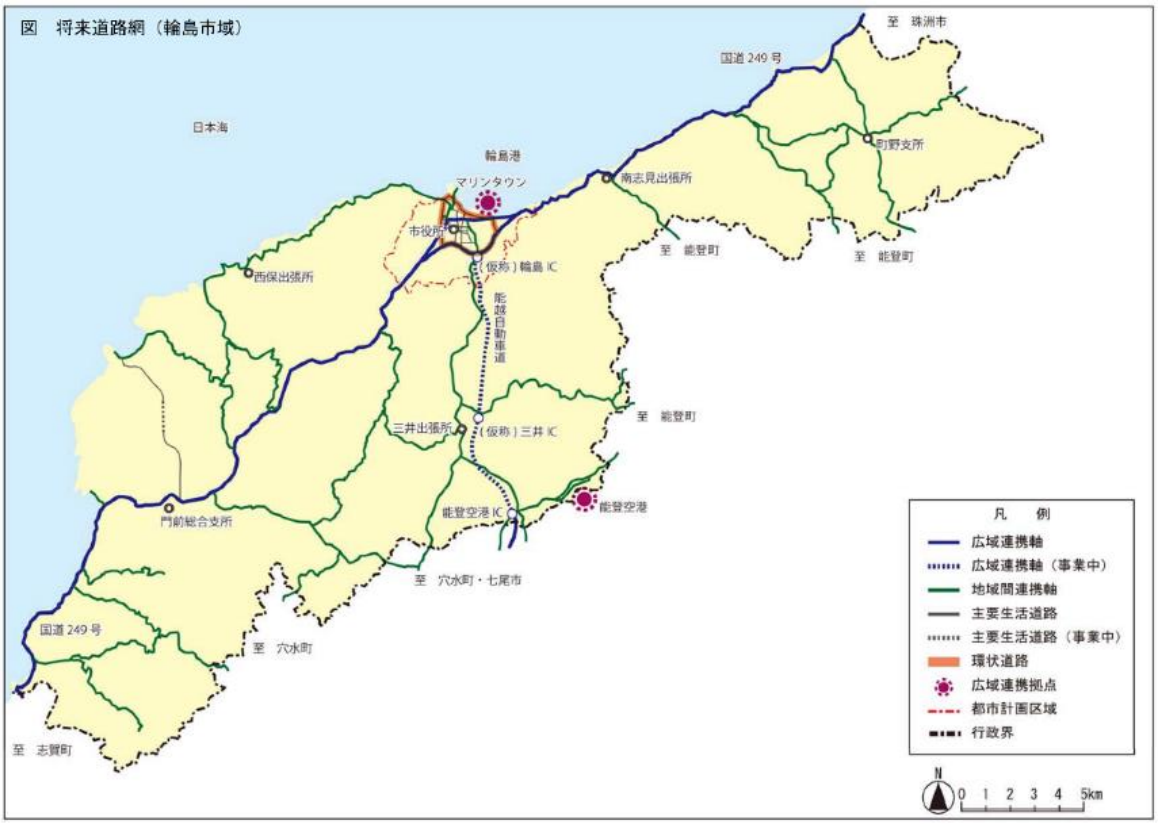

図 1-10 主要交通網　　（輪島市都市計画マスタープラン）

伊能忠敬（弟子：平山群蔵）の足跡

日本全国を測量して「大日本沿海輿地全図(伊能図)」を完成させ、国土の正確な姿を明らかにした伊能調査隊は能登にもやってきました。享和 3 年(1803)に始まった第 4 次測量では、同年 7 月 2 日に金沢城下に入り、能登へと北上しています。能登今浜(現 宝達志水町)で伊能測量隊は二手に分かれ、地形の険しい能登奥郡へは弟子の平山らが測量にあたっています。

平山は本市西部の仁岸地区(剱地地区)より測量にあたり、黒島地区や間垣景観で知られる上大沢、中心部の鳳至・河井、白米の千枚田等の沿岸各地を測量しており、険しい海岸の難所では舟から測量を行なっています。平山らはその後、松波(現 能登町)で伊能忠敬と合流し、伊能測量隊は富山へ向けて旅立ちます。平山らの測量隊は、本市の長い海岸線を僅か 7 日で測量を終えています。

（６）景観

本市を含む能登半島は、自然公園法に基づく自然公園として、「能登半島国定公園」として指定されており、沿岸では対馬海流の影響を受けて浸食した、変化に富んだ景観がみられる。

本市は、「いしかわ景観総合条例」（石川県）に基づき、平成 22 年（2010）より市全域が景観計画区域として定められ、地域の特性に応じたきめ細やかな景観誘導が図られている。海岸や山など自然的景観要素が多く占める景観を「自然景観」、田園集落や道路など人の生活や行動などにより形成された景観要素が多く占める景観を「まちなみ景観」と設定している。

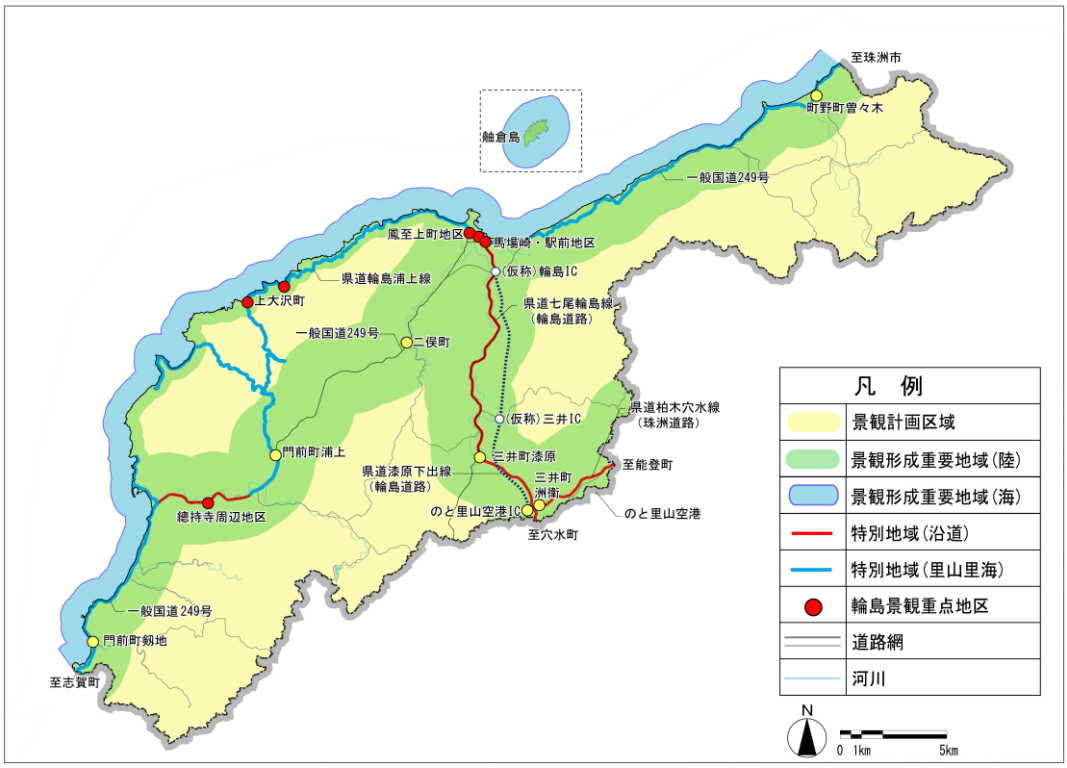

図 1-11 輪島市景観計画区域

本市の景観の特性は以下のとおりである。

≪自然景観≫

本市は、長い海岸線を有し、風蝕された岩等は変化に富んだ景観をみせる。海岸段丘や小規模な河川の下流域の僅かな平地に集落が点在しており、断崖などから望む美しい夕日や、漁火、星空等の夜間景観も多くの人を魅了している。

≪まちなみ景観≫

本市では、市域全体として低層の建物が多く、黒瓦、下見板張り、切妻造等の伝統的な外観を持つ建物が多い。里山では、生垣や前庭など敷地内を緑化するなど緑豊かな集落景観を見せる。漁村では、小規模な港湾を囲むように民家が密集し、また、集落の背後では、急勾配地形を活かした畑などの農地がみられる。

西保海岸

鴨ヶ浦海岸

岩倉山（町野地区）からの眺望

袖ヶ浜

總持寺周辺地区

黒島地区（船主集落）

農村景観（三井地区）

農村景観（金蔵地区）

漁村景観（鵜入地区）

漁村景観（上大沢地区）

≪その他（生活景観）≫

本市の中心部を北流する河原田川下流域では、3 月頃になるとイサザ漁がみられる。イサザは九州から北海道までの沿岸域に生息し、産卵のために春になると河川に遡上する。漁期が近づくと川に足場が組まれ、四つ出網で漁をする姿は、春の風物詩となっている。

また、アジ等の魚や、採ったワカメを岩場で天日干し、鮮魚を加工しながら移動販売する姿は、漁師の営みが市民生活に密着していることを示している。

イサザ（春告魚）漁

ワカメ採り

鮮魚の移動販売

魚の天日干し（漁村景観）

１－３ 歴史・文化環境

（１）原始

輪島市域における人々の活動は約 3 万年前までさかのぼる。鳳至川と河原田川の間の丘陵に位置する宅田上野山遺跡は、土器出現以前からの遺跡で、ここから石器が発見された。縄文時代に入ると、次第に河川流域に小規模なムラが形成され、中期以降には集落の規模も大きくなっていく。河原田川上流の三井新保遺跡をはじめ、塚田川近くの塚田遺跡、町野川近傍の寺地遺跡など、河川沿いからいくつもの縄文時代の集落遺跡が発見されている。

広和橋遺跡から
出土した大型石棒

門前地区では、道下元町遺跡や、大生遺跡のほか、仁岸川上流の馬渡B 遺跡などが知られ、門前地区を西流する八ヶ川の下流近傍の広和橋遺跡からは、呪術具と思われる県内最大級の大型石棒も見つかっている。また、広和橋に近い谷内和田遺跡からも石棒が見つかり、内保地内には「火の神様」として祀られている石棒もある。

弥生時代の遺跡も多数発掘されており、本市南部に位置する美登里ヶ丘遺跡が本市で確認された初めての弥生時代のものである。沖合の舳倉島では、深湾洞遺跡より石器が確認され、近傍のシラスナ遺跡で採集された鹿角製のアワビオコシは、三重県鳥羽市白浜遺跡から同形状のものが出土していることから弥生時代後期のものである可能性が指摘されており、当時の漁の様子を知ることができる。門前地区では、八ヶ川中流域に集落が形成されるようになり、八ヶ川河口の道下御墓遺跡、八ヶ川中流域の深田遺跡などがある。

深湾洞遺跡から出土した石器

シラスナ遺跡から出土した
鹿角（アワビオコシ）

出典：海女習俗調査報告書（石川県）

（２）古代

3 世紀の中頃に大和地方(奈良県)から拡大した古墳文化は、4 世紀中頃から北陸には広がりを見せ、権力階層の人々によって築造されるようになった。釜屋谷四ツ塚古墳群や大久保古墳群などがあり、6 世紀後半には横穴古墳が作られるようになった。稲舟横穴群や大川横穴群などから耳環や玉類などの服飾品が多く出土しており、当時貴重だった玉類が多量に副葬されているのは輪島の横穴墓の特徴であり、これらは他地域の影響を受けたものとみられる。

また、稲舟古窯跡や洲衛古窯跡群などから、一帯が須恵器の一大生産地であったと考えられている。門前地区では、八ヶ川流域の山裾に古墳時代の集落遺跡が複数あり、背後の丘陵に高根尾Ａ古墳群、清水古墳(奥能登最大の円墳)などの古墳が複数発見されており、八ヶ川を含む河川の合流地点を基盤として、「流域の首長」が出現したものと推定されている。舳倉島のシラスナ遺跡からは古墳時代のものと推定されるアワビ・サザエの貝類(貝塚)のほか、アシカの骨が確認されている。

奈良時代、天平勝宝 9 年(757)に越前、越中との分割・合併を経て能登国として立国し、能登国府は七尾に設置したとされる。現在の輪島市は、その中の鳳至郡の一部(大屋荘・町野荘・志津良荘・櫛比荘)に属し、郡内には大市、待野、三井の三駅が置かれた。それぞれの地域の遺跡から掘立柱建物跡などが確認されており、その中で大市の畠田遺跡周辺が、古代鳳至郡(輪島)の中心地と想定されている。

門前地区では、道下中山製鉄遺跡をはじめ、120 か所以上の製鉄遺跡が発見されている。25 枚の和同開珎が出土した奈良時代の深田まえだ遺跡や、平安時代の掘立柱建物などが発見された本市百刈遺跡のある八ヶ川中流域が同地区の中心であったと有力視されている。能登が越中国に併合されていた天平 20 年(748)、万葉集で知られる大伴家持が越中守として能登を巡回した際に櫛師を流れる饒石川(仁岸川)で和歌を詠んだとされ、その歌碑が建立されている。

大伴家持歌碑

神の住む島

本市の沖合に浮かぶ舳倉島は、夏は海女漁で賑わいます。海女らは永禄年間(1558～1570)に筑前鐘崎(福岡県宗像市)より当地に移り住み定着したと伝わります。舳倉島の神を祀る神社は市内に複数ありますが、そのうち重蔵神社の社伝によれば、筑前鐘崎には宗像大社の三社（沖ノ島の沖津宮、筑前大島の中津宮、宗像市田島の辺津宮）があり、海女は宗像三社の三女神を当地でも敬うために、舳倉島に奥津比咩神社を建立、七ッ島を中津比咩、重蔵神社を辺津比咩にそれぞれに比定したといわれています。

舳倉島では、このほかに海獣葡萄鏡や懸仏などが伝わり、古来より信仰の篤い島として知られています。

（３）中世

中央では保元の乱を発端とし、栄華を極めた平氏が壇ノ浦の合戦で敗れ体制は瓦解、それまで権勢を振るった権大納言平時忠が能登へ配流された。これにより武家の存在感が増し、鎌倉幕府により長谷部信連が召し出されて大屋荘の地頭職に補任された。建仁元年（1201）に大屋荘南志見村に西光寺を建立するなど、一族はここを手掛かりに徐々に在地領主化し、さらには信連を始祖とする長氏は鳳至郡の各地で勢力を伸長していった。永仁４年(1296)、重蔵宮御宝殿(輪島)の棟札に長氏一族が名を連ねている。

河原田川下流域では、半島の先端部の立地を活かした湊町が開け、日本海の隔地間交易の要港として、小屋湊(親湊)と呼ばれて賑わっていた。ここを長氏に代わり台頭してきた温井氏が治めるようになる。温井氏や長氏は、応永 13 年（1406）より能登守護となった畠山氏(居城 七尾城)の重臣として鳳至郡の多くの範囲で統治を担っていた。大永４年（1524）に輪島の重蔵宮の造営がされており、棟札に「大屋庄輪島河井村」とみえ、これが輪島の地名の初見とされる。大願主には温井宗孝が知られ、以降、温井一族は輪島を拠点とし勢力を拡大してゆく。温井氏は家中で権力を強め、守護畠山氏を傀儡化し、七尾城の主導権を握るまでになる。しかし、内乱により一族は失脚し加賀へ退去した。天正９年(1581)、前田利家は、織田信長の対上杉政策によって能登に進駐し、能登一国を領有して七尾を拠点とすることになり、天正 10 年(1582)、前田利家らとの荒山合戦で敗れ温井氏は滅亡した。

鳳至郡内には畿内の寺院による荘園支配を背景に、天台や真言系(石動山)の密教寺院が多く存在していた。荘園領主や在地荘官らの信仰を受け発展し、輪島の町野の高田寺、門前の鵜山の春日神社、道下の宝泉寺などに、平安時代から鎌倉時代の数々の木造仏像が伝わっている。新仏教の広まりにより、能登まで教線を進めた瑩山禅師が、櫛比荘最古の寺院とされる諸岳観音堂の定賢権律師より寄進を受け、元亨元年(1321)に「諸岳山總持寺」が成立している。以降、天皇家、足利将軍家、地頭長氏一族、能登守護吉見氏・畠山氏などの外護をうけてきた。そして加賀・越中・能登(加越能)の三国を領する前田家からは幕末に至るまでの外護を受け、これは總持寺の運営の安定、さらには発展の大きな要因であった。

長谷部信連の墳墓

曹洞宗大本山總持寺（祖院）

（４）近世

近世の輪島は加越能を領する前田家の統治下におかれたが、関ヶ原の戦い後、慶長 11 年(1606)に越中の土方領が能登 62 カ村に分散された。

この土方領は貞享元年(1684)より幕府領となったが、鳳至郡に 22 カ村あり、輪島の井面、大野、伏戸、時国の 4 カ村、門前の黒島の 1 カ村であった。

日和山の方角石

河原田川河口に開けた小屋湊(親湊)は、輪島村であった鳳至、河井、海士、輪島崎の四地区の港で、室町時代に成立したとされる廻船式目の中で既に重要な港湾として認識されていた。寛永 16 年(1639)、三代前田利常の時に藩米の効率的な運搬を目指して日本海沿岸の航路の開拓を行い、後に河村瑞賢により西廻り航路が確立されると、輪島はその主要な寄港地として繁盛した。海運業や漁業のほか、朝廷や幕府、本願寺等への献上品でもあった素麺、大本山總持寺とのつながりで全国に販路を拡大したとされる漆器(輪島塗)、加賀藩の施策による製塩など産業・商業活動が活発であった。

江戸時代中期頃には、北前船と呼ばれる北海道と大坂を結んだ大型の買積船が往来し、鳳至の海運業者の久保屋、蔵宿・金融業の中島屋、河井の廻船問屋の米屋などが近世輪島を支えた。町野では能登に配流された平時忠の子孫と伝えられる時国家が地域商社として豪農の枠に収まらない海運などの幅広い活動を、門前では總持寺の外港的役割を果たした黒島の船乗り達が日本海沿岸各地で活動をしている。

活動の痕跡として、輪島の沿岸各地の神社には多くの船絵馬が奉納され、小屋湊に近い奥津比咩神社には渡海船の模型や板図が伝えられているほか、他地域との交流により伝わったとされる輪島まだら(民謡)や、俳諧などの文化芸能に励み、当地に有形無形の文化が今日まで伝承されている。

船絵馬群

千石積渡海船の模型と板図

（５）近現代

明治 2 年(1869)の版籍奉還により加賀藩は金沢藩に、そして明治 4 年(1871)の廃藩置県によって金沢県とされた。これ以降、県境の変更が行われ、明治 16 年(1883)に現在の石川県域が定められた。

明治の新政府の施策により日本中で近代化が進められ、輪島にも郡役所や警察署、税務署、郵便局など、諸官庁の出先機関が次々と設けられた。一方、明治 43 年(1910)に河井を中心に大火に見舞われ、多くの家屋をはじめ、公会堂や郵便局、銀行、劇場のほか、かつての輪島の領主である温井氏が寄進した重蔵神社などが焼失した。

門前では明治 31 年(1898)に總持寺の伽藍のほとんどが焼失する惨事となった。總持寺の再興と並行して、寺院の東京付近への移転も計画され、本山機能は横浜鶴見へ移転し、能登の總持寺は別院(後に祖院)として再興された。

このような災禍からの復興と、これまで沿岸を結んだ帆掛け船での交易は汽船や鉄道に取って代わられ、陸の孤島となった能登では道路や鉄道、近代的な港の整備が急務となっており、新たな産業の振興を目指すこととなった。

明治の終わりから大正にかけて電話や電気が徐々に整備され、昭和 10 年(1935)に鉄道が開通することとなる。輪島港は輸送中継港のほかに沿岸漁業の基地としての機能を持ち、輪島崎の先端に段階的に防波堤が整備されている。

第二次世界大戦が終戦を迎え、輪島は空襲を免れたものの、農地改革で輪島塗の最大の顧客であった地主層が没落し、輪島塗は大きな痛手を受けたが、高級割烹用品として、また高級な一般家庭用品として生き残りを図っていった。昭和 32 年(1957)には、町野の曽々木海岸や時国家でロケが行われた映画が放映されたことをきっかけに観光客が急激に増え、昭和 40 年代に本格的な能登ブームが到来して朝市や輪島市街地に多くの観光客が訪れるようになり、観光産業が盛んになった。

一方、第一次産業は全国的な傾向と同様に従事者の減少が進んでいったが、海女漁や、白米の千枚田に代表される棚田等で伝統的な農林漁法が継承され、間垣、茅葺住宅、三井町のアテ林など、農山漁村の原風景とも言える里山里海景観が守られていることなどから、「能登の里山里海」は平成 23 年(2011)に日本で初めて世界農業遺産に認定された。また、豊漁や豊作を祈願する「キリコ祭り」や田の神に感謝する神事「あえのこと」や「ぞんべら祭と万歳楽土」など、各地で風土に根差した四季折々の祭礼や風習が継承されている。このように、輪島市域全域で、多様かつ重層的な歴史文化を伝えている。

万歳楽土

２章. 輪島市の歴史文化遺産の概要と特徴

２－１　歴史文化遺産の件数

本市には令和 4 年(2022)3 月時点で、文化財保護法に基づく指定・選定・登録の文化財は、国指定・選定 18 件、県指定 37 件、市指定 253 件、国登録文化財が 23 件で合計 331 件となっている。そのほか、ユネスコ無形文化遺産の登録が 2 件、日本遺産の認定が 2 件ある。

未指定文化財について、旧輪島地区においては、平成 11 年(1999)に輪島市文化財保護審議会委員がまとめた 878 件の調査リストを基に、旧門前地区においては、門前町郷土史研究会がまとめた 1,200 件の調査リストを基に、掲載内容の重複の確認、所有者や文化財所在の有無などを確認し、それぞれ文化財保護審議会委員、門前町郷土史研究会等にヒアリング調査を実施した結果、1,395 件の未指定文化財をリストアップした。

表 2-1 輪島市歴史文化遺産の件数

区分	種別		指定・選定・登録文化財					未指定の文化財・類型外の文化的所産			合計
			国	県	市	登録有形文化財	小計	輪島地区	門前地区	小計	
有形文化財	建造物	仏教建築	0	2	5	17	24	68	52	120	144
		神社建築	0	0	2	0	2	130	120	250	252
		住宅	3	0	1	4	8	11	0	11	19
		石造物	0	1	2	0	3	72	8	80	83
		その他	0	0	3	2	5	7	0	7	12
	絵画		0	5	26	－	31	8	2	10	41
	彫刻		1	1	63	－	65	4	18	22	87
	工芸品		0	3	45	－	48	19	1	20	68
	書籍・典籍		0	2	10	－	12	2	0	2	14
	考古資料		0	0	6	－	6	12	0	12	18
	歴史資料		0	2	7	－	9	3	1	4	13
	古文書		0	3	14	－	17	22	0	22	39
無形文化財	工芸技術		4	0	1	－	5	0	0	0	5
民俗文化財	有形民俗文化財		1	0	8	0	9	8	6	14	23
	無形民俗文化財		3	5	11	－	19	62	41	103	122
記念物	遺跡(史跡)		0	1	16	－	17	12	30	42	59
	名勝地(名勝)		4	1	－	0	5	20	19	39	44
	天然記念物(動物、植物、地質鉱物)		0	11	33	0	44	40	6	46	90
文化的景観（選定）			1	－	0	－	1	2	0	2	3
伝統的建造物群保存地区（選定）			1	－	0	－	1	0	0	0	1
埋蔵文化財			－	－	－	－	0	157	146	303	303
文化財の保存技術（選定）			0	－	0	－	0	0	0	0	0
その他（民話・伝承）			－	－	－	－	0	260	26	286	286
合計			18	37	253	23	331	919	476	1,395	1,726

ユネスコ無形文化遺産（登録）	2
日本遺産（認定）	2

２－２ 歴史文化遺産の概要と特徴

（１）有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料）

①建造物

≪仏教建築≫

仏教建築としての指定文化財・登録有形文化財は「總持寺経蔵」、「阿岸本誓寺本堂」など 17 件であるが、市内には、これまでの調査により、120 件の仏教寺院が確認されている。そのうちの約 9 割の宗派が浄土真宗である。

總持寺経蔵

≪神社建築≫

神社建築としての指定文化財は「輪島前神社本殿」、「住吉神社本殿」の 2 件のみであるが、市内には、これまでの調査により、250 件の神社が確認されている。大きく分けると石動山信仰にもとづく神社、応神天皇を祭神とする八幡宮、山神や水神といった集落の生業に関する神社等に分けることができる。

輪島前神社

≪住宅≫

建造物のうち、指定文化財や登録文化財となっている住宅については、本市の歴史や文化の特徴をよく示している。本市の東部に位置し、町野川下流域を拠点とした上時国家や時国家は、豪壮な構造材をみせ、巨大な茅葺き屋根を持ち、豪農として地域支配をした家格をもっている。本市の東部や南部は、市内でも比較的降雪する地域であり、構造部材が太い傾向がある。本市の中央部では近世以降に発展した輪島塗を生業とする塗師屋の家屋が複数あり、間口が狭く、部屋は敷地の奥に向かって配置される町屋の形式をとり、構造部材は本市の東部や南部に比べて細い。妻側に下屋を設けた「浜屋造り」と呼ばれる形式が特徴となっている。本市の西部に位置し、日本海沿岸交易で栄えた船主集落の黒島地区では、前面道路に並行して部屋を配置する横長の間取りを持つ家屋が多く残っている。

浜屋造りの住宅

≪石造物≫

本市における石造文化財は、県指定「白山神社石造五重塔」、市指定「石造五輪塔」「住吉神社石造鳥居」の 3 件で、建造物に含まれている。このほかにも、地蔵、庚申など、本市の生業に深く結びついたものと、文学碑や記念碑といった先人の偉業を顕彰するものが伝わる。これらの石造文化財は、近世以降の本市の歴史や文化を知ることができる貴重な文化財といえる。以下では、それぞれの石造文化財の特徴を示す。

・観音信仰

江戸時代中期には、観音菩薩を本尊とする三十三ヶ寺を巡礼するものは大きな功徳を得られるという観音巡礼信仰が広まり、西国三十三所観音巡礼をはじめとして、各地で札所（寺院）が整備され、各地を巡礼する庶民が多くなった。能登でも同時期に能登国三十三観音札所めぐりが始まったとされ、これには石動山修験の影響を受けた。本市では三十三観音札所のうち、誓願寺、粉川寺、岩倉寺がある。

・地蔵信仰

地蔵信仰は、釈迦入滅から 56 億 7 千万年後の弥勒菩薩の出現までの、仏のいない時代に人々を救ってくれるのが地蔵菩薩であるという信仰で、平安時代初めから盛んになったとされている。本市では、乳もらい地蔵などが多く確認されている。

乳もらい地蔵

・庚申信仰

暦における十干十二支の組み合わせで、60 日に一度巡ってくる庚申の日には、中国の道教の教えと仏教的な習わしが結びついた形で、その夜の睡眠中に体内の三尸虫(さんしちゅう)が抜け出して、その人の罪を天帝に告げるといい、虫が出て行かないように夜を徹して起きている「庚申講」という信仰行事が江戸時代に流行した。本市でもいくつもの庚申塚が確認されている。

・文学碑

本市は日本海に突出した地理的要因により、沿岸交易が活発に行われてきた。輪島塗等を全国に販売するにも廻船により販路を拡大している。活発な往来により他の地域より文化を導入し、商人の文化交流としても俳句が親しまれ、俳句の文化がこの地域に広まった。また、輪島港周辺は風光明媚な海岸でも知られ、近代にも多くの俳人が訪れている。和歌の碑等も加えると輪島市内に 14 点の文学碑が確認されている。

文学碑

・記念碑

地域に尽くした先人の功績、困難な工事の完成などは、市内の各地域にとって、まさにそれぞれの地域が誇るべきアイデンティティとなっている。それらの事績を単に語り継ぐだけではなく、広く顕彰し、後世に伝えるために、地域の人々の手により、市内には 37 点の記念碑が確認されている。中には、先人たちの功績だけではなく、災害の記憶を色あせないものにするために建てられたものもあり、人々の記憶の伝達装置の一つとしての役割を有している。

記念碑

≪その他の建造物≫

日本海に突出した能登半島の先端に位置する輪島市では、近代以降、地理的重要性から早くから国の機関が設置されてきた。輪島港に近い海岸に設置された輪島験潮場もそのひとつで、初めは明治 24 年(1891)に整備され、現在のものは昭和 5 年(1930)に移転整備されたものである。日本海の干満を日夜計測している。また、近くには児童生徒らのために市民らが自然岩礁を切り開いて整備した鴨ヶ浦塩水プールがあり、全国でも珍しい海水が自然に流入する仕組みとなっている。

鴨ヶ浦塩水プール

②絵　画

本市の絵画は、總持寺祖院の「絹本著色明画十六羅漢図」などの羅漢図や仏画などの仏教絵画が多くを占める。能登守護であった畠山氏の影響もあり、長谷川等伯の関係者の絵画もみえる。本市ではこれまで絵画に関する悉皆調査は実施していないため、市に所在する絵画の特徴は明確となっていない。

③彫　刻

本市の平安時代末から鎌倉時代初期までの彫刻としては、重蔵神社の「木造菩薩面」があげられる。平時忠を祖とする上時国家・時国家の菩提寺に伝わる木造高田寺釈迦･薬師･阿弥陀如来坐像も平安時代後期の作である。この他にも社寺に伝わるものが多くあるが、本市ではこれまで彫刻に関する悉皆調査は実施していないため、市に所在する彫刻の特徴は明確となっていない。

木造菩薩面

④工芸品

本市の工芸品は、彫刻に次いで多く指定されている。大本山總持寺祖院の「金銅五鈷鈴」、「桃尾長鳥鎗金手箱」など社寺が所有する仏具や懸仏が多くを占め、神仏習合の頃からの本市での宗教活動の名残りが多くみえる。本市ではこれまで工芸品に関する悉皆調査は実施していないため、市に所在する工芸品の特徴は明確となっていない。

⑤書籍・典籍・古文書

本市の書籍・典籍・古文書のうち、鎌倉時代の紙本墨書大般若経が伝わる。このほか、寺院文書や地区に伝わる文書があり、本市の歴史や文化を知るために欠かすことができない重要な史料となっている。一方で、未指定とはいえ、これまでの調査の中で膨大な量の古文書が把握されており、目録化の作業が進められている。

（２）無形文化財

本市には、重要無形文化財として、輪島塗（輪島塗技術保存会）が保持団体認定され、各個認定（通称「人間国宝」）が３名、市指定も漆天日くろめ・なやし精製技術（漆天日くろめ・なやし保存会）と、すべて輪島塗関連となっている。未指定文化財は特に把握されていない。

輪島塗

（３）有形・無形民俗文化財

①有形民俗文化財

有形民俗文化財は、本市を代表する伝統工芸である輪島塗の製作用具及び製品があり、この他には船絵馬や船設計図といった北前船関連のものや、能登半島にみられるキリコ灯篭「大切籠（おおぎりこ）」といった祭礼関連のものなどがある。これらは、本市の歴史や文化を知る上で欠くことができないものである。

キリコ祭

②無形民俗文化財

無形民俗文化財は、かつて市内全域で行われていた農耕儀礼である「奥能登のあえのこと」や、本市の沖合にある舳倉島を拠点とする海女による「輪島の海女漁の技術」など、農業や漁業に関係するものが多くあり、自然環境の厳しい当地での歴史や文化を知る上で欠くことができないものである。

海女漁の技術

食文化については、三方を海で囲まれた能登半島では、地域の産物はもとより、行商や人々の往来によりもたらされている。文化年間に生産の隆盛を迎えた「輪島素麺」、いしる(いしり)と呼ばれる魚醤などの発酵食品、酒造りを行う技能集団「能登杜氏」の影響による酒造習俗、精進料理を由来とする「すいぜん」、冬に食べる「水ようかん」、全国にある柚餅子のなかでも当地では柚子を一個丸ごと使う「丸柚餅子」など、当地の厳しい風土で作り上げてきた文化のひとつであるといえる。

すいぜん

丸柚餅子

輪島索麺（白毛素麺・しらがそうめん）

本市では古くから索(素)麺が生産されていました。畿内寺院を通じて当地へ製造方法がもたらされたものと考えられています。長享二年(1488)、臨済宗相国寺蔭涼軒主の亀泉集証が能登の素麺を食していたことが伝わります。また、天文年間(1532～55)後半以降、「輪島素麺」と呼ばれ、朝廷や幕府、大坂本願寺へと贈られており、天皇に近侍した女官は「りんとう(輪島)そうめん」と記しています。

能登が前田利家の統治下になると、これまであった「素麺座」が廃止され、ますます素麺生産が盛んになります。文化年間(1804～1818)には鳳至町では「素麺家」が70軒余を数え、高品質とされる「白毛素麺」は有名であったといい、前田家の食用や進物用にも用いられました。しかし、素麺の生産量の増大に伴い、原材料費の高騰や天候不順、他の地域での生産競争もあったことから、幕末には当地での素麺の生産は衰退していきました。

現在では、素麺の製法は「氷見うどん」「大門素麺」「稲庭うどん」「白石温麺」などに引き継がれています。また、当地では小麦の挽臼を祠代わりにお供えした「市姫社」、素麺の残り生地で煎餅を焼いたのが始まりといわれている「塩煎餅」、民謡「能登麦屋節」にその名残をみることができます。

市姫社（鳳至町：住吉神社境内）

市姫社（河井町）

塩煎餅

能登麦屋節

（４）記念物（遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物）

①遺跡（史跡）

中段の板碑

平家の滅亡により鎌倉幕府が成立すると、幕府により長谷部信連が召し出されて大屋荘の地頭職に補任される。本市へも関東からの武士や僧侶の往来が頻繁にあったと想像されている。釈迦堂と呼ばれる中世の寺院跡と伝承される場所にある「中段の板碑」は、鎌倉後期に関東地方で盛行した典型的な武蔵型板碑であり、関東で製作され、この地に移入したものと考えられている。

古墳には、直刀 5 振が出土し、6 世紀後葉と比定される市指定史跡「稲舟古墳群」、全長 39mの前方後円墳である市指定史跡「高尾根 A4 号墳」などがあるほか、「四ツ塚古墳群」「興徳寺古墳群」「大久保古墳群」「長谷部信連の墳墓」が市指定史跡となっている。

城館跡は、畠山氏家臣・温井俊宗によって築かれたといわれる「天堂城跡」、天堂城の出城として築造されたといわれる「姫ヶ城跡」、仁岸石見守常清が城主と伝わる「馬場城址」が市指定史跡となっている。

②名勝地

本市は、能登山地、能登丘陵の北側に位置し、沿岸部の各所には海岸段丘が発達し、波浪浸食や風蝕が著しく、荒々しい海岸地形がみられる。国指定名勝及び天然記念物「曽々木海岸」は、主に流紋岩からなる岩盤が荒波によって浸食された窓岩、権現岩などの奇岩を有する景勝地である。冬にみられる「波の花」は奥能登の風物詩となっている。傾斜地を利用した耕作も多く、先人の努力がしのばれ、国指定名勝「白米の千枚田」はその象徴であり、海岸線にまで及ぶ傾斜地に水田が重畳する景勝地となっている。

一方、豪農などの階級では庭園が整備され、「時国氏庭園」「上時国氏庭園」が国指定名勝に指定されるなど、本市での歴史や文化の重層性が確認される。

③動物・植物・地質鉱物

本市の動物、植物、地質鉱物の特徴として、冬季は湿った北西の季節風が吹く環境を背景に、多様な植物がみられ、ツバキや本市が主な産地であるヒノキアスナロ(能登ヒバ、アテ)の天然木がある。市域の社寺にはタブやケヤキの大木があり、また、水による浸食で形成された県指定「桶滝」もあり、特徴的な地学的資源が存在している。

桶滝

（５）文化的景観

本市は、これまで文化的景観に関連する基礎調査を実施しており、日本海の強い季節風から家屋を守るために集落を間垣で囲い込んだ「大沢･上大沢の間垣集落景観」が重要文化的景観に選定されている。自然とともにある半農半漁の営みは、本市の沿岸部での生活や文化を知る上で欠くことができないものである。

大沢・上大沢の間垣集落景観

（６）伝統的建造物群保存地区

本市においては、日本海沿岸部を中心に各地間交易を主体とした産業構造の歴史があり、中でも北前船の船主や船員の居住地として発展した「輪島市黒島地区」が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。本市の中心部でも古い家屋が点在している。

輪島市黒島地区
伝統的建造物群保存地区

（７）埋蔵文化財

本市の埋蔵文化財は、遺物、散布地 122 件、集落跡 20 件、洞穴 2 件、城館跡 28 件、社寺跡 29 件、生産遺跡 59 件、古墳・墓跡 31 件、経塚 4 件、その他 8 件であり、市域全域に広がる。これらは、当時の社会組織や習俗を知るための貴重な資料群といえ、本市において暮らしを営んできた人々の様々な姿を知ることができる。

≪散布地≫

散布地には、縄文中期の大型石棒が発見された「広和橋遺跡」、九学会能登総合調査の一環で試掘調査が実施された「宅田上野山遺跡」「道下鷹塚遺跡」などの縄文時代の遺跡、古墳時代の貝塚が発見された「舳倉島シラスナ遺跡」、和同開珎 25 枚を内包した須恵器の蓋坏が出土した「深田まえだ遺跡」、高爪山信仰に関連する「高爪山遺跡」がある。

≪集落跡≫

集落跡には、縄文時代中期を主とする「馬渡Ｂ遺跡」、緑釉陶器が出土し郷衙の可能性も考えられる「本市百刈遺跡」、待野郷内の官衙に関連する建物跡や中世から近世の集落跡がみつかった「時国古屋敷遺跡」、室町時代の川湊の可能性がある「道下元町遺跡」、中世の輸入陶磁器が出土した「山岸遺跡」などの調査例がある。近年では、高爪山信仰に関連する可能性の高い「大釜北集落遺跡」「大釜西法寺跡」の調査が実施された。大本山總持寺祖院の境内地からも、かつての大本山の様子を伝える遺跡が確認され、能登半島を本拠とする曹洞宗教団の姿と歴史的価値が明らかになり始めており、近年、「総持寺遺跡」として周知化した。

≪城館跡≫

城館跡は、中世・近世城郭、南惣家の旧宅跡と推定される「伏戸館跡」、加賀藩の支配の様子を示す「十村役筒井家遺跡」などがある。「天堂城址」「姫ヶ城跡」「馬場城址」は市指定史跡となっている。

≪社寺跡≫

社寺跡には、高爪山信仰にも関連する「大釜西法寺跡」、修験に関連する可能性のある「観音山八坊寺跡」「八華山補陀落寺跡」、真言宗の寺院跡と伝わる「泉福寺遺跡」「千体寺跡」「平等寺跡」がある。

≪生産遺跡≫

生産遺跡には、須恵器窯跡、炭窯跡、製鉄跡、製塩遺跡がある。特に製鉄跡は、市域の旧門前町地域を特徴付ける遺跡で、42 件のうち 31 件が所在し、個別に数えれば 70 基程度の製鉄跡が知られている。このうち、古代の箱形炉・竪形炉がみつかった「道下中山製鉄跡」、中世の竪形炉がみつかった「飯川谷製鉄遺跡」の調査例がある。「稲舟窯跡群」は関西系の瓦との共通性が指摘された瓦や円面硯が出土しており、出土品とあわせて「稲舟古窯跡」として市指定史跡となっている。

≪古墳・墳墓≫

古墳には、直刀 5 振が出土し、6 世紀後葉と推定される市指定史跡「稲舟古墳群」、前方後方墳と指摘される古墳のある「高根尾Ａ古墳群」などがあり、墓跡には、板碑が立石した状態で出土し、中世から近世・近代まで墓域として利用された「大釜１号塚跡」の調査例がある。この他に「四ツ塚古墳群」「興徳寺古墳群」「大久保古墳群」「長谷部信連の墳墓」「高根尾Ａ4 号墳」が市指定史跡となっている。

≪未周知≫

未周知のものとして琴ヶ浜南の丘陵頂部に位置する塚跡と板碑は、高爪神社奥宮にある方柱板碑との関連を指摘されており、高爪山信仰を構成する遺跡の一つといえる。また大釜地区の北側山中には大福寺石を切り出した石切丁場跡が残る。これは、近世末から近代まで、地域を支えた生産品の一つといえ、地域の歴史を伝える貴重な遺跡といえる。

（８）民話と伝承

民話や伝承は、現在の文化財の類型には含まれていないが、本市では 286 の民話や伝承が確認されている。西保地区に伝わる「長太むじな」を始め、各地区に「八百比丘尼」「信田の腰掛石」、「粉川のミズシ」、「長沢百姓の直訴」、「若狭のにごり水」、「剱地の刀かじ」、「みそすり地蔵」などの民話が伝わっている。これらは、地域の人々が後世に伝承を目的として、風土の中で作り上げてきた文化のひとつであるといえる。

（９）ユネスコ無形文化遺産

ユネスコ無形文化遺産保護条約は、各国の無形文化遺産の保護を目的としたもので、この条約に基づき、口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習、儀式及び祭礼行事、自然及び万物に関する知識及び慣習、伝統工芸技術などが無形文化遺産として登録されている。本市においては以下の 2 件が登録されている。

①あえのこと

あえのことは、「あえ＝饗応」、「こと＝祭礼」を意味し、田の神に収穫を感謝し、豊作を祈願する。稲作に従事してきた日本人の基盤的生活の特色を典型的に示す農耕儀礼である。

あえのこと

②能登のアマメハギ

能登のアマメハギが全国の来訪神行事とともに「来訪神 仮面・仮装の神々」としてユネスコ無形文化遺産に登録されている。これは、本市の河井町・輪島崎町で行われている「面様年頭」

と、門前地区の皆月・五十洲で行われている「アマメハギ」からなる。

面様年頭は、男女の仮面を付けた二人が無言で家々を訪れ、家の主人が年賀のあいさつをし、初穂を備え、無病息災を願う厄除け神事である。

アマメハギは、鬼や天狗、猿の面を付けた一行が家々を訪れ、「怠け者はおらんか」と小さな子供を戒めて回る。農民の怠惰を戒めようとしたことがルーツとされ、家の災厄を払う神事である。どちらも長い年月に渡り受け継がれてきた年中行事である。

面様年頭

アマメハギ

（10）日本遺産

日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを通じて、有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、戦略的に発信し、地域の活性化を図ることを目的としている。

①灯り舞う半島 能登～熱狂のキリコ祭り～

キリコとは切籠灯篭のことで、正保 3 年（1646）には祭礼に用いられていたことが分かっている。その後、日本海沿岸交易などで力をつけた町衆らにより大型化や装飾の派手さが競われ、今日の形状に整えられていった。正面には大漁や豊作を願った吉祥文字が書かれ、背面には神仏や武者などが描かれる。

本市を含む能登地方の 6 市町のシリアル型で認定を受けており、地域のキリコ祭群や、祭礼の会場となる海岸などが構成文化財となっている。

キリコ祭り

②荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～

本市では、日本海沿岸部を中心に各地間交易を主体とした産業構造の歴史があり、北前船に関する歴史文化遺産が多く存在する。本市を含む、16 道府県 45 市町のシリアル型で認定を受けており、輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区をはじめ、船絵馬群などから構成され、本市に残る北前船関係の歴史文化遺産の重層性が確認された。

イナウ奉納額

３章. 輪島市の歴史文化の特徴

３－１　輪島市の歴史文化の考え方と特徴の整理

（１）歴史文化の考え方

本市の歴史文化は、歴史文化遺産の特徴を整理すると 3 つの要素が積み重なって形成されていることがわかる。第一にその基盤となるのは、能登半島外浦に吹きつける「あいの風」によってもたらされた「環境」である。夏季には北前船の往来を助ける日本海沖合から陸へ吹く穏やかな北東の風であるが、冬季には降水量や雷が多く湿った北西の季節風として吹きつける。この厳しくも豊かな気候が長い年月を経て美しい地形(海岸線)や天然記念物を生み出している。また、河川沿いからは様々な遺跡や古墳、須恵器や石棒が出土していることから、人々は古代から河川流域を中心に生活していることがうかがえ、海と山と川と風、全ての自然が生み出す「環境」が輪島の歴史文化の基盤となっていることがわかる。

第二にその「環境」を基盤とした歴史文化の上にあるのが「暮らし」である。自然と共生した農林漁業を中心とする生業、間垣や農家住宅など生業によって発展した住文化や、海・山・川の恵みに感謝する心から生まれた「あえのこと」「キリコ祭り」などの祭礼・風習など「暮らし」から形成された歴史文化がある。

さらに第三に、「暮らし」によって形成された歴史文化の上に他地域との「交流」がもたらした歴史文化がある。養老 2 年(718)に越前国から分立して成立した能登国、荘園の成立、武家勢力や社寺勢力などによる他地域との交流、時国家に代表される豪農の経済活動、日本海沿岸の往来による港や地域の繁栄など、親の湊を拠点とし主に海運による他地域との「交流」がもたらした歴史文化である。

本市はこの「環境」「暮らし」「交流」の個性的な 3 つの要素が積み重なって輪島独特の歴史文化が形成されていると考えられる。

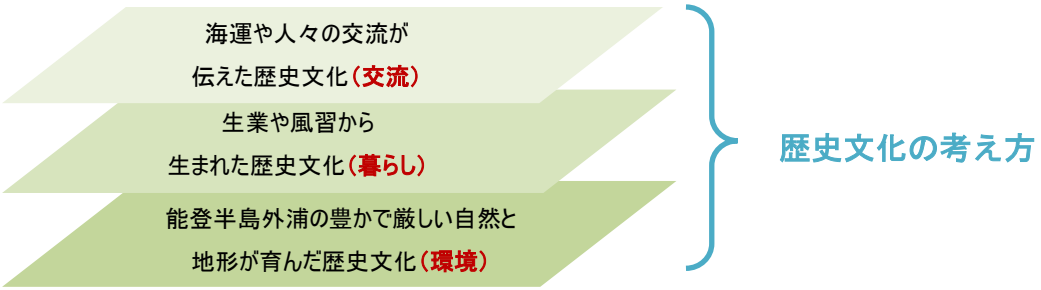

歴史文化の考え方	主な歴史文化遺産
海運や人々の交流が伝えた歴史文化	中段の板碑、天堂城、姫ヶ城、上時国家住宅、時国家住宅、北前船、總持寺祖院、能登のまだら
生業や風習から生まれた歴史文化	白米の千枚田、大沢上大沢の間垣集落、アテ林業、輪島塗、輪島朝市、製塩、海女漁、農家住宅、塗師屋住宅、あえのこと、アマメハギ、キリコ祭り、ぞんべら祭り、御陣乗太鼓
能登半島外浦の豊かで厳しい自然と地形が育んだ歴史文化	曽々木海岸、鳴き砂、桶滝、男女滝、古和秀水、桜滝、アテ天然林、三井新保遺跡、宅田上野山遺跡、横穴古墳群、石棒、須恵器

図 3-1 歴史文化の考え方と主な歴史文化遺産

（２）歴史文化の考え方と歴史文化の変遷

輪島市の主な有形・無形の歴史文化遺産を年表にプロットし、現在まで息づいている歴史文化遺産については、その発祥や時代の変遷などを落とし込んだ。また、輪島素麺や製塩業など現在は廃れてしまった歴史文化遺産についてもその栄枯盛衰がわかるように年表化した。その年表に、歴史文化の考え方である「能登半島外浦の豊かで厳しい自然と地形が育んだ歴史文化（環境）」「生業や風習から生まれた歴史文化（生業）」「海運や人々の交流が伝えた歴史文化（交流）」の３つを縦軸としてまとめたものが下図である。（図 3-1）

「交流が伝えた歴史文化」には、能登に配流された平時忠から現在に繋がる『能登平家物語』、天皇や幕府の外護によって発展した『大本山總持寺祖院と門前町』、輪島の海岸線に残る『北前船で栄えた里』が歴史文化の特徴として浮かび上がり、「生業や風習から生まれた歴史文化」からは、日本有数の漆文化が残る『輪島塗が伝える技とまち』、農林漁業や朝市等の商いなど『里山里海の恵みと暮らし』が歴史文化の特徴として整理できる。

表 3-1　歴史文化の考え方と輪島市歴史的変遷

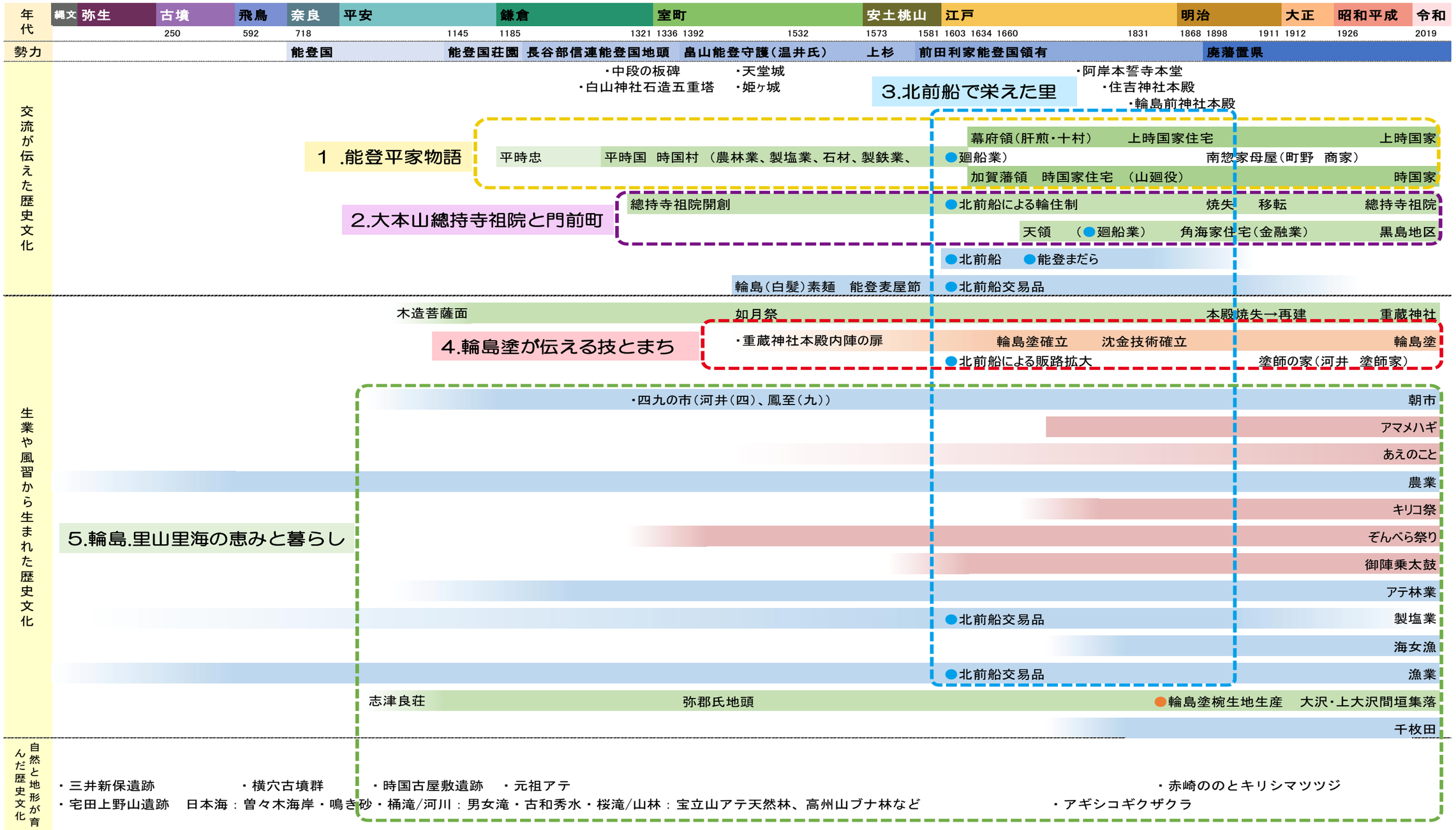

（３）歴史文化の考え方と歴史文化の特徴の関係

歴史文化の考え方と歴史文化の特徴の関係は下図の通りであり、「能登半島外浦の豊かで厳しい自然と地形が育んだ歴史文化」は、輪島の歴史文化の基礎となる考え方であり、５つの歴史文化の特徴全てに関わるものである。

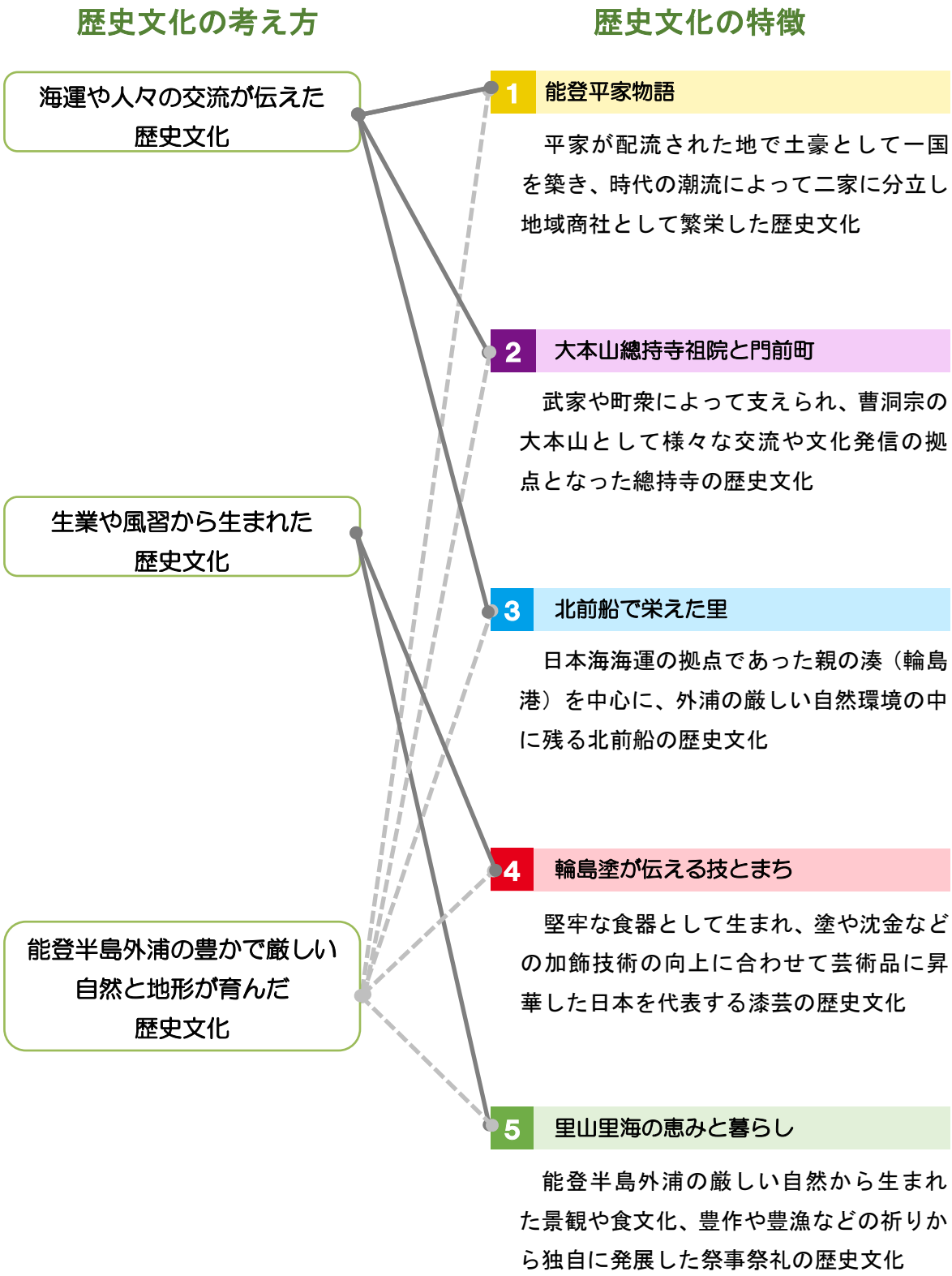

３－２ 輪島市の歴史文化の特徴

5 つの歴史文化の特徴の概要は以下の通りである。

（１）能登平家物語

平清盛の義弟平時忠が能登に配流され、その子時国がこの地を開拓し、中世的名主経営を行い、26 軒の下人を擁する程となり、室町末期には製塩と交易で開けた曽々木の 3 か村を合わせて、近世に入り時国村と成した。天正 9 年(1581)に能登は加賀前田藩領に、慶長 11 年(1606)には時国村の一部が越中土方領となり、時国家は二重支配を受けることとなった。

土方領の時国家(上時国家)は肝煎・十村を務め、幕府直轄領となった後には大庄屋を務めた。前田領の時国家(時国家)は山廻役、御塩懸相見役、御塩方吟味人役など藩の役職を代々受け継いだ。両家は船を所有し廻船業も行っていた。今もなお両家の茅葺きの大規模な主屋や庭園といった文化財がのこり能登に配流された平家の末裔にまつわる歴史文化が色濃く残る。

（２）大本山總持寺祖院と門前町

總持寺は櫛比荘(くしひのしょう)最古の寺院であったとされる諸岳(しょがく)観音堂の定賢(じょうけん)権律師がその観音堂や寺領・敷地を瑩山紹瑾(けいざんじょうきん)禅師に寄進し、禅院に改めたことに始まり、入寺後の瑩山は「諸岳山十条之亀鏡」を定めて寺制を整え、正中元年(1324)峨山(がざん)韶碩(じょうせき)に總持寺住寺職を譲った。

峨山は二十五哲と称される多くの俊才を育成し全国に拠点を築き、住職を一定期間で交代させる「輪住制」を確立した。全国から輪番住職を任された僧侶たちが本山を往復するために北前船が利用された。

總持寺は、明治 44 年(1911)の鶴見移転まで曹洞宗の大本山としての地位を確立し、時の権力者の庇護下にあり、様々な交流や文化発信の拠点であった。

（３）北前船で栄えた里

輪島市は日本海に大きく突き出す地理的条件のため、古くから日本海の交通の要所として経済や文化交流の拠点であった。親の湊と称された輪島港をはじめ、赤神、剣地、黒島、鹿磯、五十洲、皆月、大沢、鵜入、光浦、谷内、南志見、時国と外浦の厳しい地形や自然環境の海岸沿いの集落には、船絵馬や入船帳などの文化財や、黒島の重要伝統的建造物群保存地区の町並み、北前船船主の住宅として、旧角海家や南惣家、時国家、上時国家などの建造物なども残っている。

（４）輪島塗が伝える技とまち

輪島塗の歴史は古く、平安時代の漆盤が漆工用具と共に出土し、室町時代の出土品に地の粉を使用した輪島塗の製法を備えた線刻椀がある。

室町時代に小規模な産地が形成され、17 世紀後半に工法が確立した輪島塗が全国に名声を博するのは、18 世紀後半である。大きく発展した要因は、地の粉の使用を始め、自作自売の旅を通じて、全国の優れた文化情報を持ち帰り塗師文化を育み、その塗師文化を背景に優品を製造したことと、天明年間に大黒講(組合)を組織し、徹底した品質管理を協定することで輪島塗の信頼を高めたこと、そして生産の分業化によって生産性と技術を向上させたことなどが挙げられる。昭和 52 年(1977)に輪島塗が国指定重要無形文化財に、昭和 57 年(1982)には製作用具など 3,804 点が国指定重要有形民俗文化財に指定された。

（５）里山里海の恵みと暮らし

半農半漁の西保海岸付近の集落には、冬季の強い季節風をさえぎるため、集落の周囲に「間垣」と呼ばれる防風垣根を巡らせた文化的景観があり、内陸の山間地には、傾斜のあるクズヤ葺きの屋根とカヤの雪囲いからなる集落風景がみられる。

海岸に向けて棚田が広がる「白米の千枚田」は、海食崖が随所に展開し、急峻な傾斜面が広がる地すべり地帯であり、米の生産の場であるとともに、地すべりなどの災害を防止する機能も果たす独特の景観を形成しており、輪島の里山の歴史文化は農林業から生まれたものが多くみられる。

海女漁の技術は、『万葉集』や『今昔物語集』等にその存在が散見され、永禄年間に筑前鐘ヶ崎から渡ってきた海女が技術を確立し、加賀藩による庇護を長く受け、今日まで受け継がれてきた。

朝市は平安時代末期にはすでに開かれていたとされ、「朝市通り」と呼ばれる約 360m の通りに約 200 店ほどの露店が立ち並ぶ。海女漁や朝市を中心に、輪島の里海の歴史文化は漁業や製塩業などから生まれたものが多くみられる。

また、輪島の里山里海においては、自然と神仏と生活が混然一体となった、原風景の濃縮地であり、あえのこと、もっそう祭りなどの農業に関するもの、山祭りなどの林業に関するもの、起舟やアマメハギ、面様年頭、御陣乗太鼓などの漁業や海に関するものなど、多様で多彩な行事が数多く現代に伝承されており、季節のサイクル、農林漁業の節日にあわせて今もなお生活に密着して営まれている。

4章.歴史文化遺産の保存・活用に関する方針

４－１　歴史文化遺産の把握等に関する調査の概要

序章で定義した通り、本地域計画では未指定のものも含めて文化財保護法の 6 類型の文化財、埋蔵文化財、文化財の保存技術のほか、民話、伝承など、地域で継承されているものや、継承が危ぶまれているが大切にしたいと思われているものを幅広く歴史文化遺産として把握する対象としている。以下に実施済みの調査・研究、今後必要な調査について示す。

（１）実施済みの調査・研究

本市域において、石川県教育委員会は、平成 20～21 年度(2008～2009)の近代和風建築総合調査、平成 26 年度(2014)の舳倉島の海女漁に関する基礎調査、平成 26～27 年度(2014～2015)の海女習俗調査などを実施してきた。県内の広域にわたる古道跡の調査として、平成 7(1995)年度の歴史の道調査報告書(第二集)、平成 9 年度(1997)の歴史の道調査報告書(第四集)をまとめている。この他には、石川県立郷土資料館や(財)石川県埋蔵文化財センターが、昭和 53 年度(1978)の舳倉島シラスナ遺跡をはじめ、平成 16 年度(2004)の鳳至町畠田遺跡などの発掘調査も実施している。

また、市民団体等においても、門前郷土史研究会らによる門前地区の石造物をはじめとする郷土資料の調査など、それぞれの主題に沿った調査研究及び、その成果を活かした活用の取り組みが進められている。

本市においても、歴史文化遺産の掘り起こしや実態の把握、価値の解明に向けてこれまで数多くの調査研究を、大学や専門研究機関及び市民団体等と実施しており、表 4-1 のとおりにまとめた。中でも近年は「上時国家、時国家」、「曹洞宗總持寺」、「北前船関連」、「輪島塗関連」、「里山里海関連」を主題としており、概要は次のとおりである。

≪上時国家・時国家≫

平安時代末期の寿永 4 年(1185)、壇ノ浦の合戦に敗れた平氏は勢力を失い、権大納言 平時忠は能登へ配流された。その子時国は勢力を拡大し、町野川流域を拠点とする有力な豪農として栄えたが、藩政期に政治的要因により二家(幕府領：上時国家、加賀藩領：時国家)に分立した。それでも今日まで遺構をよく残している。数度あった能登半島ブームを背景に両家や曽々木海岸は注目され、平成 6～平成 18 年度(1994～2006)に行われた神奈川大学日本常民文化研究所の調査により、豪農の性格や生業が次第に明らかになった。時国家は平成 15～17 年度(2003～2005)に主屋を半解体修理、平成 23～26 年度(2011～2014)に上時国家の主屋及び納屋の保存修理がされ、それぞれ「重

要文化財時国家住宅保存修理工事報告書」「重要文化財上時国家住宅主屋及び納屋保存修理工事報告書」にまとめられている。

時国家住宅

上時国家住宅

≪曹洞宗總持寺≫

越前永平寺で修業した瑩山紹瑾は金沢大乗寺から羽咋永光寺と教線を能登へ進め、元亨元年(1321)に門前の地に總持寺を開創した。以後、明治の大火により横浜鶴見に移転するまで大本山として活躍した。總持寺は平成 19 年(2007)の能登半島地震により伽藍の多くを被災したが、令和 3 年(2021)までに修理を終え、工事の詳細が「大本山總持寺祖院震災復興事業保存修理工事報告書（第一期、第二期）」にまとめられている。

總持寺祖院（山門）

總持寺祖院（大祖堂）

≪北前船関連≫

本市は古来より親の湊と呼ばれ、日本海に突出した地形を活用し、日本海沿岸交易が活発であった。西廻り航路の主要な寄港地として栄えた輪島湊（港）の歴史は平成 21 年度(2009)に「みなと文化研究事業」によりまとめられている。

門前地区では曹洞宗總持寺の外港的役割を担った黒島地区が有力な北前船主の居住地として知られている。平成 19 年(2007)に被災した同地区についての調査を平成 19～20 年度(2007～2008)に実施し、「能登・黒島の町並み　輪島市黒島地区伝統的建造物群保存対策調査報告書」を発行している。併せて、同地区の中心的な文化拠点施設である旧角海家住宅も平成 23 年度(2011)に修理を終え、「石川県指定有形文化財 角海家住宅及び土蔵修理工事報告書」がまとめられている。

輪島港

黒島地区伝統的建造物群保存地区

≪輪島塗関連≫

輪島塗の歴史は古く、古代・中世の漆盤が釜屋谷 B 遺跡より出土している。室町時代には地の粉(珪藻土を蒸し焼きにしたのち粉末にしたもので、生漆、米糊を混ぜて用いる)を使用した輪島塗の製法による線刻椀がある。室町時代に小規模な生産地が形成され、17 世紀後半に工法が確立した。地の粉を使用した堅牢で優美な漆器は 18 世紀後半には全国に広く知られるようになった。分業制で生産される製品は今日まで継承され、無形文化財としてだけでなく有形民俗文化財として昭和 54～55 年度(1979～1980)に「伝統産業　輪島塗」にまとめられている。また、輪島塗の歴史文化の紹介や、研究内容を紀要として刊行している。

石川県輪島漆芸美術館

輪島塗

≪里山里海関連≫

日本海に突出し、比較的低い山地や丘陵からなる本市は、長い海岸線を有し、沿岸部の各所には河岸段丘が発達している。波浪浸食が著しく、荒々しい海岸地形がみられる。このような風土のなかで、多くの人々が半農半漁の生活を営んできた。

里山では、棚田が続く名勝「白米の千枚田」保存活用計画が平成 15 年度(2003)に策定され、里山景観を残す三井地区でも茅葺民家と里山の取り組みについて同 18 年度(2006)に調査・報告されている。また、沿岸部では冬の日本海からの強風より家屋を守る間垣の里について平成 24 年度(2012)に文化的景観保存調査が実施されているほ

か、平成 26～27 年度(2014～2015)には本市の沖合にある舳倉島の海女の生業等の調査を実施している。この他、祭事や風習についても調査され、昭和 51 年(1976)に「奥能登のあえのこと」、昭和 53 年(1978)に「能登のアマメハギ」の報告書が刊行されている。

あえのこと

白米の千枚田

表 4-1 実施済みの調査報告書一覧

種類分類	小分類		調査名称	調査主体	発行	調査年度
有形文化財	建造物	社寺	石川県の近世社寺建築　近世社寺建築調査報告書	石川県教育委員会	石川県教育委員会	昭和54年
			大本山總持寺祖院震災復興事業第一期保存修理工事報告書	文化財工学研究所	大本山總持寺祖院震災復興委員会	平成26年3月
			大本山總持寺祖院震災復興事業第二期保存修理工事報告書	文化財工学研究所	大本山總持寺祖院震災復興委員会	令和3年3月
			石川県指定文化財總持寺経蔵保存修理工事報告書	金沢伝統建築設計	大本山總持寺祖院	平成30年3月
			石川県指定文化財阿岸本誓寺本堂保存修理報告書	金沢伝統建築設計	阿岸本誓寺	令和3年3月
		住居	石川県の民家　民家緊急調査報告書	石川県教育委員会	石川県教育委員会	昭和47年
			能登・輪島　茅葺き民家調査報告書　石川県輪島市三井町	公益財団法人日本ナショナルトラスト	公益財団法人日本ナショナルトラスト	平成5年3月
			重用文化財　時国家住宅保存修理報告書	公益財団法人　文化財建造物保存技術協会	時國　信弘	平成17年12月
			石川県有形文化財　角海家住宅及び土蔵修理工事報告書	輪島市教育委員会文化課	輪島市教育委員会文化課	平成24年3月
			重要文化財　上時国家住宅主屋及び納屋保存修理工事報告書	公益財団法人　文化財建造物保存技術協会	時国　健太郎	平成26年7月
			石川県の近代化遺産　石川県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書	石川県教育委員会	石川県教育委員会	平成20年3月
			石川県の近代和風建築　石川県近代和風建築総合調査報告書	石川県教育委員会	石川県教育委員会	平成22年3月
	美術工芸品	古文書	奥能登と時国家　研究編１	神奈川大学日本常民文化研究所奥能登調査研究	平凡社	平成6年8月
			奥能登と時国家　研究編２	神奈川大学日本常民文化研究所奥能登調査研究	平凡社	平成13年8月
			奥能登と時国家　調査報告編１	神奈川大学日本常民文化研究所奥能登調査研究	平凡社	平成7年8月
			奥能登と時国家　調査報告編２	神奈川大学日本常民文化研究所奥能登調査研究	平凡社	平成8年5月
			奥能登と時国家　調査報告編３	神奈川大学日本常民文化研究所奥能登調査研究	平凡社	平成13年8月
			時国健太郎家文書仮目録　第２次採訪文書１	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学日本常民文化研究所	平成8年
			時国健太郎家文書仮目録　第２次採訪文書２	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学日本常民文化研究所	平成8年
			時国健太郎家文書仮目録　第３次採訪文書　平成二～三年度古文書等緊急調査報告書	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学日本常民文化研究所	平成8年
			時国健太郎家文書目録１	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学日本常民文化研究所	平成18年3月31日
			時国健太郎家文書目録２	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学日本常民文化研究所	平成18年3月31日
			時国信弘家文書仮目録　第１次採訪文書	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学日本常民文化研究所	平成8年
			曹洞宗大本山總持寺能登祖院古文書目録		立正大学仏教学部安中研究室	平成17年3月
			曹洞宗大本山總持寺能登祖院古文書目録	輪島市教育委員会・大本山總持寺祖院古文書研究会	輪島市教育委員会	令和3年3月
			岩倉寺文書目録	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学日本常民文化研究所	令和元年12月15日
			能登輪島住吉神社文書目録　平成二～三年度古文書等緊急調査報告書	住吉神社文書調査団　代表　田川　捷一	輪島市	平成4年3月31日
			能登輪島久保家文書		石川県立図書館	昭和52年
			能登輪島上梶家文書目録	上梶家文書調査団　代表　田川　捷一	石川県立図書館	昭和52年3月31日
			能登門前伊藤家文書目録	田川　捷一	門前町	昭和56年3月31日
			輪島市町野町伏戸　松尾家文書目録	輪島市教育委員会	輪島市	昭和61年3月31日
			深見区有文書目録	輪島市教育委員会	輪島市	平成8年3月31日
			名舟区有文書　濱高家文書　目録	輪島市教育委員会	輪島市	平成13年3月
			石川県輪島市町野町牛尾・伏戸区有文書	神奈川大学日本常民文化研究所	輪島市	平成16年3月31日
			石川県輪島市町野町寺山・久保家文書目録	神奈川大学日本常民文化研究所	輪島市	平成17年
			石川県輪島市町野町中納家文書目録	輪島市教育委員会	輪島市	平成17年12月
			石川県輪島市町野町曽々木区有文書目録	神奈川大学日本常民文化研究所	輪島市	平成17年12月
			石川県輪島市　鳳至久保屋文書目録	跡見学園女子大学史料調査研究会	輪島市	平成17年12月
			石川県輪島市鳳至町長徳寺文書目録	近世寺社文書研究会	輪島市	平成19年3月
			能登輪島浜屋忠左衛門家文書目録	近世寺社文書研究会	輪島市	平成19年3月
			石川県輪島市里町区有文書目録	近世寺社文書研究会	輪島市	平成19年3月31日
			石川県輪島市町野町東大野　池田周三家文書目録	神奈川大学日本常民文化研究所	輪島市	平成20年3月31日

種類分類	小分類		調査名称	調査主体	発行	調査年度
有形文化財	美術工芸品	古文書	石川県輪島市町野町粟蔵家文書目録	跡見学園女子大学　泉研究室	輪島市	平成24年3月31日
			石川県輪島市町野町川西区有文書目録	神奈川大学日本常民文化研究所	輪島市	平成26年3月31日
			石川県輪島市鳳至町長徳寺文書目録　続	加能地域史研究会寺社部会	輪島市	平成30年3月
			石川県輪島市町野町東大野南惣右衛門家文書目録	神奈川大学日本常民文化研究所	輪島市	平成30年3月31日
			輪島市門前町黒島町　角海家文書調査報告書	角海家文書研究会	輪島市教育委員会	平成26年3月31日
			輪島市門前町黒島町　角海家文書調査報告書（第二期）	角海家文書研究会	輪島市教育委員会	令和3年3月26日
無形文化財			伝統産業　輪島塗	輪島市	輪島市	昭和54-55年
民俗文化財	有形民俗文化財		日本海文化交流会議　日本海の船絵馬	門前町教育委員会	門前町	平成2年3月
	無形民俗文化財	風俗習慣	国指定重要無形民俗文化財保存記録　奥能登のあえのこと	奥能登のあえのこと保存記録編さん委員会	奥能登あえのこと保存会	昭和53年
			門前のアマメハギ	門前町アマメハギ編集委員会	門前町	昭和56年3月
			輪島の面様年頭　重要無形民俗文化財　能登のアマメハギ	輪島市面様年頭編集委員会	輪島市	昭和58年3月31日
			海女文化基礎調査報告書	石川県	石川県	平成26年3月31日
			海女習俗調査報告書(平成26/27年度)	石川県	石川県	平成28年3月
			石川の祭り・行事　石川県の祭り・行事調査報告書	石川県教育委員会	石川県教育委員会	平成11年3月31日
			門前町の祭り	門前町の祭り編集委員会	門前町	平成16年12月28日
			輪島海士町・舳倉島の暮らし	岩崎　才吉	金沢大学人間社会学域人文学類	平成27年3月
			海士町・舳倉島	石川県立郷土資料館	石川県立郷土資料館	昭和50年3月
			漁村の調査研究　舳倉島における集落の成り立ち		国士舘大学工学部建築学科卒業研究調査グループ	
			輪島大祭		成城大学文化史学科　松崎研究室	平成7年3月
			里山里海の伝統的知識・知恵の伝承	大学コンソーシアム石川	金沢大学	平成22年2月
			輪島ものがたり　巻１（全５巻）	輪島語り部会「輪島ものがたり」編集委員会	輪島商工会議所	
			輪島ものがたり　巻２（全５巻）	輪島語り部会「輪島ものがたり」編集委員会	輪島商工会議所	平成6年12月30日
			輪島ものがたり　巻３（全５巻）	輪島語り部会「輪島ものがたり」編集委員会	輪島商工会議所	平成8年1月30日
			輪島ものがたり　巻４（全５巻）	輪島語り部会「輪島ものがたり」編集委員会	輪島商工会議所	平成8年11月30日
			輪島ものがたり　巻５（全５巻）	輪島語り部会「輪島ものがたり」編集委員会	輪島商工会議所	
			井池光夫氏に聞く　金蔵の昔がたり	井池　光夫	金蔵小学校	平成6年3月18日
			のとの昔ばなし	坪井　純子	七尾市立図書館友の会	平成13年10月
			のとの昔ばなし　第二集	坪井　純子	七尾市立図書館友の会	平成22年12月
			輪島の昔ばなし	輪島昔ばなしを語る会	輪島市立図書館	平成19年1月
			おしえてあなたのまちの昔話	石川県公共図書館協議会	石川県公共図書館協議会	平成13年3月
			七浦民俗誌	七浦民俗誌編纂会	七浦民俗誌編纂会	平成8年3月
			奥能登のなれずし　調査報告書	石川県水産総合センター	石川県水産総合センター	平成19年10月
		民俗芸能	石川県の民謡	石川県教育委員会文化課	石川県	昭和56年3月
			門前町民謡集	門前町民謡愛好会・北都民謡会	門前町商工会	
			輪島の民謡	輪島市教育委員会	輪島市	平成16年3月
			石川県の獅子舞	石川県教育委員会	石川県	昭和61年3月
記念物	遺跡	古道跡	歴史の道　峨山道	歴史の道「峨山道」編集委員会	門前町	平成1年3月
			歴史の道調査報告書　第四集　能登街道Ⅱ	石川県教育委員会	石川県	平成9年3月31日
			歴史の道調査報告書　第五集　信仰の道	石川県教育委員会	石川県	平成10年3月31日
			歴史の道調査報告書　第六集　海の道と川の道・補遺	石川県教育委員会	石川県	平成11年3月31日

種類分類	小分類	調査名称	調査主体	発行	調査年度
記念物	名勝地	名勝「白米の千枚田」保存管理計画	日本ナショナルトラスト	輪島市	平成15年3月
		名勝　時国氏庭園保存修理事業報告書	学校法人瓜生山学園　京都造形芸術大学　日本庭園・歴史遺産研究センター	時国　信弘	平成24年3月
	動物、植物、地質鉱物	アテ造林史	石川県林業試験場	石川県林業試験場	昭和47年11月3日
		輪島・穴水地域を中心とする国産材の産地構造	石川県農林水産部林業経営課	石川県農林水産部林業経営課	昭和54年4月
		石川県樹木誌	石川県林業試験場	石川県林業試験場	昭和62年
		石川県の巨樹	石川県林業試験場	石川県林業試験場	平成6年
		舳倉島・七ツ島の自然	石川県	石川県	昭和61年3月
		能登地方のキリシマツツジ	鳳至郡柳田村盆友会	鳳至郡柳田村盆友会	平成6年3月
		石川県門前町の足跡化石	門前町足跡化石調査団	門前町	平成11年3月
文化的景観		輪島市三井町景観調査報告書		東京農業大学地域環境科学部造園科学	平成18年3月
		能登・間垣の里　文化的景観保存調査報告書	輪島市教育委員会文化課	輪島市	平成24年3月
		輪島市大沢町・上大沢町　間垣の里づくり計画「能登 間垣の里」文化的景観保存計画	輪島市教育委員会、日本ナショナルトラスト	輪島市	平成27年1月
伝統的建造物群		能登・黒島の町並み　ー輪島市黒島地区伝統的建造物群保存対策調査報告書ー	輪島市教育委員会文化課	輪島市	平成20年12月
その他	郷土史等	石川県神社誌	石川県神社庁	北國新聞社	昭和51年
		輪島のみやしろ	輪島のみやしろ編集委員会　中村裕	石川県神社庁輪島支部	昭和56年
		加越能社寺由来（上）	金沢大学法学部内日本海文化研究室	石川県図書館協会	昭和49年
		加越能社寺由来（下）	金沢大学法学部内日本海文化研究室	石川県図書館協会	昭和50年
		能登　自然・文化・社会	九学会連合能登調査委員会	平凡社	昭和30年12月25日
		能登半島学術調査書	石川県	石川県	昭和40年7月31日
		酒造習俗Ⅱ（石川県）（無形の民俗文化財記録第51集）	文化庁文化財部	文化庁文化財部	平成19年3月31日
		輪島の民話	輪島市教育委員会	輪島市	平成19年3月
		門前の民話	門前町教育委員会	門前町	
		なじみの民話　第１集	南志見民話の会	南志見民話の会	
		なじみの民話　第２集	南志見民話の会	南志見民話の会	
		なじみの民話　第３集	南志見民話の会	南志見民話の会	
		西保の民話と碑	輪島市立西保公民館	輪島市立西保公民館	平成14年3月
		輪島の民話　第１集	輪島市教育研究所	輪島市教育研究所	昭和52年8月
		輪島の民話　第２集	輪島市教育研究所	輪島市教育研究所	昭和53年4月
		輪島の民話　第３集	輪島市教育研究所	輪島市教育研究所	昭和55年10月
		輪島市三井地区郷土調査資料集No. 1		輪島市地方史研究会	昭和40年8月
		図説　輪島の歴史	図説　輪島の歴史編纂専門委員会	輪島市役所	平成15年11月3日
		新修　門前町史　図説　門前町の歴史	門前町史編さん専門委員会	門前町	平成16年12月31日
		輪島市史　資料編第１巻	輪島市	輪島市史編纂専門委員会	昭和46年11月3日
		輪島市史　資料編第２巻	輪島市	輪島市役所	昭和47年11月20日
		輪島市史　資料編第３巻	輪島市	輪島市役所	昭和49年3月31日
		輪島市史　資料編第４巻	輪島市	輪島市役所	昭和50年3月31日
		輪島市史　資料編第５巻	輪島市	輪島市役所	昭和48年3月31日
		輪島市史　資料編第６巻	輪島市	輪島市役所	昭和48年3月31日
		輪島市史　通史	輪島市	輪島市役所	昭和51年2月1日

種類分類	小分類	調査名称	調査主体	発行	調査年度
その他	郷土史等	門前町史	門前町史編集委員会	門前町	昭和45年1月31日
		新修　門前町史　資料編１　考古　古代・中世	門前町史編さん専門委員会	門前町	平成15年10月31日
		新修　門前町史　資料編２　總持寺	門前町史編さん専門委員会	門前町	平成16年3月31日
		新修　門前町史　資料編３　近世	門前町史編さん専門委員会	門前町	平成17年3月31日
		新修　門前町史　資料編４　海運	門前町史編さん専門委員会	門前町	平成17年1月31日
		新修　門前町史　資料編５　近現代	門前町史編さん専門委員会	門前町	平成16年9月30日
		新修　門前町史　資料編６　民俗	門前町史編さん専門委員会	門前町	平成17年11月30日
		新修　門前町史　通史編	門前町史編さん専門委員会	門前町	平成18年1月31日
		諸岡村史	諸岡村史編集委員会	諸岡村史発刊委員会	昭和52年
		石川県鳳至郡誌	鳳至郡役所	鳳至郡役所	大正12年3月30日
		輪島町史	輪島町	輪島町	昭和29年
		町野村志	町野史談会	町野公民館	大正15年10月15日
		西保村志	伊藤　和吉ほか	輪島市西保公民館	昭和35年11月3日
		黒島村小史	中谷　藤作	黒島村小史復刊委員会	昭和13年10月25日
		浦上の歴史	浦上の歴史編集委員会	浦上の歴史発刊委員会	平成9年8月5日
		七浦村志	七浦小学校同窓会	七浦小学校同窓会	昭和43年5月31日
		輪島市誌　第一号	輪島市文化財保護審議会	輪島市文化財保護審議会	昭和59年12月
		輪島市誌　第二号	輪島市文化財保護審議会	輪島市文化財保護審議会	昭和60年8月
		輪島市誌　第三号	輪島市文化財保護審議会	輪島市文化財保護審議会	昭和61年8月
		輪島市誌　第四号	輪島市文化財保護審議会	輪島市文化財保護審議会	昭和62年3月
		輪島市誌　第五号	輪島市文化財保護審議会	輪島市文化財保護審議会	昭和62年10月
		輪島市誌　第六号	輪島市文化財保護審議会	輪島市文化財保護審議会	昭和63年8月
		輪島市誌　第七号	輪島市文化財保護審議会	輪島市文化財保護審議会	平成1年5月
		輪島市誌　第八号	輪島市文化財保護審議会	輪島市文化財保護審議会	平成4年3月
		輪島市誌　第九号	輪島市文化財保護審議会	輪島市文化財保護審議会	平成9年2月
		輪島市誌　第十号	輪島市文化財保護審議会	輪島市教育委員会	平成10年3月31日
		輪島市誌　第十一号	輪島市文化財保護審議会	輪島市教育委員会	平成12年3月
		輪島市誌　記念号	輪島市文化財保護審議会	輪島市教育委員会	平成15年3月31日
		くしの郷　創刊号	門前町郷土史研究会	門前町郷土史研究会	平成7年7月
		くしの郷　第二号	門前町郷土史研究会	門前町郷土史研究会	平成9年9月
		くしの郷　第三号	門前町郷土史研究会	門前町郷土史研究会	平成11年9月
		くしの郷　第四号	門前町郷土史研究会	門前町郷土史研究会	平成13年10月
		くしの郷　第五号	門前町郷土史研究会	門前町郷土史研究会	平成15年10月
		くしの郷　第六号	門前町郷土史研究会	門前町郷土史研究会	平成17年12月
		くしの郷　第七号	門前町郷土史研究会	門前町郷土史研究会	平成21年12月
		くしの郷　第八号	門前町郷土史研究会	門前町郷土史研究会	平成25年3月
		くしの郷　第九号	門前町郷土史研究会	門前町郷土史研究会	平成28年3月
		久之の郷　第十号	門前町郷土史研究会	門前町郷土史研究会	平成31年3月
		輪島市の文化財	輪島市教育委員会	輪島市教育委員会	平成17年3月31日
		輪島市の文化財	輪島市教育委員会	輪島市教育委員会	平成10年11月
		輪島市の文化財	輪島市教育委員会	輪島市教育委員会	平成6年4月1日
		郷土読本　輪島市の文化財	輪島市文化財保護審議会	輪島市教育委員会	昭和54年6月

（２）今後必要な調査

本市で実施された歴史文化遺産に関する把握調査について、文化財の種類・分類別の調査状況及び課題は、以下のとおり整理される。

表 4-2 調査状況及び課題　（令和 4 年 3 月現在）

種類・分類			調査状況 旧門前町域	調査状況 旧輪島市域	調査状況及び課題
有形文化財	建造物		△	△	一部の民家を除き、町屋や塗師屋の家屋及び、句碑・歌碑、記念碑、石碑（石造物）についてはほぼ実施できていない。
	美術工芸品	絵画	×	×	一部の古文書、考古資料については市史編さん事業の際に調査を行なっているが、それ以外のものは実施には至っていない。
		彫刻	×	×	
		工芸品	×	×	
		書跡	×	×	
		典籍	×	×	
		古文書	△	△	
		考古資料	△	△	
		歴史資料	×	×	
無形文化財			○	○	輪島塗に関する調査については庁内において文化課だけでなく漆器商工課とともに調査及び事業を行なっている。
民俗文化財	有形民俗文化財		×	×	輪島塗については一部調査は行われているが、それ以外の分野については調査ができていない。
	無形民俗文化財		△	△	各地に伝わる民謡、民話の把握調査や、アマメハギ、あえのこと、海女漁などについては調査は実施している。今後も継続して行う必要がある。
記念物	遺跡		△	△	名勝指定のための調査は実施しているが、今後さらなる保護のための把握調査を各分野において実施する必要がある。
	名勝地		△	△	
	動物、植物、地質鉱物		×	×	
文化的景観			△	△	選定のための調査は実施したが、今後さらなる保護のための把握調査を各分野において実施する必要がある。
伝統的建造物群			△	△	選定のための調査は実施したが、今後さらなる保護のための把握調査を各分野において実施する必要がある。
文化財の保存技術			×	△	輪島塗以外の分野においての調査がされていない。
その他歴史文化遺産			×	×	把握調査は実施されていない。

○:調査が進んでいる、△:あまり進んでいない、×:未調査

４－２ 歴史文化遺産の保存・活用の現状

（１）保存

①文化財の指定等

本市の文化財行政では、文化財の指定による保存の件数を着実に増やし、国、県、市の指定による有形・無形・民俗・記念物等、総計すると 306 件を数える。また、国の選定による重要伝統的建造物群保存地区や重要文化的景観がそれぞれ 1 件、登録有形文化財は 23 件を数える。

②文化財の指定等以外の取り組み

文化財指定の枠組み以外での取り組みとしては、平成 30 年(2018)、日本遺産『荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～』の構成市町に輪島市を含む 27 市町が新たに追加認定を受けた。角海家や黒島天領祭、能登のまだら、日和山の方角石、イナウ奉納額、黒島地区伝統的建造物群保存地区、北前船絵馬群、住吉神社石造鳥居が北前船文化を伝える構成文化財となった。

また、先述したとおり「能登の里海里山」が持続的な農林水産業と一体的に維持・保存されてきた伝統的な農村文化の姿として平成 23 年(2011)に世界農業遺産に認定され、ユネスコ無形文化遺産に登録された「能登のあえのこと」「能登のアマメハギ」と同様に、その背景にある暮らしやストーリーなどを一体的に捉えることにより輪島の暮らし、ひいては日本古来の暮らしを現代に伝える素晴らしい歴史遺産として、改めて高い価値を生み出している。

市民も様々な取り組みを行っている。例えば、白米の千枚田は昭和 45 年(1970)から本市が助成を講じて保護しようと試みたものの休耕田は増加した。地元住民がボランティアとともに保存活動に取り組みはじめ、平成 18 年(2006)には白米千枚田愛耕会が発足した。その後、オーナー制度などを取り入れ、平成 25 年(2013)には公益財団法人白米千枚田景勝保存協議会が発足し、活動がますます活発化している。

輪島塗については、昭和 52 年(1977)に輪島塗保存技術保存会が重要無形文化財「輪島塗」の保持団体に認定され、以後会員による共同制作等により技術記録・保存に取り組むとともに、平成 6 年(1994)からは若手・中堅技術者を対象とした伝承者養成事業を継続実施し、技の伝承を図っている。

黒島地区の伝統的建造物群保存地区では、門前町黒島地区伝統的建造物群保存地区まちなみ保存会が活動しており、まち歩きマップの作成やセミナーの実施、先進地事例の視察など、歴史を活かしたまちづくりを展開している。

民俗文化財については、三夜踊保存会、門前とどろ保存会、御陣乗太鼓保存会、能登麦屋節保存会などが輪島市内外で活発に活動し、継承している。

（２）活用

①指定等文化財の維持管理と活用

≪白米の千枚田≫

白米の千枚田は、世界農業遺産「能登の里山里海」の代表的な棚田として年々市内外の注目を集めている。千枚田の稲作は人手による多くの時間と労力を必要とするため、高齢化や後継者不足により、どう景観を維持していくかが大きな課題であった。

平成 4 年(1992)には一般ボランティアによる耕作がスタートし、翌年には財団法人千枚田景勝保存基金が設立され、基金運用益を耕作補助金に充当している。平成 13 年(2001)に国指定名勝に指定されたのち、平成 18 年(2006)に地元南志見地区の農業経験者からなる「白米千枚田愛耕会」が組織され、オーナー制度導入の環境が整えられた。現在ではオーナー田の枚数は 443 枚、オーナー会員 163 組、トラスト会員 25 組、特別名誉会員 8 組、企業会員 13 組が参加している。

観光資源でもある白米の千枚田では認知度向上を図るため、一般ボランティアを募集しての田植え祭、稲刈り祭、全国的にも珍しい田の神様による千枚田結婚式を行っている。また、観光入込み客が低迷する冬のイベントとして、自然の地形を活かし棚田の畔に LED を設置し、夜の千枚田を光で彩る「あぜのきらめき」を催行し好評を得ている。

年々高まる地元農家の耕作放棄からどう保全していくかという大きな課題に対し、これまでの地元農家及び多くの関係者の支援と地道な取り組みがようやく実を結び、次世代への継承となる循環システムが構築されつつある。今後は地域特産物の販売増加を目指し、米のブランド化や交流促進・収入増によって地域を活性化し、そして地域住民に地域の宝という更なる意識醸成が必要である。

≪重要文化財「旧角海家住宅」「上時国家住宅」「時国家住宅」の公開事業≫

旧角海家住宅は平成 19 年(2007)に発生した能登半島地震により大きな被害を受けた後、土地建物ともに本市へと寄贈され、平成 23 年(2011)に修理工事を終えた。その後、黒島地区の歴史文化を伝える核として市が公開事業を行っている。

町野地区にある上時国家、時国家住宅は公開しているが、いずれも個人所有であり、その維持管理は所有者への負担が大きいなどの課題もあり、新たな展開が求められている。

≪輪島塗≫

世界で唯一の漆芸専門の美術館である「石川県輪島漆芸美術館」では漆芸品の展示だけでなく制作工程などを詳しく知ることができる。普及活動として石川県輪島漆芸美術館文化講座を設け漆文化セミナーの実施や、出前授業などを行っている。

また、石川県立輪島漆芸技術研修所では文化庁の助成を得て重要無形文化財保持者（人間国宝）の技術伝承者養成とそれに関連する漆芸技術の保存育成、調査研究、資料収集等の事業を行っている。技術伝承者養成は榡地（木工）、髹漆（うるし塗り）、蒔絵、沈金についての研修を普通研修課程（3ヵ年）で行い、基礎技術の修得のための研修（未経験者対象）を特別研修課程（2ヵ年）で行っており、次世代の担い手を育成している。

若い世代の作家同士の繋がりも近年は増え、若手世代のグループでの勉強会や展示会などが実施されるようになってきた。

≪間垣の維持管理≫

大沢・上大沢地区の重要文化的景観はニガタケの間垣が主な構成要素であり、固有のものである。間垣の材料となるニガタケは近年、採取が困難になってきており、地域住民らは地域周辺のみならず、市域を越えて採取場所の確保に努めている。また、高齢化のすすむ地域住民だけでは原材料の確保や維持管理が困難であり、大学生らの協力も得ながら地域住民と協働で間垣の保守作業を行っている。間垣の維持管理には、持続的な支援する仕組みが必要である。

地域住民や保存会は、間垣の材料となるニガタケの育成や確保に努め、また、地域内外のボランティアの参画を募り、これを市や事業者が支援することで地域全体で保全活動をする機運を高める必要がある。

②未指定文化財の活用

本市が所有する町野地区にある「旧松尾家住宅」は代々庄屋を務めた名家の住宅で、約150年前に建てられ平成13年（2001）に輪島市に寄贈された茅葺屋根の民家である。現在はこの古民家をまるごと一軒貸切宿として活用しており、各15畳の「中の間」と「茶の間」、10畳の座敷を客室として1日に1組20名まで宿泊利用することができる。

一方、三井地区では移築した茅葺き民家を「里山まるごとホテル」として民間事業者が運営し、活用している。地域全体をひとつのホテルとして見立て、ここに滞在することで能登の里山暮らしを体験することができる新しい観光のあり方を提案している。三井地区には、伝統的な暮らしと生活文化に着目してその魅力を発信する団体もあり、土地に根ざした知恵やものづくりの学びを、世代をこえて共有し継承する活動を行なっている。

夏から秋にかけて、能登半島の各地では五穀豊穣や大漁祈願の祭礼としてキリコ祭りが開催される。能登のキリコ祭りは平成9年（1997）に「記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財」として位置付けられ、また、平成27年（2015）に「灯り舞う半島能登 ～熱狂のキリコ祭り～」として日本遺産に認定されている。本市では朝市で賑わう中心部に近い場所に観光と文化振興を目的とした輪島キリコ会館を設置し、広くキ

リコ祭りの情報を発信しているほか、キリコの製作や修理に財政的な支援をするとともに、観光客もキリコ祭りを体験できるような体制づくりに努めている。今後は、キリコの組み立て・担ぎ出し・地域の食材を取り入れた饗応といった地域ぐるみの振興といった取り組みも検討する必要がある。

③町並み景観の整備

市内では輪島の歴史と文化を活かしたまちづくりのために、平成 14 年(2002)輪島地区において、街並み環境整備事業が実施され、店舗の修景や道路の美装化が行われた。また平成 20 年(2008)に策定された「いしかわ景観計画」において「景観計画区域」「景観形成重要地域」「特別地域」が指定されていたものに加え、平成 30 年(2018)に策定された「輪島市景観計画」では、特に景観を活かしたまちづくりに取り組んでいる地区として「輪島景観重点地区」を指定し、地区内においてきめの細かい修景整備事業が、①馬場崎・駅前地区、②鳳至上町地区、③ 總持寺周辺地区、④まんなか地区、⑤間垣の里地区(大沢・上大沢)、⑥長山地区の 6 箇所で実施されることとなった。

④学習講座・講演会等

特定非営利活動法人あえの郷しんこう会は都市と農村漁村の交流事業として、子ども長期自然体験村の運営補助や、ふるさと体験実習館及び松尾家の管理運営を受託している。ふるさと体験実習館では輪島の自然に包まれ、懐かしい暮らしや伝統文化を楽しむために、豆腐づくり体験やわたふじ(マツブサ)草木染め体験、地引網体験など里山里海の暮らしを体験できるプログラムが用意されている。また、郷土史研究の講演会の実施や、出前講座の実施など老若男女を対象とした学習機会が設けられている。

⑤歴史ウォーク・イベント等

輪島の歴史文化を再発見するため、歴史ウォークなどの取り組みとして、總持寺二祖峨山禅師が門前町「總持寺」と羽咋市「永光寺」の住職を兼ねていた 20 余年間、往来した両寺を結ぶ 13 里の古道を禅師の偉業を偲び徒歩とバスで巡行する「峨山道巡行」が実施されている。

⑥資金調達（ふるさと納税を活用したガバメント・クラウド・ファンディング）

本市では、平成 27 年度(2015)に実施した「輪島塗キリコ製作事業」をはじめ、これまで 4 つの事業に対して、ふるさと納税を活用したガバメント・クラウド・ファンディング(GCF)を実施している。

「灯り舞う半島能登 ～熱狂のキリコ祭り～」の日本遺産登録を契機に、能登のキリコ文化を後世に伝承するために、高度な輪島塗技術を駆使した豪華絢爛な総輪島塗キリコの製作や、また、熊本地震で被災した陶芸家５人の陶片を漆の修復技術である「金継ぎ」「呼び継ぎ」技法により繋ぎ合わせ、新たな作品を製作する事業にGCFを活用している。

また、県指定有形文化財である阿岸本誓寺本堂の茅葺屋根の修復についても、本来であれば寺院の檀家からの寄附等によって修復できればよいが、過疎化、人口減少などにより困難であった。伝統の茅葺屋根の維持が難しく茅葺民家は消滅の一途をたどっている中で、日本の里山の象徴の一つとして後世にその技術と景観を受け継ぐことを目的に茅葺屋根の修復にGCFを活用した。近年では、世界農業遺産「能登の里山里海」のシンボルである白米千枚田の原風景を残すべく、耕作者用の休憩施設を併設した農機具庫を整備している。

表 4-3 GCFの事例

（単位：千円、人）

事 業 名	寄附受付期間		目標金額	寄附金額	寄附者数	事業内容
輪島塗キリコ製作事業費	平成27年7月1日～ 平成27年8月19日	50日間	10,000	10,465	333	総輪島塗キリコの製作
漆でつなぐ「五陶輪」制作事業費	平成29年8月1日～ 平成29年10月10日	71日間	10,000	14,062	402	「金継ぎ」技法による熊本陶芸家とのコラボ作品製作
有形文化財保存事業費	平成30年8月22日～ 平成30年11月30日	101日間	18,000	18,497	563	県指定有形文化財「阿岸本誓寺本堂」茅葺屋根の修復
「白米千枚田」保全プロジェクト	令和元年8月30日～ 令和2年3月31日	215日間	30,000	10,923	355	国指定名勝「白米千枚田」での農機具庫の整備

⑦その他

観光ガイドや地域に伝わる伝承や伝統芸能の担い手育成、輪島ふぐなど特産品開発や輪島市の歴史文化遺産の魅力を発信する情報発信事業などを実施している。

４－３ 歴史文化遺産の保存と活用に関する方針

（１）本地域計画の目指すべきまちの姿

本市の歴史文化の特徴を捉える視点・考え方は、能登半島外浦の豊かで厳しい自然と地形という「環境」を基盤に、自然環境と共生した農林漁業を中心とする生業、住・食文化、祭礼や風習など「暮らし」が形成され、能登国の時代から長きにわたり海運を中心に他地域との「交流」によって繁栄したという３つの歴史文化が積み重なって形成されていることである。

これらの背景として欠かせないキーワードは、第二次総合計画にもあるように日本海を往来する北前船の帆が受けたという「あいの風」であり、本市に活力と文化の多様性をもたらした象徴とも言える。本地域計画では、この「あいの風」に育まれた暮らしに息づく歴史文化を守り育て、多様な主体とともに「ひとづくり」と「まちづくり」に取り組むことを目指すべきまちの姿とする。

【目指すべき まちの姿】

あいの風に育まれた歴史文化が息づくまち　輪島

～歴史文化を守り育てるひとづくり、まちづくり～

（２）歴史文化遺産の保存・活用に関する基本方針

本市には実に多様な歴史文化遺産が受け継がれているが、今後、前述の将来像を実現するには市民と行政が協働するような「ひとづくり」「まちづくり」が不可欠である。そのためにはまず、輪島の歴史文化を広く市民に共有し、理解されることで歴史文化遺産が身近な存在になる必要がある。その歴史文化遺産とは、いわゆる文化財行政によって保存されている分野だけでなく、市民にとって身近な自然環境や生業、住まいや食文化、祭りなどの祭礼や風習などの生活文化を含めて、暮らしに息づく歴史文化を次の世代へつないでいかねばならない。

そして、かつて輪島が海運による交流の要としてヒトやモノが交流するなか、里海里山に囲まれた生活環境を活かし輪島塗の生産工程を生み出したように、市民、行政、地域活動団体など多様な人とともに身近にあるものを活かす独自の仕組みづくりや活動の展開が必要である。以上のような観点から、以下の３点を歴史文化遺産の保存と活用に関する基本方針とする。

【基本方針】

- **輪島に暮らし働く人々に、身近にある歴史文化の価値を広め共有する**　共有
- **生業、住・食文化、祭礼などの暮らしに息づく歴史文化を守り、次世代へつなぐ**　継承
- **交流と循環によって育まれた歴史文化を多様な人とともにまちづくりに活かす**　展開

①共有：輪島に暮らし働く人々に、身近にある歴史文化の価値を広め共有する

本市における歴史文化遺産は、食文化、住文化、生業、祭礼風習などの生活文化と密接に関わり合い、輪島市民の暮らしに深く根づいている。このことは多くの主体が活動の過程で見つけ出し、輪島の地域性として認識している。また、体験型プログラムを通して、地域内外の人々に歴史文化の豊かさを伝える試みが見られる。このように、輪島の歴史文化を見つける、知る、伝えることを通じて、輪島に関わる人々と歴史文化の価値を広く共有することを目指す。

②継承：生業、住・食文化、祭礼などの暮らしに息づく歴史文化を守り、次世代へつなぐ

市民活動の中には、環境保全、教育、観光など多様な観点から歴史文化に新たな価値を創造する取り組みがある。ここでは、多様な歴史文化遺産を守り、磨き上げることで、活動自体にも付加価値が生まれ、育てられていく、という相互作用が起き始めている。このように、輪島の歴史文化を守り、同時に活動主体を育てる循環を通して、次世代に継承することを目指す。

③展開：交流と循環によって育まれた歴史文化を多様な人との協働でまちづくりに活かす

活動主体の多くは、人々が楽しみながら歴史文化遺産に関われる機会を整え、各々が興味を持てるテーマから歴史文化遺産の可能性をひらくことを目指している。これによって新たな担い手の参画を得ながら主体同士を横つなぎし、広がりのある活動へと展開する、次なるステップを模索している。これらを踏まえ、歴史文化遺産を活かしたひとづくり、まちづくりを担う組織や、多主体が交流できるプラットフォームを作り上げ、歴史文化を軸に協働し、活動を展開することを目指す。

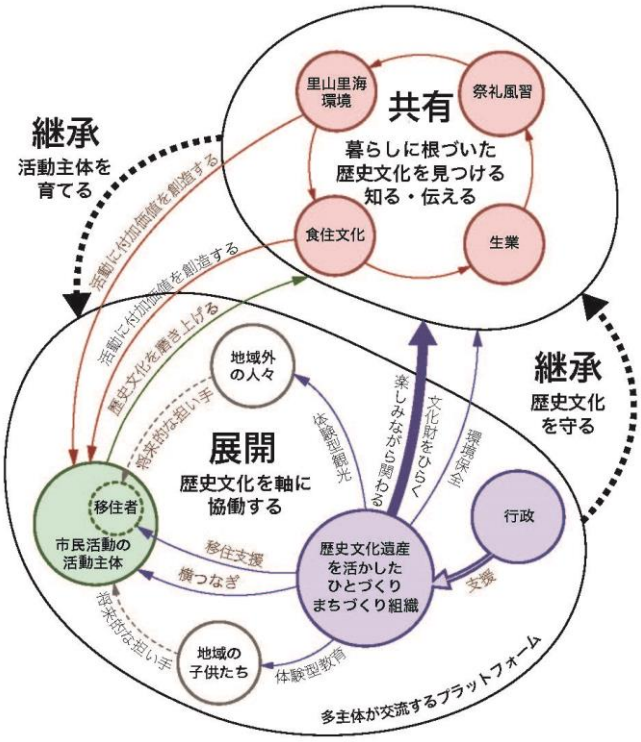

図 4-1 基本方針の考え方と体系図

（３）歴史文化遺産の保存・活用に関する課題

前述の目指すべきまちの姿の実現に向け、歴史文化遺産を保存・活用するには課題もみられる。本地域計画を作成するにあたり令和元年(2019)10 月に市民及び市内中学生を対象に輪島市内の歴史文化遺産に対する意識調査を行なった(資料編を参照)。以下にアンケート調査結果をもとに抽出したまちづくりの課題と、本市が把握する現状を踏まえた課題を整理する。

≪共有≫

①歴史文化遺産の把握に関する課題

〇未指定文化財の継続的な調査

本市では、合併前も含め、各種文化財の調査や報告書の作成等を通して歴史文化遺産の把握に取り組んできた。本地域計画作成に際し、各地区の既存調査リストや文献やヒアリング調査などをもとに未指定の文化財リストを作成した。その多くは学術調査等による価値付けが不十分なところもあり、今後の保存・活用に向けて継続的な調査の実施とその体制づくりを行う必要がある。

〇歴史文化遺産のデジタル化の推進

これまで、行政だけでなく大学などの研究機関、郷土史家により多くの歴史文化遺産が調査研究されてきたが、それらの調査結果などの整理が不十分であり、情報の一元化やデータベース化が進んでいない。市民や来訪者の歴史文化遺産に対する情報収集を容易にするために、祭礼や史料等のデジタル化を推進する必要がある。

②歴史文化遺産の情報発信に関する課題

〇市民の関心対象の拡充

実施したアンケートによると回答者のうち 65%が「関心がある・どちらかと言えば関心がある」と回答しており歴史文化遺産に関心を寄せていることがうかがえる。その歴史文化遺産として認識されている対象が「輪島塗」「白米千枚田」「キリコ祭り」など全国的知名度の高い代表的なものにとどまっている。

市内にはすでに歴史的建造物やアマメハギや海女漁などの民俗文化財、文化的景観や伝統的建造物群保存地区などの集落景観など歴史文化遺産を守り育てるための様々な活動が行われており、今後さらにその興味や関心の対象を広げ、地域の宝として共有し後世へ伝えるようなまちづくりにつなげる必要がある。

〇情報発信・情報共有の強化

本市では、広報誌の配布や出前講座の実施、施設展示などで歴史文化遺産を発信する取り組みは行なってきたが、先述したアンケート調査の結果を見ても継続的な情報

発信や情報共有の場が不足しており、その価値が十分に伝わっていない。文化や技術の継承だけでなく、地域産業の継続に影響を及ぼすことが懸念されるので、調査や研究成果の情報公開に加え、日常的な暮らしの中に息づく歴史文化遺産の魅力を発信し、身近な存在として共有できる機会を継続的に設ける必要がある。

≪継承≫

③歴史文化遺産の維持管理に関する課題

〇維持管理を支える仕組みづくり

人口減少・少子高齢化などを背景に歴史文化遺産を適正に維持することが困難になりつつある。例えば日常的な維持管理のためのコスト負担によって老朽化が進んでしまった歴史文化遺産は、指定を受けた文化財については修理修復に関する補助によって修復工事を実施することができるが、未指定文化財については補助制度がなく、財政的な負担が大きいためその存続が危ぶまれる。周辺環境を一体的に守らねばならない景観形成においても影響を与えることとなる。また歴史文化遺産に関する原材料の確保や技術の保存などについても同様に、その維持管理のための財源の確保を含めた仕組みづくりを検討する必要がある。

〇防災・防犯への対策

平成 19 年(2007)の能登半島地震でこの地域は大きな被害を受け、その後も地震の頻発や大雨などの被害もあり、老朽化した歴史文化遺産をそのままにしておくことが市民の安全面において問題視されることもあった。特に未指定文化財、空き家など管理が行き届かないものについては自然災害によって影響を受けることも多々あり行政及び所有者、地域住民が連携し、災害や犯罪への備えと体制づくりを検討する必要がある。

④歴史文化遺産を支える担い手に関する課題

〇担い手の育成

歴史文化遺産を守り育てるためには、人材の確保と育成が必要不可欠である。本市では、無形文化財である祭事や風習を継承する保存会やボランティアガイド育成など輪島の歴史文化遺産を伝える取り組みは行われてきたが、人口減少・少子高齢化の影響により活動の低下が一部に見られる。それは文化や技術、知識の伝承を難しくするだけでなく、空き家や空き地の増加など有形の地域文化遺産、さらには地域コミュニティの維持に影響を及ぼすことになりかねない。地縁組織や学校教育を通じ、子供が歴史文化遺産に触れる機会を設けたり、地域おこし協力隊やＩターン、Ｕターンなど移住・定住に関わる取り組みを行うことで、輪島市民にとどまらず様々な人が関われるような新たな仕組みやコミュニティ形成を促す工夫が必要である。

〇多様な人材と共に取り組む

歴史文化遺産の保存や活用は、所有者や支援する行政の役割が注目されがちではあるが、地域住民、各種団体、専門家等と多岐にわたる主体の理解や応援、協力が不可欠である。特に活用においては例えば農林水産業、商工業、観光業に関わる企業や関係団体との連携は必須といえ、歴史文化遺産を地域の宝として保存・活用するためのアイデアを文化財行政に関わってきた主体に加え、多様な立場や人材が関わっていけるような機会や場を設け、連携を促す必要がある。

≪展開≫

⑤歴史文化遺産の活用に関する課題

〇歴史文化遺産活用への理解

本市においては、長きにわたり文化財行政が中心となってその役割を担い有形・無形問わず文化財の指定や登録を行なってきた。また集落景観や町並みの保存、街並み環境整備事業などによる歴史を活かしたまちづくりも行ってきた。しかし、本市の範囲が広く歴史文化が重層的であるがゆえ、歴史文化遺産同士の関係性やストーリーをその活用やまちづくりにうまく展開できていない状況である。まち歩きルートやマップの作成、サインの整備など環境整備による情報発信だけでなく公民館や美術館等による公開活動、市民講座や教育機関との連携による情報共有の場を設け、多くの人に活用への理解が深まるよう努める必要がある。歴史文化遺産の活用は地域の個性を活かした観光事業だけでなく、地域コミュニティの活性化の手法としても期待されるので、地域全体で取り組むまちづくりとして理解されるよう努める必要がある。

〇協働のプラットフォームづくり

歴史文化遺産の保護については制度を活用して取り組む仕組みが確立されつつあるが、本市内においては単体の保存や活動にとどまる傾向にあり、輪島市全体のまちづくりにつながる横断的な枠組みや体制づくりが確立されていない。まずは歴史文化遺産のさらなる積極的な活用に関わる主体を増やすために輪島市役所庁内における関係部局間との連携、地域産業の活性化に関わる民間企業や大学、地域の小中学校との連携、そして歴史文化遺産とともに暮らす市民との協働が不可欠である。共に活動し、共に働くことで見える新たな活用の可能性をカタチにするプラットフォームが必要である。

（４）歴史文化遺産の保存・活用に関する活動方針

上記に示した基本方針に沿ってまちづくりの主体である市民、行政、そして民間団体がそれぞれの役割を担いながら、魅力溢れる多くの輪島の歴史文化遺産を保存・活用したまちづくりを一層大きく育て、持続可能なものにするために活動することが求められる。

その活動は、継続的な歴史文化遺産の掘り起こしやその価値を顕在化させる「見つける」ステップから、「知る」機会を設けるステップへ、その価値を多くの人に「伝え」、そして歴史文化遺産の価値を失わないよう「守り」、そのような役割を担う人材を「育て」、次世代へと継承するため、市民や団体と行政が「協働する」ことが一連の流れとして構築されることが必要であると考える。以下にそれぞれの活動のステップで求められる活動方針を示す。

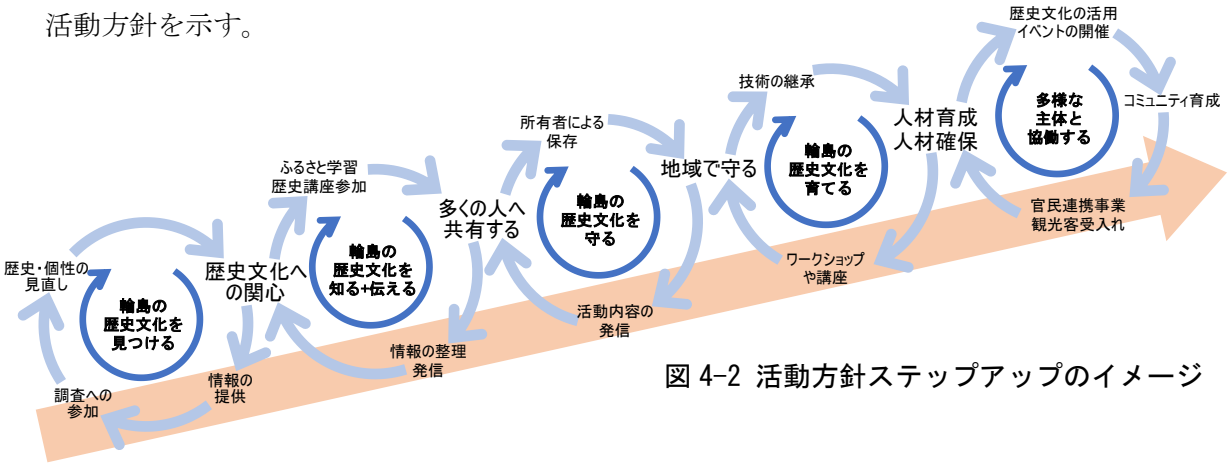

図 4-2 活動方針ステップアップのイメージ

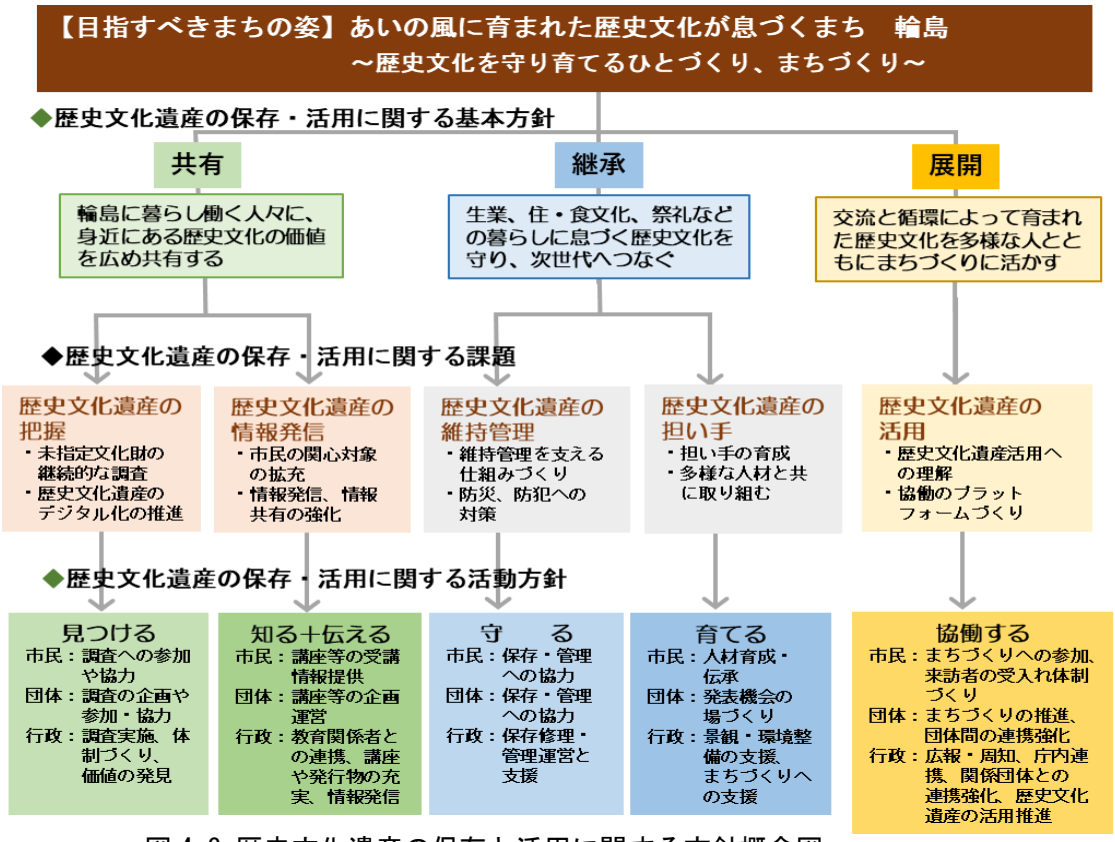

図 4-3 歴史文化遺産の保存と活用に関する方針概念図

［共有］　①輪島の歴史文化を「見つける」

歴史文化遺産の掘り起こしや所在確認など実態調査を継続的に行い、次世代に伝えたい歴史文化遺産を顕在化させるために、歴史文化遺産リストの整理とその価値を明らかにすることに努める。

市民	・行政や研究機関が実施する調査への参加や情報提供などの協力をする。
団体	・地域のまちづくりに関わる団体や自治会など住民組織は、行政や研究機関が実施する調査や研究への参加や情報提供に協力する。 ・地域のまちづくりに関わる団体や自治会など住民組織が継承している歴史文化遺産の意義を口述だけでなく文書など形に残す方法でまとめるなど、顕在させていく。
行政	・輪島の多岐にわたる歴史文化遺産の調査について、市民や各種専門家と協力し調査規模の大小に関わらず調査計画や調査体制を整えて実施する。 ・特に輪島の歴史文化の特徴に関連する未指定文化財の把握については継続的に実施する。 ・既存の組織だけでなく、幅広にまちづくりに関わる市民や団体とともに調査を行うことで、今まで歴史文化遺産と認識されなかった新たな価値を発見していく。 ・見つけた情報を先端技術の活用によって蓄積し、資料作成に努める。

*ここでいう「市民」とは、輪島市内に居住する人であり歴史文化遺産の所有者を含む。「団体」とは専門家（大学・研究機関等含む）や民間の活動団体（市民以外含む、営利・非営利に関わらない）を指す。（以下の表全て）

［共有］　②輪島の歴史文化を「知る＋伝える」

多くの市民が輪島の歴史文化の担い手であるという意識を持ち、地域の歴史文化に対する関心や愛着をより一層持てるよう歴史文化遺産に触れる機会を増やし、学び、知識を深める機会を増やすことに努める。この機会は市民だけでなく、輪島を訪れる人にも設けることで輪島のファンを増やし全国的な認知度向上につなげていく。そのためにも輪島の歴史文化の魅力を常に発信し続けることが求められる。

市民	・地域の祭りや行事をはじめ、行政や研究機関が実施するふるさと学習や歴史講座などに参加する。 ・公民館や各種文化施設で開催する展示や催しに参加する。 ・自分の経験や発見を多くの人に共有する機会を設ける。
団体	・地域のまちづくりに関わる団体や自治会など住民組織は、ふるさと学習や歴史講座などの語り手として参加し、自身の体験や知識をより多くの人と共有する。 ・学校と協力し子供や子育て世代への情報共有に協力する。 ・活動に関するパンフレットやホームページなどを作成し、情報の整理と発信に努める。

行政	・公民館や各種文化施設の展示について企画を充実する。 ・歴史文化を学ぶ機会を輪島市内外の多様な人材や機関と協力しながら実施する。 ・教本やプログラムを見直し学校教育におけるふるさと教育の充実に努める。 ・歴史文化遺産マップやまち歩きルートの確立など、市内の情報を各部局で協力して一元化し輪島の魅力を発信できるツールを作成する。 ・まちづくりに関わる住民ワークショップなどきめの細かい、まちづくりへの参加の入り口を設ける。 ・町中にサインや看板などを見やすく設置して回遊する楽しさを提供する。

［継承］　③輪島の歴史文化を「守る」

歴史文化を守り次世代に継承することは、歴史文化遺産を保有する人(所有者)だけの課題として捉えるのではなく、周囲の市民の協力と行政の連携が求められる。制度と事業を拡充し、歴史文化遺産を修復し守るもの、自然環境のようにありのままを守るもの、そして制度を活用しながら守るものがあり、取り組みは多様である。また頻発する災害や犯罪などから守る必要もあり、多くの人の協力が不可欠である。

市民	・所有者は周辺住民や行政などと協力しその保存に努める。 ・防災・防犯に努め避難訓練や防災訓練などに積極的に参加する。
団体	・地域のまちづくりに関わる団体や自治会など住民組織は、歴史文化遺産の所有者や保持者に協力しその保存に努める。 ・歴史文化遺産の活用の仕組みを所有者や行政と共に検討し、実施に協力する。
行政	・指定等文化財の保存修理・整備事業への支援を実施する。 ・重要文化財等の保存活用計画の作成を推進し、その保存・活用に努める。 ・出土品や民具、古文書などの歴史資料を適切に保存できる体制の検討・整備を行う。 ・公民連携により歴史文化遺産を保存・活用できる資金面・人材面での仕組みを検討する。

［継承］　④輪島の歴史文化を「育てる」

輪島の歴史文化を守り、育てることは、市民一人ひとりが輪島の生活文化を大切に守りながら次世代に継承し、その人材・コミュニティを育てることにつながっている。また、保存された歴史文化遺産の環境を整備することで景観を育てることにもつながる。守るだけでなく相互に関係することによってより「育ち」あうことこそ魅力的な歴史文化を育むきっかけとなる。

市民	・技術保持者や民俗芸能についてはその技術の継承と人材育成に努める。 ・家に伝わる生活文化を子供世代に伝える機会を設ける。
団体	・保存団体が後継者や市民が関心を持てるようなワークショップや講座などを開催し人材育成に努める。 ・地域のまちづくりに関わる団体や自治会など住民組織は、発表の機会などを積極的に設ける。
行政	・人材育成に関する企画や取り組みに対し支援に努める。 ・文化財単体の保存、活用だけでなく周辺環境を一体的に景観形成に努め環境整備に努める。 ・まちづくりに関わる住民ワークショップなどきめの細かい、まちづくりへの参加の入り口を設ける。

［展開］　⑤多様な主体と「協働する」

輪島の歴史文化をまちづくりに展開していくためには、観光や地域産業に活かす視点は不可欠である。市民・団体・行政など多様な主体が協働して歴史文化遺産に対する新たな価値や視点を加えた事業や企画、取り組みを行うことが求められる。

加えて、多様な主体が横つなぎになるような体制や組織づくりも求められる。そのような組織や体制によって、輪島市内と市外、主体間の立場を超えた交流をはかるイベントを企画運営するなど新たな取り組みを実施する。

市民	・歴史文化遺産を活かすイベント(マルシェや体験会等)に参加、開催する。 ・イベント開催や参加促進によって新たなコミュニティ育成や生活環境をより豊かなものにする。
団体	・地域のまちづくりに関わる団体や自治会など住民組織は、関連文化財群や保存活用区域のコンセプトや措置内容を検討し、まちづくりに活かす。 ・官民連携の事業を生み出す。 ・事業者は市内外の観光客の受け入れ体制の充実を図る。
行政	・関連文化財群や保存活用区域について市民や団体に広く周知し輪島の歴史文化をまちづくりに活かす機運を高める取り組みを行う。 ・観光周遊ルート、観光ツアーの造成、フィルムコミッション事業などを促進し、観光資源としての活用に努める。 ・まちづくりに関わる住民ワークショップなどきめの細かい、まちづくりへの参加の入り口を設け常にまちづくりに関わる人材の確保に努める。 ・官民連携の活用事例を試験的に実施する。

４－４ 計画の進捗管理と自己評価の方法

本地域計画は、令和 4 年度(2022)から令和 14 年度(2032)までの 11 年間を計画期間として、歴史文化遺産の保存・活用を推進する計画として作成するものである。

進捗管理として、教育委員会文化課が中心となり、当該年次に行う各事業について自己評価を行うためのチェックシート等を作成し、毎年 1 回程度、「輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会」に報告し、点検・評価を行う。評価結果に基づき、翌年における取組方法等の見直しや改善を図っていくものとする。

計画期間において関係する各種計画や各事業との整合性を図り、各事業を円滑に進めるとともに、社会情勢等の変化に対応し、必要に応じて計画内容を柔軟に見直し、更新していくものとする。

５章. 関連文化財群及び文化財保存活用区域の設定

５－１　関連文化財群の設定

関連文化財群とは、有形・無形・指定・未指定に関わらず地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴を一定のまとまりとしてとらえたもので、これにより相互に結び付いた文化財の多面的な価値や魅力を見出すことが出来るものである。

本市の歴史文化の特徴は厳しくも豊かな自然環境の中で、「ヒト」と「モノ」と「コト」が様々な場面でつながって、交流し、技を磨き、継承してきたことが、現代にも受け継がれていることであり、3 章で示した歴史文化の特徴に基づき、以下の 7 つの関連文化財群を設定する。

歴史文化の特徴	関連文化財群	
1　能登平家物語	1-1	時国家の成立と繁栄 町野地区における時国村の成立や土豪としての繁栄、土方と前田への分家、廻船業などの物語
2　大本山總持寺祖院と門前町	2-1	禅文化の信仰と発展 總持寺の成立や天皇将軍の外護、輪住制による発展、大火による移転までの物語
3　北前船で栄えた里	3-1	外浦の海岸線に残る北前船の軌跡 重伝建地区の黒島や親の湊と称された輪島港など、輪島市海岸部に残る北前船の物語
4　輪島塗が伝える技とまち	4-1	堅牢な塗と加飾の優美さが造る塗師文化 起源や堅牢な漆器としての成り立ち、椀講など塗師屋の確立、戦中戦後の技術継承などの物語
5　里山里海の恵みと暮らし	5-1	間垣や千枚田など里山が育む生業と風景 間垣、棚田など豊かな自然環境に順応した農林業や集落が創り出す里山風景の物語
	5-2	海女漁や朝市など里海が育む生業と風景 海女漁や製塩、素麺、朝市など海の恵みが育んだ生業が創り出す里海風景の物語
	5-3	季節や生業の節目に行われる里山里海の祭事 アマメハギ、あえのことなど季節や生業の節目に行われる様々な祭事をテーマとした物語

関連文化財群位置図

※文化財が集中している場所が目立つよう、文化財の位置に関連文化財群の色で半透明な円を重ねて作図している。

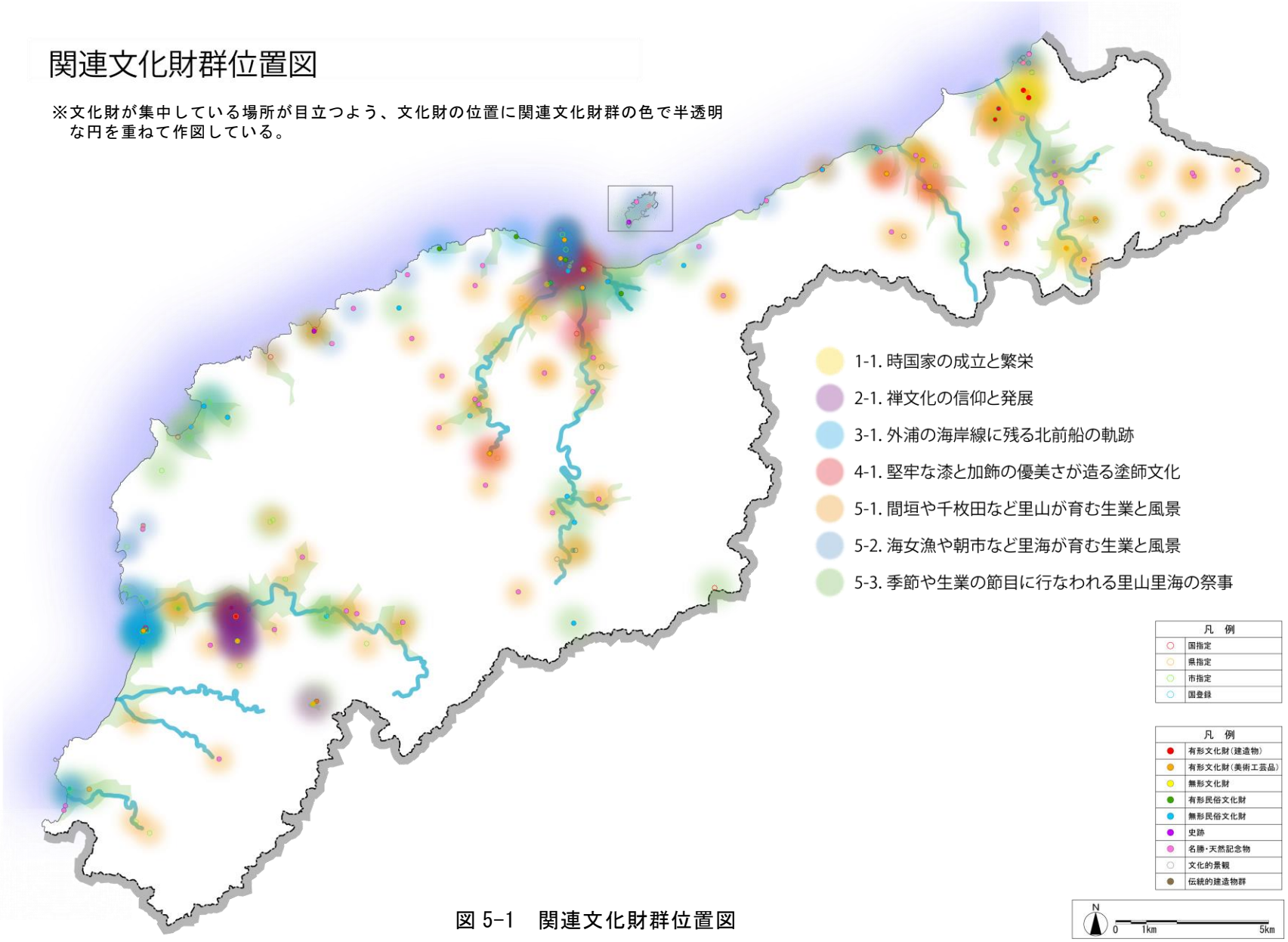

図 5-1　関連文化財群位置図

５－２ 関連文化財群の概要

1-1 時国家の成立と繁栄

①ストーリー

日本海沿岸には、河川下流域を活用した港が点々とみられる。そこでは、荒々しい自然環境に耐えながらも、半農半漁の生活が細々と営まれてきた。その一方で、江戸時代に北海道・東北・北陸を結んだ商船による西廻り航路の経済活動も活発に行われてきた。

輪島市の東部に位置する町野川下流域もその一つで、平家の末裔がここにある。平氏政権といわれ権勢を振るった平氏一門。平清盛の側近として活躍した権大納言平時忠も凋落して能登へ配流された。

しかし、その子孫はやがて豪農として、地域の一大領主として繁栄し、能登平氏の末裔「上時国家」「時国家」の両家は平家伝説の語り部として今日まで受け継がれてきた。

「此一門にあらざらむ人は皆人非人なるべし（平家であらずんば人にあらず）」、古典「平家物語」の一節にあり、平氏の隆盛を物語っている。この発言をしたとされるのが、町野川下流域で権勢をふるった両時国家（上時国家・時国家）の祖・平時忠である。

≪権勢の終焉≫

平時忠は義兄・平清盛の側近として権勢を振るったが、平氏勢力が敗北した壇ノ浦の戦いで捕らえられ能登へ配流された。配流先の能登では大谷（珠洲市）に居を構えた。親平氏貴族の働きかけにより時忠は能登でも丁寧に遇されたが、元久元年（1204）、帰京かなわず能登で生涯を終える。「白波の打ち驚かす岩の上に　寝らえて松の幾世経ぬらん」時忠が歌ったとされる歌碑が建立されている。

≪両時国家の基礎≫

時忠には京のほかに能登に息子がいた。長男・時国と次男・時康（後の則定家）である。次男は大谷の地にとどまったが、長男・時国は発展を求め拠点を変えながら、やがて町野庄に到達した。

放棄された田畑を順次取得しながら整備し、一代で二ヶ村を支配、二代目で 300 石もの大規模な水田経営をするまでになる。代が変わっても精力的に活動し、室町後期には米や絹などを都へ輸送する海運をはじめ、曽々木にて大規模な製塩を行うなどし、多角経営を進めた。

≪両時国家の分立≫

戦国時代を経て能登・加賀・越中を治める大大名となったのは加賀藩・前田氏であったが、その地域内には土方藩領が飛び地で存在していた。300 石を有する時国村は、加

賀藩と土方藩で替え地が行われた際に、母屋を含む200石を土方領（上時国家）とし、残りを加賀藩領(時国家)と区分することとなった。ここに二つの時国家が成立した。

≪上時国家の活躍≫

貞亨元年(1684)に土方藩が除封されると、上時国家は天領(後に加賀藩御預所)となり、大庄屋として活躍、石高は300石まで増え、製塩事業も最盛期を迎える一方、町野川下流域を拠点とした北前船による交易も拡大していく。北は北海道の樺太から西は九州を経由し大坂に至るまで幅広く交易を行っており、海運による収益は農業・製塩を大きく上回り、同家は益々隆盛した。

その財力を以って古くなった屋敷の建て替えを行っている。天保2年(1831)頃から造営した屋敷はおよそ28年の歳月をかけて完成したとされ、幕末には加賀藩主前田斉泰の能登巡検の折に御宿となっている。大納言の格式を持つとされる上段の間は「大納言の間」と呼ばれ、斉泰は「余は中納言ゆえ(この部屋に入るわけにはゆかぬ)」として、天井に紙を貼って格式を崩し入室したと伝えられている。豪壮な屋敷と同時期に池泉観賞式の書院庭園が造成されており、屋敷とともに良好な状態で今に伝えられている。

≪時国家の活躍≫

加賀藩領となった時国家は、加賀藩の代官のほか、山廻り役、御塩懸相見人、御塩方吟味人など藩の役職を代々つとめてきた。加賀藩は藩財政の多くを塩の販売収益に頼っており、主に能登一円で作られた塩の管理は重大な任務であった。天保4年(1833)に山形沖で発生した地震により当地に津波が押し寄せ、輪島湊近くに置かれた加賀藩の御塩蔵にも大きな被害を与えた。その後のとりまとめに時国家がよく対応していることが古文書から確認されており、地域に密着し、人々の生活をよく支えていたことが伺える。

②構成文化財

名　　称	類　　型	区　分	地　　区
時国家住宅	建造物	国指定	町野
上時国家住宅　主屋・米蔵・納屋	建造物	国指定	町野
時国氏庭園	名勝	国指定	町野
上時国氏庭園	名勝	国指定	町野
木造高田寺釈迦･薬師･坐像	彫刻	県指定	町野
上時国家文書	歴史資料	県指定	町野
下時国家の仏画　絹本著色不動明王二童子像	絵画	市指定	町野
下時国家の仏画　紺紙金泥梵字五輪塔図	絵画	市指定	町野
岩倉寺の密教法具　金銅五鈷杵	工芸品	市指定	町野
岩倉寺の密教法具　金銅五鈷鈴	工芸品	市指定	町野
黒漆塗陰刻棟札	歴史資料	市指定	町野
時国家文書	古文書	市指定	町野
岩倉寺文書	古文書	市指定	町野
五重石塔	史跡	市指定	町野
長谷部信連の墳墓	史跡	市指定	河原田
南惣家主屋	登録有形文化財（建造物）	国登録	町野
南惣家前蔵	登録有形文化財（建造物）	国登録	町野
南惣家馬屋	登録有形文化財（建造物）	国登録	町野

旧松尾家住宅	建造物	未指定	町野
南家の塗り物	工芸品	未指定	町野
南家古書	古文書	未指定	町野
神棚	有形民俗文化財	未指定	町野
岩倉観音の縁起	民話	未指定	町野
時国の蟹	民話	未指定	町野

③構成文化財分布図

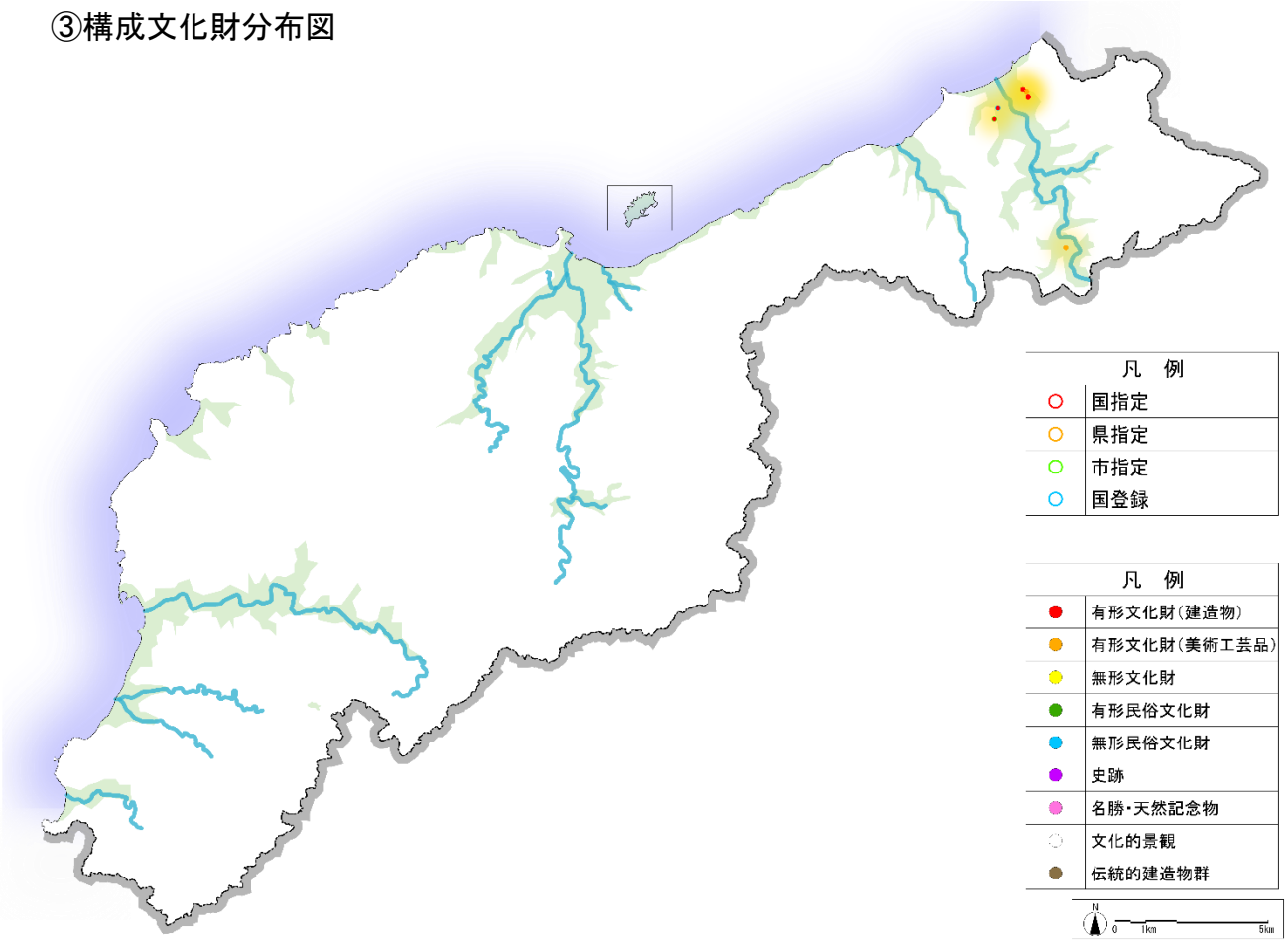

図 5-2　時国家の成立と繁栄　構成文化財分布図

2-1 禅文化の信仰と発展

①ストーリー

鎌倉時代に末法思想が広がり、世の中が混乱する中、民衆救済の新仏教が生まれた。禅の教えは、瑩山紹瑾(1268－1325)により能登の地に伝えられ、瑩山は、能登の入り口にあたる羽咋に最初の道場である豊財院を開き、続いて永光寺を開山した。さらに奥能登へ教線を広げ、輪島市門前に總持寺を開山し、能登に教えの大本山を定めた。

瑩山の弟子、峨山韶碩は、永光寺と總持寺を両輪として曹洞宗発展の礎を築く。永光寺と總持寺、両寺を結ぶ険しい山道は峨山が伝道のため歩んだもので、やがて人々はその道を峨山道と呼ぶようになる。この地には、瑩山と峨山、その無数の弟子たちが歩き・伝えた禅の文化が今も息づいている。

≪禅の広まり≫

世は混乱の真っ只中にあり、平安時代の末期から絶えない戦乱や、相次ぐ天災により民衆の生活は困窮していた。人々は「末法(釈迦の教えが力を失う)」の時代の到来と考え、どこにも救いを求められない民衆や、既成仏教に絶望していた僧たちは新たな仏教を求めていた。そのようななかで鎌倉の武家政権の成立へと時代は大きく転換し、自力で往生を悟ろうとする「禅」の教えは、存在感を増す武家の時代の風潮とも合致し、急速に広まることとなる。

≪日本曹洞宗のはじまり　瑩山が歩き拓いた能登教線と峨山道≫

宋に渡り「正伝の仏法(正しい禅の教え)」を相続した希玄道元は、地方武家・豪族・民衆に多くの信徒を得たものの、既成仏教勢力からは激しい迫害を受けた。道元は、これを避けて越前で大佛寺(後の永平寺)を建立し、ここに日本曹洞宗が誕生した。

永平寺では優秀な門弟を輩出し、各地へ布教伝道へと赴いた。瑩山紹瑾はその一人で、長い旅を経て能登に修行の場を求め、正和元年(1312)に最初の道場として豊財院(羽咋市)を開き、続いて永光寺(羽咋市)を開山する。さらに奥能登へ教線を広げ、元亨元年(1321)に門前の地で總持寺を開山するに至る。瑩山から曹洞宗発展の志を託された弟子の峨山韶碩もまた優秀な門弟を多く育てた。永光寺と總持寺の住職を兼任した峨山は、永光寺で日課の朝のお勤めを終えたのち13里(約52km)離れた總持寺まで毎日往復したと伝わっている。峨山が駆けた能登の山中の古道をやがて人々は「峨山道(峨山往来)」と呼ぶようになり、現在も、峨山を慕う人々により、往時を偲び、歩き継がれている。

≪もたらされた富と文化≫

峨山の死後、總持寺は、五人の有力門弟「五哲」を祖とする五院の輪番で運営され、約500年間に渡って全国から約5万人もの僧を住職として迎えた。また、總持寺と永平

寺は、元和元年(1615)に江戸幕府から本山法度を下され、両寺院共に本山として認定される。總持寺は加越能を領する前田家の手厚い庇護も得て、諸国の文化を受け入れ発展した。

總持寺の外港的な役割を担った黒島集落では、輪番で總持寺に入山する僧が頻繁に出入りし大きく栄えていた。廻船業で隆盛した黒島の森岡家で休憩をとり、翌日に豪華な行列をなして總持寺に晋山したと伝わっている。その様子は十万石の大名行列に匹敵するといわれ、現在も黒島天領祭の奴行列に名残をみることができる。また、黒島は船主集落として今も町並みを残し、廻船問屋が西回り航路や蝦夷地との交易で富を得て、北前船の安全な航海を祈願する船絵馬(若宮八幡神社、剱地八幡神社)、常夜燈(總持寺)など様々な形で寄進されており、この地域には、今も、往時の繁栄を伝える文化財が数多く残されている。

≪度重なる苦難から復興へ≫

大きな繁栄をみせた總持寺は、明治になると加賀藩前田家の庇護がなくなり、明治31年(1898)の大火により伽藍の多くを焼失する。これにより東京近郊への移転が計画され、新たな布教伝道の場を求め横浜の鶴見へ移転したが、地元の人々の熱意により、昭和28年(1953)までに跡地には「別院(のちに大本山總持寺祖院)」が順次再建された。平成19年(2007)に襲った能登半島地震により伽藍の多くが被災したが、曹洞宗の礎を築いた瑩山の霊地として復興した。

≪今も受け継がれる禅の教えと文化財≫

瑩山が能登の地に道場を構えてから約700年。その歩みと歴史を伝える文化財は、今も大切に守り続けられている。大本山總持寺祖院では、度重なる大火を免れた瑩山の霊廟・伝燈院(でんとういん)や、加賀藩六代藩主・前田吉徳により再建された経蔵(きょうぞう)など歴史的な文化財建造物を今も留めているほか、再建された伽藍も威容を誇っている。また、中国・明時代の十六羅漢図に代表される中世絵画なども多く伝わっている。

境内では、朝課(お勤め)の読経はゆっくりと読む決まりがある。峨山が永光寺での朝課を終えて峨山道を駆け抜け總持寺に到着するのを待つためとされ、今日まで連綿と現在に受け継がれている。また、寒修行する雲水たちの姿は、厳しい能登の冬の到来を知らせる門前の風物詩となっている。

能登の大いなる自然の静寂のなか、瑩山と峨山が歩き拓いた「禅の古刹と古道」を訪ねれば、禅の教えを「嫡々相承(てきてきそうじょう)(正しく伝えられること)」と守る情熱と厳しさを肌で感じ、そして心の安らぎを得ることができる。

②構成文化財

名　　称	類　　型	区　分	地　　区
総持寺経蔵	建造物	県指定	門前
紙本著色花鳥図　伝元信筆	絵画	県指定	門前
紙本著色頻婆娑羅王・韋提希夫人像	絵画	県指定	門前
紙本水墨元画浪龍図	絵画	県指定	門前
絹本著色明画十六羅漢図	絵画	県指定	門前
金銅五鈷鈴	工芸品	県指定	門前
桃尾長鳥鎗金手箱	工芸品	県指定	門前
能面	彫刻	市指定	門前
木造　観世音菩薩坐像	彫刻	市指定	門前
木造　阿弥陀如来立像	彫刻	市指定	門前
漆塗袈裟箱	工芸品	市指定	門前
皇帝勅諭刺繍書幅	工芸品	市指定	門前
天竜寺青磁花入	工芸品	市指定	門前
梵鐘（殿鐘）	工芸品	市指定	門前
抹茶碗（のんこう）	工芸品	市指定	門前
抹茶碗（金海猫掻茶碗）	工芸品	市指定	門前
総持寺祖院 大祖堂正面扉	工芸品	市指定	門前
総持寺祖院 普蔵院寺号額	工芸品	市指定	門前
総持寺祖院 洞川庵寺号額	工芸品	市指定	門前
喚鐘	工芸品	市指定	門前
台燈籠	工芸品	市指定	門前
山岡鉄舟 襖書	書跡	市指定	門前
大本山總持寺祖院文書	古文書	市指定	門前
古和秀水	天然記念物	市指定	門前
總持寺祖院大祖堂	登録有形文化財（建造物）	国登録	門前
總持寺祖院仏殿	登録有形文化財（建造物）	国登録	門前
總持寺祖院放光堂及び廊下	登録有形文化財（建造物）	国登録	門前
總持寺祖院香積台	登録有形文化財（建造物）	国登録	門前
總持寺祖院鐘鼓楼	登録有形文化財（建造物）	国登録	門前
總持寺祖院山門	登録有形文化財（建造物）	国登録	門前
總持寺祖院白山井戸	登録有形文化財（建造物）	国登録	門前
總持寺祖院禅悦廊	登録有形文化財（建造物）	国登録	門前
總持寺祖院慧心廊	登録有形文化財（建造物）	国登録	門前
總持寺祖院白山殿	登録有形文化財（建造物）	国登録	門前
總持寺祖院白山蔵	登録有形文化財（建造物）	国登録	門前
總持寺祖院玄風廊	登録有形文化財（建造物）	国登録	門前
總持寺祖院山門回廊	登録有形文化財（建造物）	国登録	門前
總持寺祖院三松関	登録有形文化財（建造物）	国登録	門前
總持寺祖院三松関土塀	登録有形文化財（建造物）	国登録	門前
總持寺祖院閑月門	登録有形文化財（建造物）	国登録	門前
總持寺祖院閑月萩板塀	登録有形文化財（建造物）	国登録	門前
本山稲荷	建造物	未指定	門前
法身舎利塔	建造物	未指定	門前
覚皇院	建造物	未指定	門前
六地蔵・鎮魂地蔵・寺地蔵	建造物	未指定	門前
石字経王塔	建造物	未指定	門前
芳春院の尊像と位牌	彫刻	未指定	門前
六観音	彫刻	未指定	門前
十三仏	彫刻	未指定	門前
木造不動尊	彫刻	未指定	門前
木造僧形地蔵	彫刻	未指定	門前
白狐石	有形民俗文化財	未指定	門前
結界石	有形民俗文化財	未指定	門前
稲荷大祭	無形民俗文化財	未指定	門前
高尾山山祭り	無形民俗文化財	未指定	門前
観音祭り	無形民俗文化財	未指定	門前
首山西国三十三観音巡拝道	史跡	未指定	門前
峨山道	史跡	未指定	門前
総持寺の鐘と長谷の鐘	伝承	未指定	門前

③構成文化財分布図

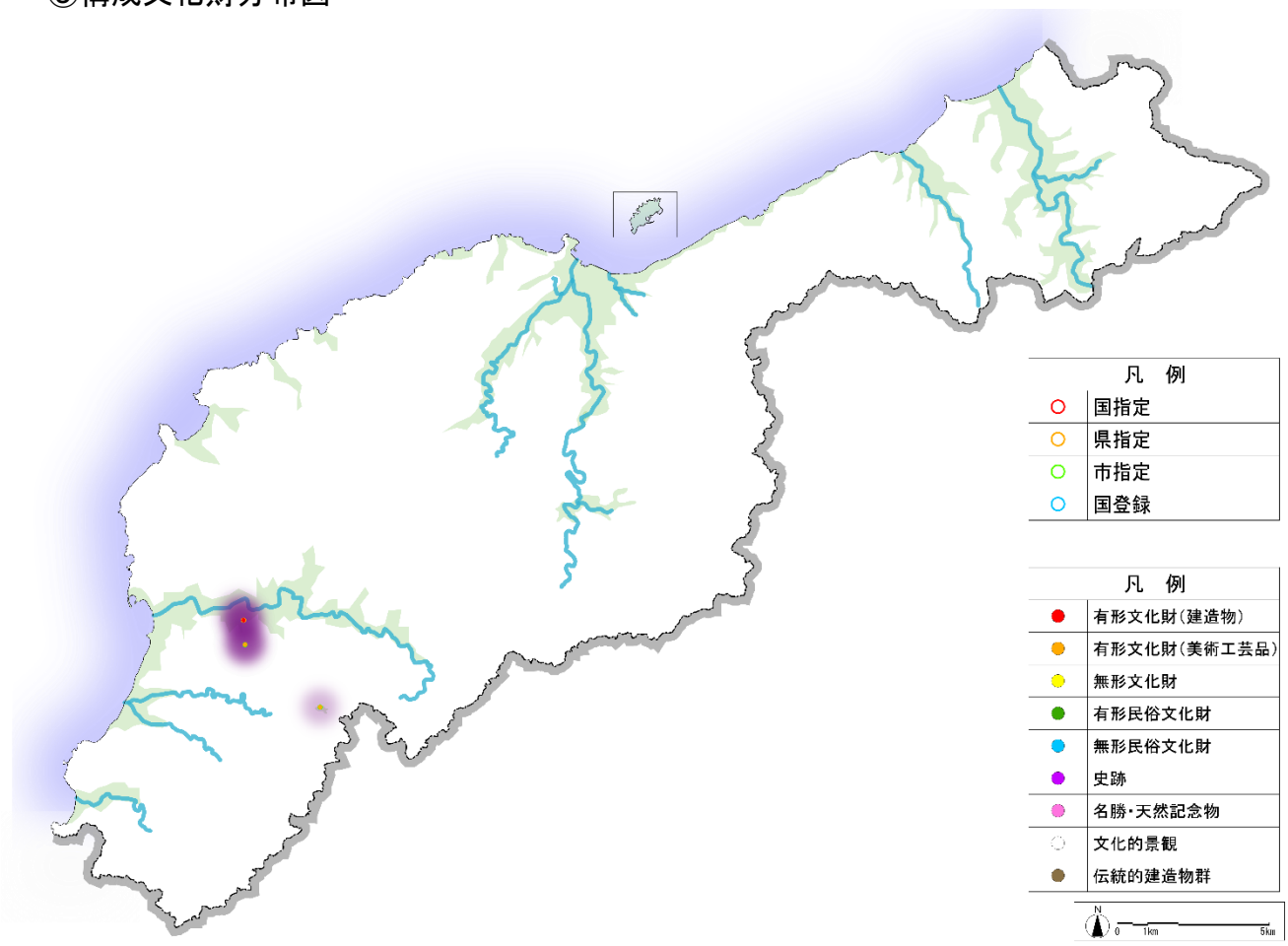

図 5-3　禅文化の信仰と発展　構成文化財分布図

3-1 外浦の海岸線に残る北前船の軌跡

①ストーリー

江戸時代中期以後、北海道と大坂を結んだ買積船が沿岸を往来した。こうした物資の輸送に大活躍したのが、北国型和船とも呼ばれる弁才船である。一般には北前船と呼ばれ、能登や加賀には、北前船を多数所有する船主がたくさんおり、輪島(輪島市)や所口(七尾)、福浦(富来)、安部屋(志賀)、宮腰(金沢)、本吉(美川)、瀬越(加賀)など、良湊と呼ばれる湊の町に住んでいた。さらに輪島の黒島や赤神、剱地などにも多くの北前船船主が居住していた。

≪日本海海運の拠点としての輪島港≫

天正 9 年(1581)の年号が記された「廻船大法」には、日本海沿岸の七湊として「輪島、ヲヤ小屋なり」と書かれており、近世初頭に輪島湊が日本海海運の拠点のひとつと認識され、江戸時代を通じて西回り航路の主要な寄港地として繁盛したことが伺える。

輪島は奥能登における行政の中心であり、湊に近い四村(鳳至・河井・海士・輪島崎)には各種の施設が設置され、輪島崎村には日和山・灯明堂・番所など湊に関わる施設があり、輪島湊の中心的な場所であったことを示している。海士村には舟揚場があり、河井村には税として納められた米や武具を収納する御蔵があったとされ、また同町の東外れには御塩蔵があり、奥能登の村々で生産された塩が納められていた。さらに東の浜には、外敵防備のための砲台を備えた御台場が幕末に設置されていた。

≪近世輪島の繁栄を支えた海運業≫

鳳至村の久保屋は、薬種・香料・染料・呉服・紙のほか輪島特産の漆器も取り扱っており、輪島を代表する海運業者として活躍した。元禄 5 年(1692)～宝暦 5 年(1755)、加賀藩に御用銀を上納し、天明 4 年(1784)には御蔵宿も務めた。一方、上方で大坂屋敷の借入銀調達や隠密御用などを藩から仰せ付けられていたほか、武蔵国忍藩(埼玉県行田市)の大坂廻米や薩摩藩など西国十余国の大名蔵屋敷の御用も務めるなど広汎に活動し、大坂での商業活動にも励んだ。文化 3 年(1806)に久保屋は、大坂商人からの銀を調達にあたり、厳重な普請を施した長蔵新造を加賀藩に建築した。

宮野屋は輪島崎村に 7 軒あった船宿の筆頭格であった。江戸時代中期に記された『能登名跡志』には、輪島崎は家数が 50 軒余りあり、夏中は数百隻の船が絶えずして賑わっていたと記されている。北は北海道松前、南は九州鹿児島、太平洋側の江戸の船も出入りしており、宮野屋に伝わる客船帳には輪島の湊に出入りした日本海沿岸各地の廻船問屋が記され、大いに賑わっていたことを伺い知ることができる。

≪船絵馬に残る北国型和船の造船技術≫

船の航海安全を祈願し、船主・船頭・水主・家族などが社寺に奉納する搭乗船を描いた船絵馬は、門前の剱地八幡神社などに多く残されており、当時活躍した渡海船の形や大きさを知ることができる。

江戸時代中期以後、北海道と大坂を結んだ買積船が沿岸を往来し、近世社会の流通に大きな役割を果たした。能登や加賀には、こうした北前船を多数所有する船主がたくさんおり、輪島(輪島市)や所口(七尾)、福浦(志賀町富来)、安部屋(志賀)、宮腰(金沢)、本吉(美川)、瀬越(加賀)など、良湊と呼ばれる湊の町に住んでいる場合が多いが、輪島の黒島や赤神、剱地などにも多くの北前船船主が居住し、湊がない村では、沖合に停泊している北前船と村の砂浜や岩場との間に小さな船(伝馬船)を行き来させて、荷物の積み下ろしを行っていた。

一方、近距離の輸送では、小形の弁才船や伝馬船、胴船や丸木舟が用いられた。七尾湾や富山湾を行き来して物資を輸送する船の大部分はスギ材で造られ、船首や向側の舷をつなぐ部分は重要でありスギよりも丈夫なアテの木が使われた。

中型船や小型船は、その材料がスギやアテであることから、輪島でも造船されたと考えられ、弁才船の模型や船絵馬が残っている。

≪北前船が伝える輪島まだら≫

「輪島まだら」は、輪島で連綿と歌い継がれてきた芸能であり、七・七・七・五の歌詞の母音を、長々と引いて斉唱する勇壮な歌い方が特徴である。

輪島は室町時代末、日本の十大港湾である「三津七湊」のひとつに数えられ、江戸末期から明治末期にかけては北前船の寄港地として栄えた。海運を通じて各地の情報や文化が輪島にもたらされた中に、「まだら」もあったと考えられている。

元々は、漁師や北前船の船乗りたちが 1 月に行う起舟の祝い唄として歌われ、後に家の新築や婚礼などの祝い唄として定着している。また、「輪島まだら」のほかに「輪島崎まだら・あのり」という唄もあり、「あのり」は、漁師の航海安全を守る「安乗り」を意味すると伝わっている。

②構成文化財

名　　称	類　　型	区　分	地　　区
旧角海家住宅 主屋・家財蔵・塩物蔵・小豆蔵・米蔵	建造物	国指定	黒島
輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群	国選定	黒島
能登輪島住吉神社文書	古文書	県指定	輪島（鳳至）
能登のまだら	無形民俗文化財	県指定	輪島
住吉神社本殿	建造物	市指定	輪島（鳳至）
輪島前神社本殿	建造物	市指定	輪島（輪島崎）
千石積渡海船の模型	建造物	市指定	輪島（海士）
千石積渡海船の板図	建造物	市指定	輪島（海士）
住吉神社石造鳥居	建造物	市指定	輪島（鳳至）
千石積渡海船の図額	絵画	市指定	町野

藍地波兎模様革羽織	工芸品	市指定	黒島
総刺子切継模様船頭祝長着	工芸品	市指定	黒島
イナウ奉納額	歴史資料	市指定	黒島
船問屋造船作事帳・御用札	古文書	市指定	黒島
北前船絵馬	有形民俗文化財	市指定	仁岸
絵馬 素戔嗚尊八岐の大蛇退治の図	有形民俗文化財	市指定	黒島
絵馬 万歳狂言の図（式三番叟）	有形民俗文化財	市指定	門前
絵馬 元寇の合戦図	有形民俗文化財	市指定	浦上
三十六歌仙絵馬	有形民俗文化財	市指定	七浦
日本形合船之図（北前船設計図）	有形民俗文化財	市指定	黒島
日和山の方角石	史跡	市指定	輪島（輪島崎）
宮野屋文書　一括	古文書	未指定	輪島（輪島崎）
住吉神社の絵馬	絵画	未指定	輪島（鳳至）
船タンス	有形民俗文化財	未指定	輪島（鳳至）
北前船奉納絵馬	絵画	未指定	大屋（鵜入）
北前船奉納絵馬	絵画	未指定	大屋（光浦）
北前船奉納絵馬　一括	絵画	未指定	鵠巣（稲舟）
北前船奉納絵馬　一括	絵画	未指定	鵠巣（久手川）
赤神西宮神社の奉納絵馬	絵画	未指定	仁岸（赤神）
白山神社の絵馬（嘉永２年白馬）	絵画	未指定	門前
宮野屋文書	古文書	未指定	輪島（輪島崎）
船方祭り（金比羅宮）	無形民俗文化財	未指定	黒島

③構成文化財分布図

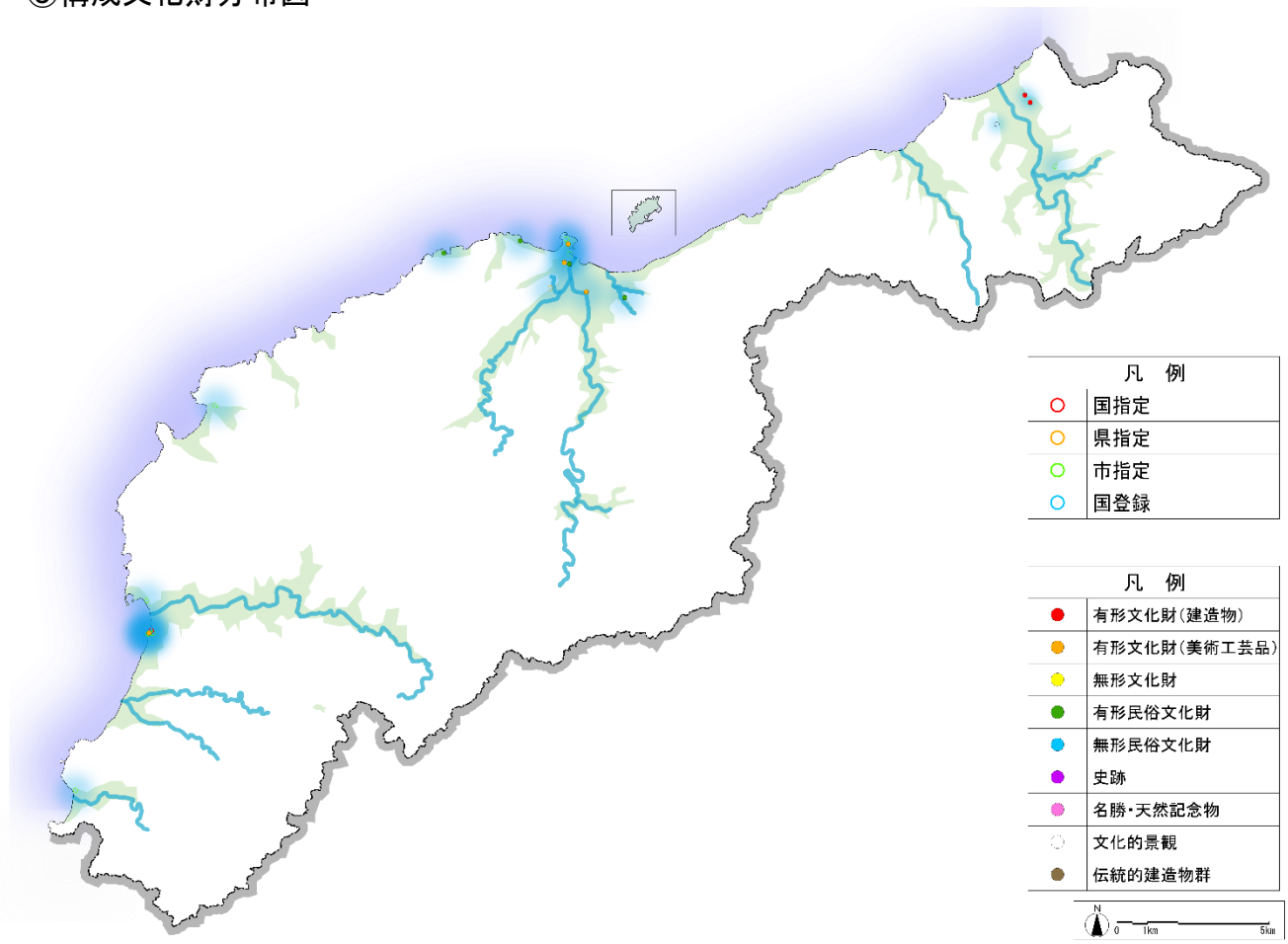

図 5-4　外浦の海岸線に残る北前船の軌跡　構成文化財分布図

4-1 堅牢な塗と加飾の優美さが造る塗師文化

①ストーリー

輪島塗の起源は諸説あるが、本市において現存する最古の漆塗りの品は室町時代の重蔵神社旧本殿「朱塗扉」と言われている。周辺の山林で産出される漆やアテ(ヒバ)を原料としており、寛文年間に「地の粉」と呼ばれる珪藻土が発見され堅牢な輪島塗の技術が確立した。北前船交易で販路を拡大したことや總持寺の僧侶らにより各地に伝播し、輪島塗の特産化が進んだ。

輪島塗は能登の農山漁村の家の財産として、冠婚葬祭で何代にもわたって使用され、また 18 世紀後半には全国に名声を博するようになり、全国の中産階級の需要を開拓し、成長を続けた。明治以降、芸術性が加わって多数の漆芸作家が誕生し、多くの職人が現在もこの地区で活動しており、伝統工芸として、沈金や髹漆の工芸技術、漆天日くろめ・なやし精製技術、製作用具などが継承されている。

また、鳳至町上町通りには大崎家など塗師屋造りの町屋が多く、海士町や河井町にも黒瓦、下見板張り、切妻造りなどの古い街並みが残っている。

≪堅牢な食器として生まれ、芸術文化に昇華した輪島塗≫

素地を加工した本格的な漆器が出現するのは、縄文早期末から前期初頭(約 7000～6500 年前)ころで、七尾市田鶴浜町三引遺跡からは、漆塗りの竪櫛(結び櫛)が出土している。日本海沿いの遺跡から漆器の出土が多く、日本海は「漆海道」でもあったと考えられる。弥生時代後期～奈良時代までの漆器は黒色漆塗りであったものが、平安時代に入ると朱漆塗りの漆器が登場する。

平安時代の説話文学『今昔物語集』に、あらゆる願いがかなえられるという「通天の犀角帯」入りの漆桶が、輪島の海岸に漂着したという話がおさめられており、輪島と漆を結びつける文学上の最古の記録である。

輪島塗と他産地の漆器を識別する最大の特色は、下地に地の粉(珪藻土)が用いられていることで、これを焼成し粉末にして下地塗りに用い、微細な孔をもつ珪藻殻の粒子に漆がよくしみこみ、化学的にも安定した吸収増量材になることと、断熱性に優れていることが特色で、輪島塗が堅牢無比といわれる埋由はここにある。

重蔵神社に残る文明 8 年(1476)の棟札に塗師たちの名前がみえること、明和 5 年(1768)に修理された同社奥の院の朱塗り扉が大永 4 年(1524)に造りかえた時のものといわれていることなどから、室町時代には漆器生産が行われ、小規模な商圏が形成され

ていたと考えられる。

江戸時代以降、輪島近辺に産する漆、アテ(ヒバ)、ケヤキ、地の粉などの豊富な材料を用いて、分業的生産による堅牢な漆器生産を行い、港湾機能を生かして広域的な市場を形成して発展したのが、近世輪島塗である。

寛文年間には敦賀を経て、京・大坂に販路を広げており、18 世紀～19 世紀にはご膳や椀・櫃が、西は山口県(赤間ヶ関)から、北は北海道にまで運ばれており、天保 12 年(1841)には、エトロフ島からも注文が入るほどであった。

明治後期から大正時代にかけては、沈金の名工が輩出し、片切彫や沈金象嵌などの新たな技法が生まれた。また伝統的な家具(膳椀セット)生産のほか、料亭や旅館用の需要を開拓し、製品に工夫が凝らされ種類も多様化した。

≪北前船などによって販路を拡大した輪島塗≫

「敦賀市史」所収の寛文期(17 世紀後半)の成立とされる「寛文雑記」のなかで、諸国より敦賀への入津品に「輪島そうめん・同椀」とあり、宝暦 4 年(1754)の馬借共荷定之覚の中に「能登出　塗物類其時々目積ニ而付登申候」とあるなど、敦賀から京・大坂へ商品として流通した様子が伺える。

また、東北地方でも、明和 7 年(1770)には、松木平兵衛が下北半島の大畑で塗物を売り捌いており、蝦夷地の松前でも輪島塗の評判が良かったという記録がある。こうした先人の努力が実って、輪島塗は特産化し、従事者数も増えていった。

≪生産技術の改善から芸術作品へ≫

輪島漆器は大正末年から生産量・生産額ともに減退し、そのなかで、輪島漆器は歴史的な生産技術の改善に努め、芸術的達成に新天地を求めていった。

昭和 4 年(1929)に前大峰・竹園自耕が帝展に初出品、初入選をはたし、輪島の蒔絵技術の名を全国に知らしめた。

≪戦争の中でも技を守った漆器産業≫

昭和 15 年（1940)「奢侈品等製造販売制限規則」が施行され、第 2 次世界大戦がはじまると、船舶や弾丸・魚雷の塗装に漆の使用量が増大し軍が漆を統制するようになり、漆器製造用漆の入手が困難となったため、職人の転職が増えていくこととなった。

その中でも、漆器関係者の懸命の努力が続けられ、昭和 18 年（1943）には、竹園自耕や広井清一らは鞘製造のため「輪島軍刀会社」を設立、また、稲垣忠右衛門らは「輪

島漆器軍需水筒会社」を設立した。いずれも軍需品として軍部から漆の導入を図ろうという苦肉の策であり、職人の技術を維持して輪島塗の灯を守ろうとする必死の努力だった。

≪戦後も頑なに伝統技法を守った≫

太平洋戦争後、輪島漆器の最も重要な市場であった農村地主階級が崩壊した。輪島漆器の市場は、明治以降徐々に旅館、料亭等における割烹食器に重点を移していった。

朝鮮戦争特需によって日本経済は息をふきかえしたが、漆器業界は昭和 33 年(1958)の長崎国旗事件によって中国漆の入荷が完全にストップし、大きな打撃を受けた。全国の多くの漆器産地では、プラスチック漆器に転換し機械化による大量生産によって延命を図るが、輪島漆器は高級割烹用品を主力製品としていたこともあり、伝統的な技法を守る道を選んだ。

高度経済成長が進み国民所得が増大した昭和 40 年代になると、大量生産に対する疑問が出はじめて本物指向が増大し、高級な一般家庭用品としての輪島漆器の需要が大きく拡大していく。昭和 52 年(1977)に輪島塗が国指定重要無形文化財に、製作用具など 3,804 点が国指定重要有形民俗文化財に指定され、平成 3 年(1991)には、全国初の漆芸専門美術館として石川県輪島漆芸美術館が開館している。

≪無形文化財と輪島塗≫

鳳至住吉神社や河井町の重蔵神社の曳山祭りでは、重さ 2 トンの総輪島塗の華麗な山車が、祭囃子に乗ってゆるゆると市内を廻るほか、各地に伝わるキリコ祭りのキリコにも輪島塗が施されたものが多く見られる。また、三夜踊りの歌詞には「輪島塗物世にひびく」などと輪島塗を詠んでいる。

②構成文化財

名　　称	類　　型	区　分	地　　区
輪島塗	工芸技術	国指定	輪島
沈金保持者　前　史雄	工芸技術	国指定	輪島（河井）
髹漆保持者　小森邦博（邦衛）	工芸技術	国指定	大屋
沈金保持者　山岸一男	工芸技術	国指定	輪島（河井）
輪島塗の製作用具及び製品	有形民俗文化財	国指定	輪島
松桜蒔絵鏡台	工芸品	県指定	大屋
藤井観文作「橡木花鳥」	絵画	市指定	輪島（河井）
本殿内陣の扉	工芸品	市指定	輪島（河井）
館雅水沈金丸盆	工芸品	市指定	輪島（河井）
根来塗瓶子	工芸品	市指定	諸岡
花鳥文飾筥	工芸品	市指定	大屋
根来塗り椀・盆	工芸品	市指定	阿岸
漆天目くろめ・なやし精製技術	無形文化財	市指定	河原田

輪島市伝統文芸段駄羅	無形民俗文化財	市指定	輪島
大崎家住宅主屋	登録有形文化財（建造物）	国登録	輪島（鳳至）
塗師の家	建造物	未指定	輪島（河井）
前　大峰書碑	建造物	未指定	大屋
松田権六先生　胸像	建造物	未指定	大屋
朱塗沈金大瓶子　一対	工芸品	未指定	輪島（河井）
前大峰作　丸盆　1 枚	工芸品	未指定	輪島（河井）
城　専助刻　沈金盆　1 枚	工芸品	未指定	輪島（河井）
朱塗瓶子　一対	工芸品	未指定	輪島（輪島崎）
藤井観文作沈金宝石　1 台	工芸品	未指定	大屋
檜素地沈金まき絵菊文懸盤　一式	工芸品	未指定	大屋
檜素地黒漆懸盤　一式	工芸品	未指定	大屋
檜素地懸盤　一式	工芸品	未指定	大屋
象嵌草花之図小懐石膳	工芸品	未指定	大屋
瑞鳥まき絵菓子器	工芸品	未指定	大屋
輪島塗り時代椀	工芸品	未指定	南志見
尊利地　白山神社の盃	工芸品	未指定	南志見
南家の塗り物	工芸品	未指定	町野
行商用見本手板	有形民俗文化財	未指定	大屋
虚空蔵菩薩奉賛式	無形民俗文化財	未指定	輪島
漆掻き	無形民俗文化財	未指定	大屋

③構成文化財分布図

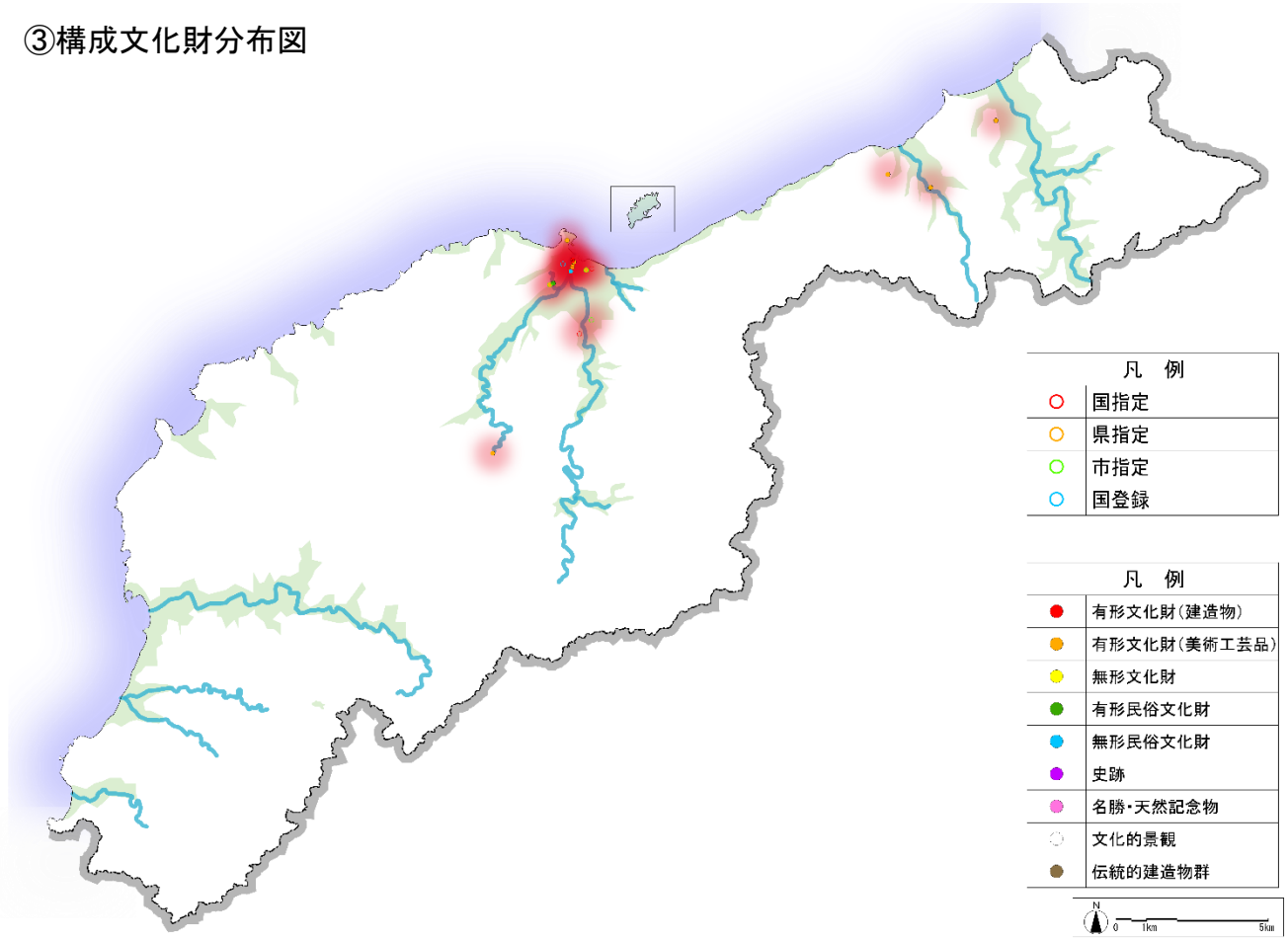

図 5-5　堅牢な漆と加飾の優雅さが造る塗師文化　構成文化財分布図

5-1 間垣や千枚田など里山が育む生業と風景

①特徴

本市は、土地利用、農林水産業、食文化、祭礼、工芸、生物多様性などにおいて、里山から里海までが密接につながる地域である。

里山は、集落、農地、それらを取り巻く二次林、人工林、採草地、竹林、ため池などがモザイク状に組み合わさって形成され、人が適度に利用することで、豊かな自然が形成・維持されてきた。このような自然環境の中で、人々の生業や暮らしが綿々と続いており、里山・里海の恵みの中から生まれた歴史文化や、四季折々の風習や祭りなどの無形文化財が輪島固有の文化を形成し風景を創り出している。

≪能登外浦の地形が作り出した白米の千枚田≫

外浦は、300m 前後の山々が尾根を連ね、急傾斜のまま日本海に落ち込む地形となっており、水田適地を持たない外浦の住民は、このような海岸沿いの急峻な傾斜面を切り開き、水田とした。

奥能登最高峰の高洲山(こうしゅうざん)(標高 567m)の山麓一帯の海岸地帯は、大きな地すべり地帯を形成している。このような地滑り地帯は、比較的水が豊富で、土壌的にも稲作に適していることから、急斜面に沿って階段状に耕作され、幾重にも連なる畦が幾何学模様を描く独特の棚田景観が作り出され、白米町(しろよねまち)の「白米の千枚田」は、その代表である。

「白米の千枚田」は、能登の代表的な観光資源として、古くから全国に名を知られ、平成 13 年(2001)に、国指定名勝に指定された。平成 18 年(2006)には、白米町近隣の農家が「白米千枚田愛耕会」を組織し、一部の耕作を行うとともに、翌平成 19 年(2007)には、白米千枚田オーナー制度も始まり、オーナー会員は、現在 200 組を超え、ボランティアの支援なども受けながら、耕作が続けられ、景観が保全されている。

≪外浦の厳しい強風が生み出した大沢・上大沢の間垣集落≫

外浦に位置する西保(にしほ)海岸付近の集落では、冬季の強い季節風をさえぎるため、集落の周囲に、間垣(まがき)と呼ばれる防風垣根を巡らせている。

間垣は、長さ 5m 程度の細いニガタケ(メダケ)を、葉のついた先端を上に向け、隙間なく並べたもので、冬の強風だけでなく、夏の西日をさえぎる効果もある。

大沢、上大沢地区の集落は、小河川が海に注ぐ河口にできた低地に位置し、集落が面する海岸線は入江で、漁港としても利用されている。冬季は北西の季節風にさらされる気象条件の厳しい環境である。

海に迫る急峻な山は、里山として利用されてきた。ケヤキは、かつて大沢地区の家内工業であった輪島漆器の木地製作用の原木として利用され、クヌギやコナラ、カシ類、クリは、薪炭材として利用されていた。ケヤキと同様に輪島漆器に使われてきたアテ(マアテ)は、間垣や稲ハザ(稲乾燥架)の構造材にも用いられ、ニガタケなど集落の生活に欠かせないものも里山から調達されてきた。

大沢・上大沢では、能登の他地域と同様に、平地が狭小で棚田が多くあることから、背の高い稲ハザを用いて刈り取った米の天日干しが見られる。

≪ため池などで水を確保して発展した里山の集落≫

本市の内陸部(中央の低山、丘陵地帯)は、海岸沿いに比べ降水量・積雪量が多く、奥能登最高峰の高洲山(標高 567m)の山頂付近では、ブナ林やミズナラ林がみられる。また、河川が少なく、しばしば水不足に悩まされ、水の確保が大きな問題であったため、集落や個人により多くのため池が作られ、維持・管理や水の分配の仕組みが整えられてきた。

この地域の民家は、一般的に、主屋と納屋、土蔵からなり、冬季は雪に閉ざされるため、主屋と納屋は廊下でつながっていることが多く、屋内でも作業をするため、主屋の中でもニワと呼ばれる土間は、農作業場として機能し、大きな面積を占めている。屋根は、茅葺き(主にススキ)がほとんどで、高度経済成長期の昭和 40 年代頃からは瓦葺きに変わっていく。屋敷の周囲には、スギやアテの防風林(屋敷林)が造成され、梅や柿、サカキなどの有用植物も多くみられる。

水田は、河川沿いや谷筋のわずかな平地に段丘上につくられた棚田が主で、周辺の山林には、スギの植林が多くみられる。スギの下には、耐陰性の高いアテを挿し木で植え、複層林にして育てることが多く、燃料革命(昭和 30 年代)以前は、薪を採るコナラ林や小規模なカヤ山(茅や雪囲い用のススキを採るための草地)もみられた。

≪三井地区にみる茅葺き民家集落と里山景観≫

三井地区は本市の南部に位置する。縄文時代の遺跡が確認され、歴史は古く、「日本後紀」に三井の地名が確認される。三井地区の集落の多くは低丘陵にあり、小規模な谷地形により浸食を受けた丘陵の土砂が堆積し、平坦な谷底低地を形成している。丘陵の斜面地はアテ(ヒノキアスナロ)やスギなどの林地に、谷底底部は水田に利用され、これらが互いに接する山際に集落が張り付く土地利用となっており、近世には木材産出と木炭、漆、米殻による生業がみられた。この地形的な特徴によって三井地区は、低地の集落を中心に背景の斜面地にある山林、前景の水田という 3 つの要素でまとまりのある里山景観が構成されている。

三井地区の集落の民家は、ほとんどが道に沿って山側に建ち、集落の裏山が緩い傾斜地で敷地が確保しやすいところでは面的な民家の配置がされていることから、家並みが重なり奥行きを感じさせる。集落の前に展開する水田、背後の山林という里山景観はこの地域の景観のまとまりをみせている。平成 23 年度(2011)に輪島市教育委員会が行った茅葺き民家の調査によれば、同地区での茅葺き民家の数は 39 軒あり、ほとんどが屋根を鉄板で覆っているものの、積雪が多い地域であることから軒高があって見栄えがよく、三井地区の多くの家屋が前庭を持っていることから主屋を引き立て、集落景観の質を高めている。また、集落には主屋に付属して多くの土蔵や納屋があり、集落の豊かさを示すとともに景観にアクセントを与えている。地区内で多く見られた茅葺き民家は、いまでは茅葺庵と档の館(旧福島家)の 2 軒のみとなっており、茅葺き民家は里山景観のシンボルとして貴重な存在となっている。

一方、民家の多くが茅葺きから瓦葺きヤナガエ(屋根替え)しているが勾配の揃った切妻屋根にほとんどは黒色の能登瓦を用い、白漆喰に天梁と束で妻面がデザインされ、壁材に人工素材を用いることが少ないため、概ね統一感のある色調となっていることも集落景観のまとまりに調和をもたらしている。

これまで生活林として活用してきた敷地の裏山(里山)と、家屋の前面に広がる農地からなる小さなまとまりには生物の多様性が形成され、その豊かな自然環境の象徴として、かつては多くの朱鷺が生息していた。三井地区の里山景観は、景観を意識してつくり上げたものではなく、生業や生活という文化の中で培われたものであり、里山の資源に基づく暮らしを見直し、それを総合的に活用することで里山の保全が図られる。

≪里山の生業であるアテ林業≫

アテ造林の由来は、天然生林などから採穂して造林したという在来説と、奥州からの渡来説とがある。

渡来説は 3 つあり、このうち 2 つは、門前地区に伝わる元祖アテに関するものであ

る。同地区(浦上)には泉家があり、藩政期に十村役(明暦に免除されるが幕末まで山廻役等を務める)を務めた。同家は、先祖を奥州の藤原秀衡の三男・泉三郎忠衡を祖とし、三郎忠衡が文治5年(1189)に当地へ往来したとき、義経が生前に愛でていたヒバの苗木を持ってきたというものと、泉家の19代兵右衛が、祖先の城跡である奥州唐沢山を弔っての帰りに、ヒバの苗木を5本携えてきたというものがある。これが38代当主、泉正孝氏の庭に生育している2本の元租アテ(県指定天然記念物)といわれている。

残りの1つは、前田家5代藩主綱紀(つなのり)が、殖産産業に注力しており、ヒバの苗木移出を禁じていた津軽へ藩士を農民に変装させてヒバ苗を取寄せ、これを能登各郷に配与したといわれる。いずれにしても能登の造林の起源を物語るものとして、当地では定説として受け取られている。

加賀藩は、加越能(加賀・越中・能登)を領する大藩であったが、領内には、建築材として優れたヒノキなどの産出が少なく、これに代わる代用樹種の育成に綱紀が関心を持っていたとされる。このため、「七木の制」により保護すべき禁伐木を定め、用材の保護育成を図っているが、とりわけ能登では沿岸各地で製塩がなされ、これに近い山間部では薪(塩木)を供給する役割を担っていた。このような地域では山林資源の利用での造林は難しいが、沿岸部より比較的遠い地域では屋敷林以外でも造林が局所的にあったものと考えられており、また、天然林の中に散在的にあったアテが資源として注目されるようになった。天明5年(1785)、三井地区の仁行村の村鑑帳によれば、同村から算出した材木が屋根材（木羽板）の用途として港町であった輪島町を経由し、金沢城下へと廻送されている。また、安政6年(1859)に輪島町の塗師屋・木地屋の連名により、アテ山買請願が出されており、アテ(マアテ)は、この頃までに需要が高まっていた輪島塗の木地で使うケヤキやヒノキの代用となり、これ以降、需要増大につれて逐次増殖をされていった。

「七木の制」を骨子とする加賀藩の山林資源管理の制度は明治維新により明治3年(1870)に役割を終え、その後は一時、官林に編入されたものが「水もち」「雪もち」「風よけ」の3種の林を除き、同6年(1873)の地租改正により残りは入札で民間へ払い下げられた。これまであった厳しい規制が取り払われたことにより、石川県内の各地では山林は乱伐により荒廃したが、同30年代より石川県庁の指導のもと林野の整理と造林が順次なされてゆく。

一方、能登では幕末からの輪島塗産業の需要を背景に自主的なアテの殖産が進められており、鳳至郡の中でも特に三井地区では突出した生産量を誇った。同地区では、雑木林の中で挿木する「ノザシ」で造林が進められていたが、「苗畑」でマアテの苗を多く育成する方法を取り入れたことによりアテ造林が飛躍的に進展した。これに加え、明治10年(1877)に穴水―輪島間に車道の整備、昭和10年(1935)には穴水―輪島間で鉄道が整備されると出荷量は大幅に増えた。戦後は、成長の早いスギの造林も進むが、藩政期以降から連綿と続くアテ造林は、今日の森林景観をもたらしている。

七木の制

加賀藩は、建築用材（城、屋敷の部材）の確保と災害防止の観点から、領地の全域で禁伐木を定めています。元和２年（1616）に前田利常は能登地域の「杉・檜・松・栂・栗・漆・欅」については売買のための伐採を禁止しました。これは、能登地域で用材の確保を図る目的と、能登の多くが河岸段丘地形により、木材の切出しと搬出が比較的容易であったためと考えられています。

≪里山の生業である漆林業≫

能登の漆の歴史は古く、奈良・平安期には能登の特産物として朝廷に貢納されている。豊富な漆の木に支えられ、輪島塗などの漆器の生産を背景に需要は伸びた。漆掻き職人はカッコサマ(掻子さま)と呼ばれ、漆掻きに従事した。専業的ではなく農閑余業であったが、安価な中国産漆が市場に流入したことや、自生漆木が減少したことになどで、昭和 30 年代には当地の漆掻きは衰退した。

昭和の終わりまでに、補助金等により漆の苗木を配布し漆の木の生育を促しているが、管理不足や日照不足により生育がうまくいかなかった。しかし、平成 23 年より有志による「輪島塗再生プロジェクト」により、漆の特性や歴史、漆掻き体験、育成方法等の学習、漆の苗木を配布し育成するなど様々な活動が継続されている。

②構成文化財

名　　称	類　　型	区　分	地　　区
白米の千枚田	名勝	国指定	南志見
大沢･上大沢の間垣集落景観	文化的景観	国選定	西保
男女滝	名勝	県指定	西保
アギシコギクザクラ	天然記念物	県指定	阿岸
伊勢神社の大スギ	天然記念物	県指定	河原田
桶滝	天然記念物及び名勝	県指定	西保
櫟原北代比古神社社叢タブ林	天然記念物	県指定	鵠巣
滝神社社叢スダジイ林	天然記念物	県指定	諸岡
縄又のモウソウキンメイチク林	天然記念物	県指定	大屋
元祖アテ	天然記念物	県指定	浦上
佛照寺のシダレザクラ	天然記念物	県指定	三井
西慶寺のヤマモミジ	天然記念物	県指定	本郷
赤崎ののとキリシマツツジ	天然記念物	県指定	西保
宝立山アテ天然林	天然記念物	県指定	町野
南志見住吉神社の松	天然記念物	市指定	南志見
珪化木埋蔵地	天然記念物	市指定	浦上
西保地区の珪化木	天然記念物	市指定	西保
里の与兵衛家の椎	天然記念物	市指定	南志見
町野神社の大杉	天然記念物	市指定	町野
広江八幡神社の大杉	天然記念物	市指定	町野
西地家のキクザクラ	天然記念物	市指定	大屋
鍛冶家の名木 キクザクラ	天然記念物	市指定	大屋
鍛冶家の名木 キコク（カラタチ）	天然記念物	市指定	大屋
寺山のブナ原生林	天然記念物	市指定	町野
貴廟のミズバショウ群生	天然記念物	市指定	大屋
やしろ様のタブの木	天然記念物	市指定	輪島（舳倉島）
池田の森	天然記念物	市指定	町野

松尾家のヒサカキ	天然記念物	市指定	町野
慶願寺古木群	天然記念物	市指定	町野
金蔵寺古木群	天然記念物	市指定	町野
井池家のヒイラギ・モチノキ	天然記念物	市指定	町野
北野家のモチノキ	天然記念物	市指定	南志見
六郎谷のヤマザクラ	天然記念物	市指定	南志見
白山神社の大ケヤキ	天然記念物	市指定	南志見
名船寺のイスノキ	天然記念物	市指定	南志見
高洲山ブナ林	天然記念物	市指定	鵠巣
日和山のモクゲンジ	天然記念物	市指定	輪島（輪島崎）
大伴家持万葉歌碑	天然記念物	市指定	仁岸
ワニの足跡化石	天然記念物	市指定	浦上
伊勢神社のツバキの群生地	天然記念物	市指定	河原田
石倉神社の大ケヤキ	天然記念物	市指定	門前
宮田の池のサイカチ	天然記念物	市指定	門前
寺山の浸食地形	天然記念物	市指定	町野
中島酒造店（主屋、土蔵、離れ）	建造物	景観重要建造物	輪島（鳳至）
中津家住宅	建造物	景観重要建造物	輪島（鳳至）
茅葺庵	建造物	未指定	三井
旧福島家住宅	建造物	未指定	三井
稲ハザ(稲乾燥架)	建造物	未指定	市内
酒造風俗	無形民俗文化財	未指定	市内
アテ林業	無形民俗文化財	未指定	市内
一本松公園	名勝	未指定	河原田
鳳来山公園	名勝	未指定	輪島崎
気勝山	名勝	未指定	大屋
鳥毛の滝	名勝	未指定	西保
住吉神社のケヤキ	天然記念物	未指定	輪島（鳳至）
白藤家の黒松	天然記念物	景観重要樹木	輪島（鳳至）
中島家の垂柳檜葉	天然記念物	景観重要樹木	輪島（鳳至）
のとキリシマツツジ	天然記念物	未指定	大屋
金山神社のカシ　3本	天然記念物	未指定	大屋
真行寺のサクラ	天然記念物	未指定	大屋
光神社のマサキ	天然記念物	未指定	大屋
石休場の手弱女桜	天然記念物	景観重要樹木	河原田
日吉神社のタブ	天然記念物	未指定	鵠巣
サルスベリ	天然記念物	未指定	鵠巣
トベラ	天然記念物	未指定	鵠巣
南志見住吉神社社叢	天然記念物	未指定	南志見
ケヤキのトンネル	天然記念物	未指定	西保
サザンカ	天然記念物	未指定	町野
天王寺のシャクナゲ	天然記念物	未指定	町野
高田寺のイチイ	天然記念物	未指定	町野
スギ	天然記念物	未指定	町野
大幡神社の古木	天然記念物	未指定	三井
蛇池の植物	天然記念物	未指定	大屋
スイセン2万株	天然記念物	未指定	南志見
三井地区の茅葺民家集落	文化的景観	未指定	三井
里山景観	文化的景観	未指定	市内

③構成文化財分布図

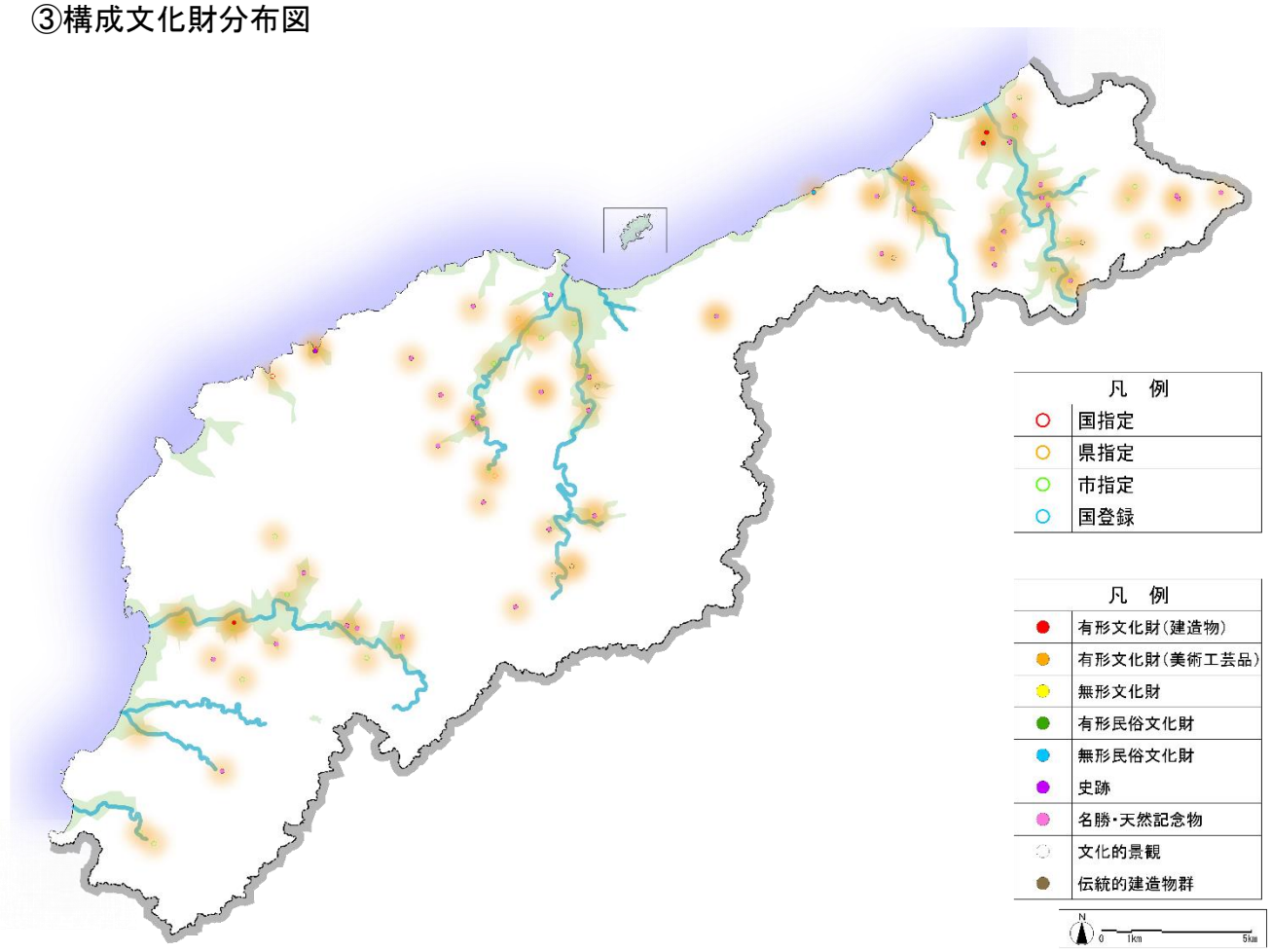

図 5-6　間垣や千枚田など里山が育む生業と風景　構成文化財分布図

5-2 海女漁や朝市など里海が育む生業と風景

①特徴

里海は、人が様々な海の恵みを得ながら生活するなど、人の暮らしと深い関わりを持つ沿岸域であり、生産性が高く豊かな生態系を持ち、魚類の産卵場所や稚魚の生育場所など、海の生きものにとても重要な場所となっている。

海女漁の技術は、古くは『万葉集』や『今昔物語集』等にその存在が散見され、永禄年間に筑前鐘ヶ崎から渡ってきた海女がその技術を確立し、加賀藩による庇護を長く受け、今日まで受け継がれてきた。朝市は平安時代末期にはすでに開かれていたとされ、「朝市通り」と呼ばれる約 360m の道路に約 200 の露店が立ち並ぶ。

海女漁や朝市を中心とする輪島の里海の歴史文化は漁業や製塩業などから生まれたものが多くみられる。

≪平安時代から続く日本有数の輪島の朝市≫

『日本書記』の記述によれば、日本では 7 世紀には一種の統制市場が存在していたことがうかがい知れる。その後、律令制の弛緩とともに、交通の要所など人が集まる場所では、月の決まった日に立つ「定期市」が形成されるようになり、朝市の起源となった。

室町時代には毎月 4 と 9 の付く日に開かれていたが、明治時代になり毎日開催されるようになった。現在は、正月 3 ヶ日と毎月第 2･4 水曜日が定休日となっている。

海産物を中心に季節の野菜や加工品、民芸品など多岐にわたる産品が並べられている。多くは値札が付いておらず、交渉次第で値段が決まり、「買うてくだぁー」の掛け声が飛び交う中、売り手も買い手もコミュニケーションを楽しみながら販売や購入を行う。ムシアワビなどの加工品、鮮魚(その時々に捕れたもの)、一夜干(イカ、フグ、アジなど、醤油と塩味の 2 種)、海藻類(春は生ワカメ、冬は生のカジメや貴重な岩のりなど)などの海産物が目立つ。

≪海の恵みを生かした輪島の塩づくり≫

塩づくりは、海水を濃縮する作業と、それを煮詰める作業に分けられる。能登北部では古くから製塩が行われていたが、製塩に関する一番古いと考えられる史料は、慶長 10 年（1605）の塩水を煮詰めるのに使う塩釜に税を賦課するというものであった。

近世では、土方領(のち天領)・加賀藩領とも製塩が盛んに行われたが、加賀藩では、

寛永 4 年(1627)塩生産者に米を前もって貸与し、その代物として塩を収納する「塩手米制度」を開始した。塩手米と塩の交換比率は、寛永期には米 1 石に対し塩 12 俵(5 斗俵)であったが、寛文 10 年(1670)以降はおおよそ 9 俵から 10 俵の間で変動した。

また寛永 7 年(1630)には、藩が鉄製の塩釜を鳳至郡中居村の鋳物師に造らせ、6 年間借賃を藩に上納させ、のち釜を払い下げるという「貸釜制度」を整備した。こうした方法により、藩は塩生産の普及を図るとともに、塩の独占的収納体制を整備していった。塩は塩蔵へ収納され、船により廻送された。

能登奥郡の塩の生産量は 22 万～23 万俵ほどであったが、天保期以降増産が進み、幕末には 30 万俵以上になった。加賀藩領内の塩生産の中心的地位を占め、塩釜や薪の生産、塩や塩手米運搬のための海運など周辺産業に大きな影響を与えた重要な産業であった。

≪輪島の海女漁の技術≫

輪島市に伝承される、女性たちの素潜りによる漁撈の技術である。岩礁のある沿岸を主たる漁場とし、貝藻類等を対象に、息をこらえて潜水し、その身一つと簡易な道具によって、伝統的な採取活動を今日に伝えている。従事者数では全国で 2 番目(約 200 人)である。

輪島の海女については、既に『万葉集』や『今昔物語集』等にその存在が散見され、特に、近世においては加賀藩による庇護を長らく受けてきた。また、その技術のあり様は、素潜り漁という比較的簡潔明瞭なものであることから、古態をとどめた伝統的な漁撈と解されている。主な漁場としては、能登半島沖の舳倉島や七ツ島、嫁礁等がある。また、漁獲物としては、アワビ・サザエをはじめ、ナマコ、イワガキ、カジメ、イワノリ、ワカメ、テングサ、イシモズク、エゴ等があり、そのため、ほぼ年間を通して行われているが、10 月のみ休漁としている。

昭和 30 年代頃までは 5 月から 10 月頃まで舳倉島で居住するため、家財一式を持って渡島していたが、船の性能向上とともに渡島せず、輪島側から「通勤」して漁をする海女も増えている。現在、10 代から 90 代までの海女がいるが、海女になることができるのは、海士町に生まれた者か、嫁いできた者だけである。このようにして海士町固有の文化が形成されるとともに、海女漁の技術が代々継承されている。海女漁で採捕された水産物は、朝市や振売(ふりうり)(商品を持ち歩いて売る形態)で販売され、一部は、「輪島海女採りあわび」「輪島海女採りさざえ」として、近年、ブランド化が図られている。

≪海女漁の拠点である舳倉島の暮らし≫

・舳倉島の概要

舳倉島は、本市の北方海上約 49km に位置する。島の形状は北東～南西方面に伸びた長卵形を呈し、総面積 1.03k ㎡、海抜 12.4m の平坦な島である。絶海の孤島は厳しい自然の条件を直接受けることが多く、北西岸は日本海の激浪に洗われ、高さ 10m 余りに及ぶ切り立った断崖が連なり、複雑な入り江の好景観を創り出している。

一方、南東岸は円礫からなる砂利浜が続き、強風と波浪の影になる部分で、北西岸や南西岸に比べ風も波浪も弱く、集落や港もここに形成されており、島の人口は漁獲時期のピーク時で海女等の漁業関係者を主体として 200 人ほどといわれている。島唯一の港である舳倉島漁港は、漁業の拠点であるとともに輪島市本土と島を結ぶ定期航路の港となっている。

・舳倉島の暮らし

舳倉島は海女がアワビやサザエを捕る島として知られている。島の人々には、永禄年間(1560 年代)に筑前鐘ケ崎から渡ってきた海士(あま)の子孫という伝承がある。貞享 5 年(1688) に書かれた海士の由緒書きには、寛永年間の初頭(1620 年代後半)に筑前から輪島市周辺へ渡来するようになり、慶安年間(1648～52)に藩から鳳至町と輪島崎村の間に土地を拝領し、舳倉島・七ツ島での漁を認められた。

海士が渡ってきた頃の舳倉島は、すでに名舟村の「稼ぎ島」になっていた。16 世紀後半には名舟村の人々は舳倉島で黒海苔を採り、江戸時代前期には加賀藩へ島海苔を納め、また、江戸時代から明治初頭まで舳倉島や七ツ島でトドを捕り、油や皮を出荷していた。

九州から潜水漁をする海士が渡来してきたころは、トド猟と網漁や黒海苔採りを生業とする名舟の人々と漁場を区分していたが、価値の高いアワビなどを捕る海士の人々が次第に舳倉島に定着した。明治時代に入って、海士町と名舟村の舳倉島争論が蒸し返された。「地券」をめぐって、名舟村住民 78 人が海士町住民 181 人を相手に訴訟をおこした。明治 13 年(1880)金沢裁判所七尾市庁は「舳倉島の所属は名舟村、所有権は海士町」という判断を示した。

明治 32 年(1899)輪島町は舳倉島の地籍交換に向けて運動を強め、明治 34 年(1901)に海士町が、名舟村が属していた南志見村から島の権利を買い取り、舳倉島は海士の島となった。

・舳倉島の信仰

舳倉島は、神と仏の島と称される。神々としては、奥津比咩神社をはじめとする小宮

が合わせて 8 社、仏は法蔵寺の分院をはじめ、33 箇所の観音や数々の地蔵が祀られ、島民の信仰を集めてきた。

神々はいずれも、海士町社会の生業の守護神として創祀され、信奉を受けてきたものである。漁業の守護神としてのエビス様はいうまでもなく、弁天様も漁業神と仰がれた。総鎮守である奥津比咩も厳島大明神・弁才天として尊崇されてきた。また、竜神様も竜蛇信仰に基づく漁業神、とりわけエゴの神・海潮の神とされた。金毘羅様は、航海安全・島渡りの平安を祈って祀られたといわれる。祇園様は、大和田神社とともに疫病鎮圧のため祀られた。ヤシロ様は、近世に広く庶民の間に普及した伊勢信仰に基づいて創祀されたものといわれる。このように、島の神々は全て島における生活と生業に密着した神々だったといえる。

仏たちも、観音、地蔵は衆生の苦難を救済する仏として祀られたもので、島民の心の支えとなって生活に溶け込んできた。そして、最後は「五重相伝」を受けて浄土に往生することを信じて生き抜いてきた歴史がある。

②構成文化財

名　　称	類　　型	区　分	地　　区
輪島の海女漁の技術	無形民俗文化財	国指定	輪島（海士）
曽々木海岸	名勝及び天然記念物	国指定	町野
舳倉島の祭祀資料	工芸品	市指定	輪島（舳倉島）
奥津比咩神社旧遙拝所	有形民俗文化財	市指定	輪島（海士）
泣き砂の浜（琴ヶ浜）	天然記念物	市指定	仁岸
深見 桜滝（男滝・女滝）	天然記念物	市指定	門前
輪島験潮場	登録有形文化財（建造物）	国登録	輪島（輪島崎）
鴨ヶ浦塩水プール	登録有形文化財（建造物）	国登録	輪島（輪島崎）
奥津比咩神社	建造物	未指定	輪島（舳倉島）
伊勢神社	建造物	未指定	輪島（舳倉島）
恵比須神社	建造物	未指定	輪島（舳倉島）
奥津比咩神社（里宮）	建造物	未指定	輪島（鳳至）
金毘羅神社	建造物	未指定	輪島（舳倉島）
無他神社	建造物	未指定	輪島（舳倉島）
八坂神社	建造物	未指定	輪島（舳倉島）
弁天神社	建造物	未指定	輪島（舳倉島）
ケルン	建造物	未指定	輪島（舳倉島）
朝市	無形民俗文化財	未指定	輪島（河井）
起舟祭（輪島崎）	無形民俗文化財	未指定	輪島（輪島崎）
起舟祭（海士）	無形民俗文化財	未指定	輪島（海士）
袖ヶ浜	名勝	未指定	輪島（鳳至）
鴨ヶ浦	名勝	未指定	輪島（輪島崎）
三ツ子浜	名勝及び天然記念物	未指定	町野
大川砂丘	名勝及び天然記念物	未指定	町野
ダルマ岩	名勝	未指定	西保
わんがふち	名勝	未指定	西保
めおと岩	名勝	未指定	西保
船かくし	名勝	未指定	西保
波の花	天然記念物	未指定	町野

③構成文化財分布図

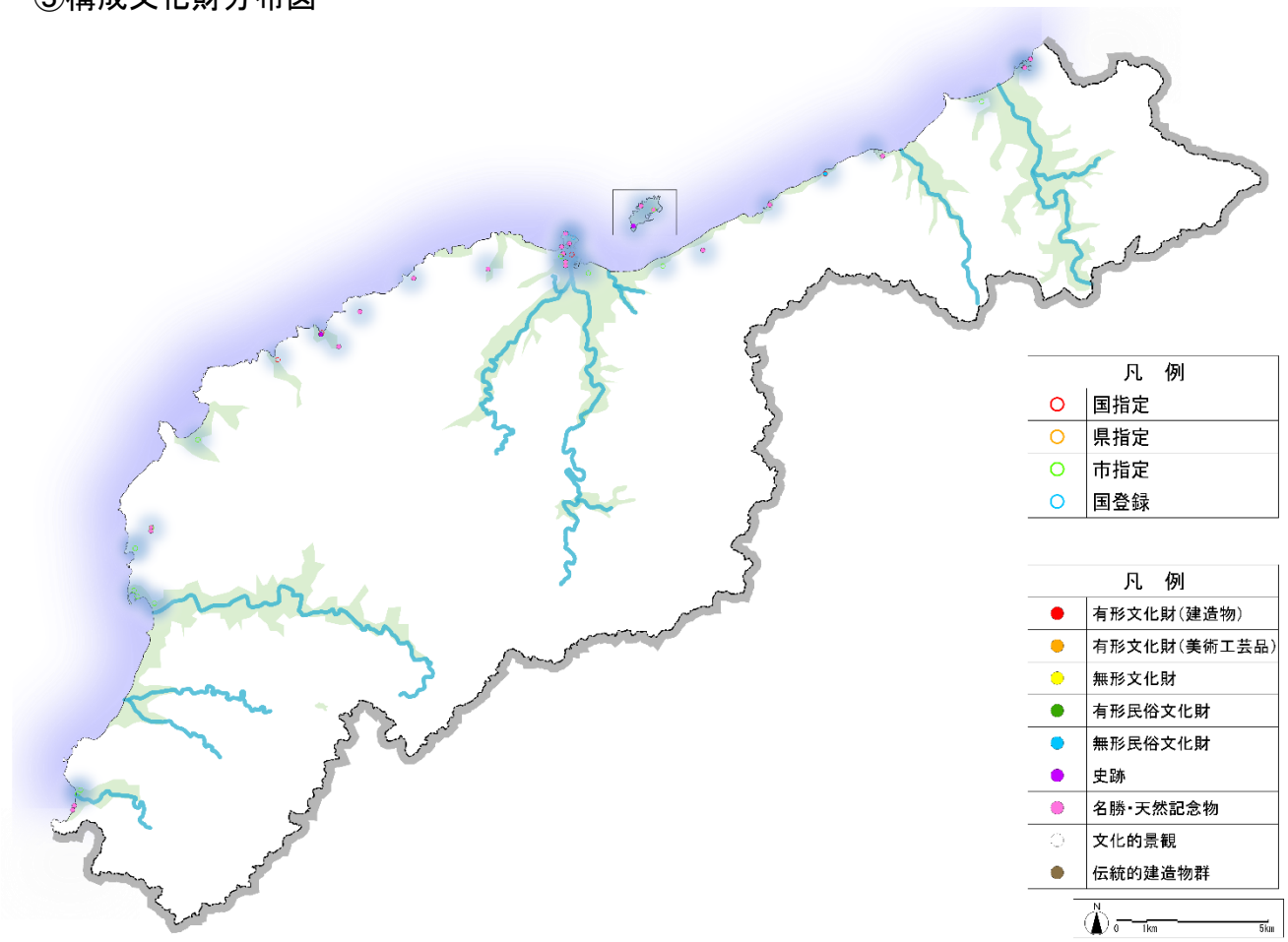

図 5-7　海女漁や朝市など里山が育む生業と風景　構成文化財分布図

5-3 季節や生業の節目に行われる里山里海の祭事

①特徴

本市は、自然と神仏と生活が混然一体となった、原風景の濃縮地であり、古来より海に開かれた「海の道」を通して、さまざまな文化が押し寄せた。また、それほど高い山がなかったため、海の幸、里の幸、山の幸にほどよく恵まれた。このような海・山・里の実りに感謝するとともに、新たな実りを期待する行事が数多く生まれ、生業・生活に密着して、今日まで育まれてきた。

年中行事は、「あえのこと」などの農業（水田）に関するもの、山祭りなどの林業(山)に関するもの、起舟やアマメハギなどの漁業や海に関するものに大きく分けられ、季節のサイクル、農林漁業の節日にあわせて行われており、多様で多彩な行事が数多く現代に伝承され、今も生活に密着して営まれている。

≪あえのこと≫

昭和 33 年(1958)、輪島市町野町東地区のある農家で行われていた「あえのこと」の様子によると、12 月 5 日の朝、主人は山から栗の小枝を伐ってきて、箸を 2 膳分つくる。田の神は、夫婦二神とされるからである。奥座敷には、神座として、種籾俵を据え、前方に 2 本の二股大根と箸を並べる。ここに田の神を迎える。正午近く、主人は、苗代田に出て、稲の切株を 3 株起こして、水戸口をふさぎ、拍手をして、「お迎えにあがりんした」と唱え、田の神がいるがごとく案内をしながら帰宅する。

田の神は、稲葉で左の目を突き片目で不自由なことから、主人は段差や戸口の仕切りで、注意の言葉をかける。座敷の神座に案内し、甘酒を 2 膳供え、その後、入浴となる。風呂場に案内し、湯加減をみてから、「ゆっくりと入ってくだんせ」と言葉をかける。その間、台所で正座をして待ち、頃合いを見て、座敷へ案内する。夕刻には、主人が御膳を 2 つ供え、品目を説明する。お膳の料理は、小豆飯、お平(ニンジン・ゴボウ・芋の子・豆腐・カブ)、大根の胡麻和え、豆腐の田楽、ハチメなどである。

1 時間ほど経った頃、御膳をさげ、家族でそのお下がりをいただき、食事となる。田の神は、2 月 9 日の田の神送り(春のあえのこと)まで、屋内で年越しをするといわれる。春のあえのことも、12 月と同様だが、田の神は、ニワ(土間)まで送るだけで、田まで送ることはしない。これが「あえのこと」のあらましであるが、地域共同体を単位とする行事ではなく、家々に伝承されてきた農耕儀礼なので、その儀式の内容は細部に違いがみられ、赤飯やカイモチを神棚に供えるだけというふうに、簡略したかたちでおこなっ

ている家もある。

あえのことのアエは「饗応(もてなしをすること)」を、コトは「祭事」を意味するといわれ、田の神は目が不自由な夫婦神であるという説が一般的である。長い間土の中にいたからとか、稲の穂先や葉先に目を突かれたからだという。

「あえのこと」は、「田の神さま」の代表行事として、昭和 51 年(1976)に国の重要無形民俗文化財に指定され、平成 21 年(2009)に「奥能登のあえのこと」としてユネスコ無形文化遺産に登録された。

≪アマメハギ≫

門前の皆月、五十洲地区では、年越しの日に相当する正月の晩に、「アマメハギ」と呼ばれる、海の彼方からの来訪神により、正月の年越しを祝い、春を迎える行事が行われている。民俗学では、アマメハギは、秋田県男鹿半島で小正月(15 日の晩)に行われるナマハゲと似た意味を持つ行事とされる。常世の神が、村々の一定の場所から、さらに各家を廻るようになった姿であると解釈され、アマメハギ様が「悪魔を払う」といわれている。アマメとは、囲炉裏(エンナカ)にあたっていると脛にできる火ダコのことをいう。冬、仕事をしないで火にばかりあたっている者(ナマケモノ)にはアマメができ、そのアマメを剥いで食べてしまうぞと脅してまわるのがアマメハギである。

地区の青年会らが、恐ろしい仮面(天狗、ガチャ、サルの仮面)をつけ、アマメハギ様となり、歩いて家々を訪れ、怠惰を戒める。一行の前触れとして、子ども連中が、「アマメハギござった。餅 3 つだいとけや」と大声ではやす。家の主人が餅 3 個を渡すと、一行は引き上げる。現在は、少子高齢化のため、帰省者の多い 1 月 2 日に行っているが、もともとは 1 月 6 日の晩に行われていた。

≪面様年頭≫

1 月 14 日、輪島前神社では厄除け神事「おいで面様」が行われる。面様役の小学 6 年の男子 4 人は、朝早く神前でお祓いを受けると、2 人ずつ交代に男面(串柿面)と女面(女郎面)をかぶって、輪島崎町 210 軒を北の端の方から一軒々並んで訪問する。手にした榊の小枝で玄関戸をパタパタ叩いて家の厄を払い、上がり込んで神棚に一礼したあと神棚を背にして座る。そこへ当主が現れ、拍手拝礼して「面様、おめでとうござ

います」とあいさつをしてお初穂をさしだす。面様は、それを受け取ると終始無口のまま退出する。1 月 20 日、面様は再び各戸を廻るが、この時は南の端から北の方へと廻り順が逆になる。これを「おかえり面様」という。漁業に従事する人の多い地元の輪島崎町では、厄払いと同時に、豊漁を祈る行事として続けられてきた。また、子どもの正月の遊びとして受け継がれてきた一面もあり、各戸をまわってもらう餅は、当番の子どもの家で、ぜんざいや雑煮にして楽しむなど、子どもの楽しみのひとつであった。

河井町重蔵神社の面様は大人が務め、1 月 14 日だけである。古老たちが「面様は神様の位や」と説いているように、面様年頭は小正月の訪問神の古いかたちを伝えている。

輪島前神社、重蔵神社の「面様年頭」は、門前町皆月地区、五十洲地区に伝わる「アマメハギ」とともに「能登のアマメハギ」として昭和 54 年(1979)に国の重要無形民俗文化財の指定を受け、平成 30 年(2018)に「来訪神：仮面・仮装の神々」としてユネスコ無形文化遺産に登録された。

≪起舟≫

起舟は、石川県・富山県の漁村に藩政期から伝わる旧正月行事である。冬の間、浜に引き上げてあった漁船を 2 月 11 日に起こして海に浮かべ、その年の大漁を祈願したことが始まりとされる。この日は、漁船が大漁旗を張り巡らして船を飾り付け、榊と御神酒を供えて祝う。

≪能登のキリコ祭り≫

能登で本格的にキリコが祭礼に使われるようになった時期は不明であるが、正保 3 年(1646)に輪島・住吉神社の祭礼定書にはキリコが神輿の御供をしていることが記されている。キリコは切籠のことをいい、当時の形状は今日のものと異なり、笹竹の上部に角型灯篭をつけた簡素なものであったと考えられている。

笹キリコ

輪島大祭

寛政 8 年（1796)、加賀藩の文人藩士であった大田頼資が記した能登名跡志の中で、輪島の重蔵神社・住吉神社のそれぞれの祭礼に町衆が大灯籠を供奉しており、この頃には現在の形状に近いものになったことがうかがえる。この背景には海運業で繁栄した町衆の存在があり、切籠の大型化や華美な装飾が施されていったようである。北陸から東北にかけての日本海沿岸各地では、形状の違いはあるが灯篭行事が盛んに行われており、廻船業などを通じた文化交流があったものと思われる。

本市でも各地で祭礼が行われており、キリコを保有する町内では練り歩きもみられる。特に8月22日から24日にかけて祭礼が連日行われ、規模の大きさや派手さから、「輪島大祭」として紹介されている。

能登のキリコ祭りは平成9年（1997）に「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として位置付けられ、また、平成27年（2015）に「灯り舞う半島 能登 ～熱狂のキリコ祭り～」として日本遺産に認定された。

②構成文化財

名　　称	類　　型	区分	地　　区
奥能登のあえのこと	無形民俗文化財	国指定	三井・南志見
能登のアマメハギ（面様年頭）	無形民俗文化財	国指定	市内
能登麦屋節	無形民俗文化財	県指定	門前
ぞんべら祭と万歳楽土　附「農之次第」1巻	無形民俗文化財	県指定	門前
重蔵神社如月祭のお当行事 附　お当行事関係文書9点	無形民俗文化財	県指定	輪島
東大野の歌舞伎衣装及び舞台	歴史資料	市指定	町野
中島屋の大切籠	有形民俗文化財	市指定	河井
黒島天領祭	無形民俗文化財	市指定	黒島
三夜踊	無形民俗文化財	市指定	輪島
大西山の農作業歌	無形民俗文化財	市指定	南志見
民謡 門前とどろ	無形民俗文化財	市指定	門前
内保 ふきのと祭	無形民俗文化財	市指定	本郷
安代原 獅子舞	無形民俗文化財	市指定	浦上
輪島麦屋節	無形民俗文化財	市指定	輪島
輪島崎の恵比須講祭り	無形民俗文化財	市指定	輪島（輪島崎）
御神事太鼓	無形民俗文化財	市指定	輪島（鳳至）
水無月祭り	無形民俗文化財	市指定	南志見
輪島市伝統文芸段駄羅	無形民俗文化財	市指定	輪島
市姫祭り	無形民俗文化財	未指定	輪島（河井）
成祝式	無形民俗文化財	未指定	輪島（河井）
長山講中	無形民俗文化財	未指定	輪島（河井）
鎮火祭	無形民俗文化財	未指定	輪島（河井）
節分行事	無形民俗文化財	未指定	輪島（河井）
如月祭 蟇目式	無形民俗文化財	未指定	輪島（河井）
如月祭 御当神様渡し	無形民俗文化財	未指定	輪島（河井）
曳山祭	無形民俗文化財	未指定	輪島（河井）
夏越の大祓神事	無形民俗文化財	未指定	輪島（河井）
朝かゆ講	無形民俗文化財	未指定	輪島（河井）
能登麦屋節全国大会	無形民俗文化財	未指定	輪島（河井）
除厄祭	無形民俗文化財	未指定	輪島（鳳至）
節分行事	無形民俗文化財	未指定	輪島（鳳至）
鎮火祭	無形民俗文化財	未指定	輪島（鳳至）
曳山祭	無形民俗文化財	未指定	輪島（鳳至）
御霊なごめの御祭	無形民俗文化財	未指定	輪島（鳳至）
お日待講	無形民俗文化財	未指定	輪島（輪島崎）
苞流し（つとながし）	無形民俗文化財	未指定	河原田
あまめはぎ	無形民俗文化財	未指定	鵠巣
湯の花神事	無形民俗文化財	未指定	鵠巣
もっそうまつり	無形民俗文化財	未指定	鵠巣
オシハラマツリ祭事用塗り物	工芸品	未指定	町野
オシハラマツリ	無形民俗文化財	未指定	町野
麒山まつり	無形民俗文化財	未指定	町野
寒中みそぎ	無形民俗文化財	未指定	町野
八世の太鼓	無形民俗文化財	未指定	町野
寒修行	無形民俗文化財	未指定	町野
曽々木大祭	無形民俗文化財	未指定	町野

名舟大祭	無形民俗文化財	未指定	南志見
三井町のシシ舞い	無形民俗文化財	未指定	三井
八幡神社上三井合社祭り	無形民俗文化財	未指定	三井
大幡祭り	無形民俗文化財	未指定	三井
市ノ坂合社祭	無形民俗文化財	未指定	三井
田の神様行事	無形民俗文化財	未指定	三井
大沢の夏祭り	無形民俗文化財	未指定	西保
静浦神社の小串祭り	無形民俗文化財	未指定	西保
餅御講	無形民俗文化財	未指定	河原田・西保
大御講	無形民俗文化財	未指定	大屋
犬の子まき	無形民俗文化財	未指定	輪島
奴提灯と笹キリコ	無形民俗文化財	未指定	輪島
輪島大祭（河井、鳳至、輪島崎、海士各町）	無形民俗文化財	未指定	輪島
湯の花神事	無形民俗文化財	未指定	鵠巣

③文化財分布図

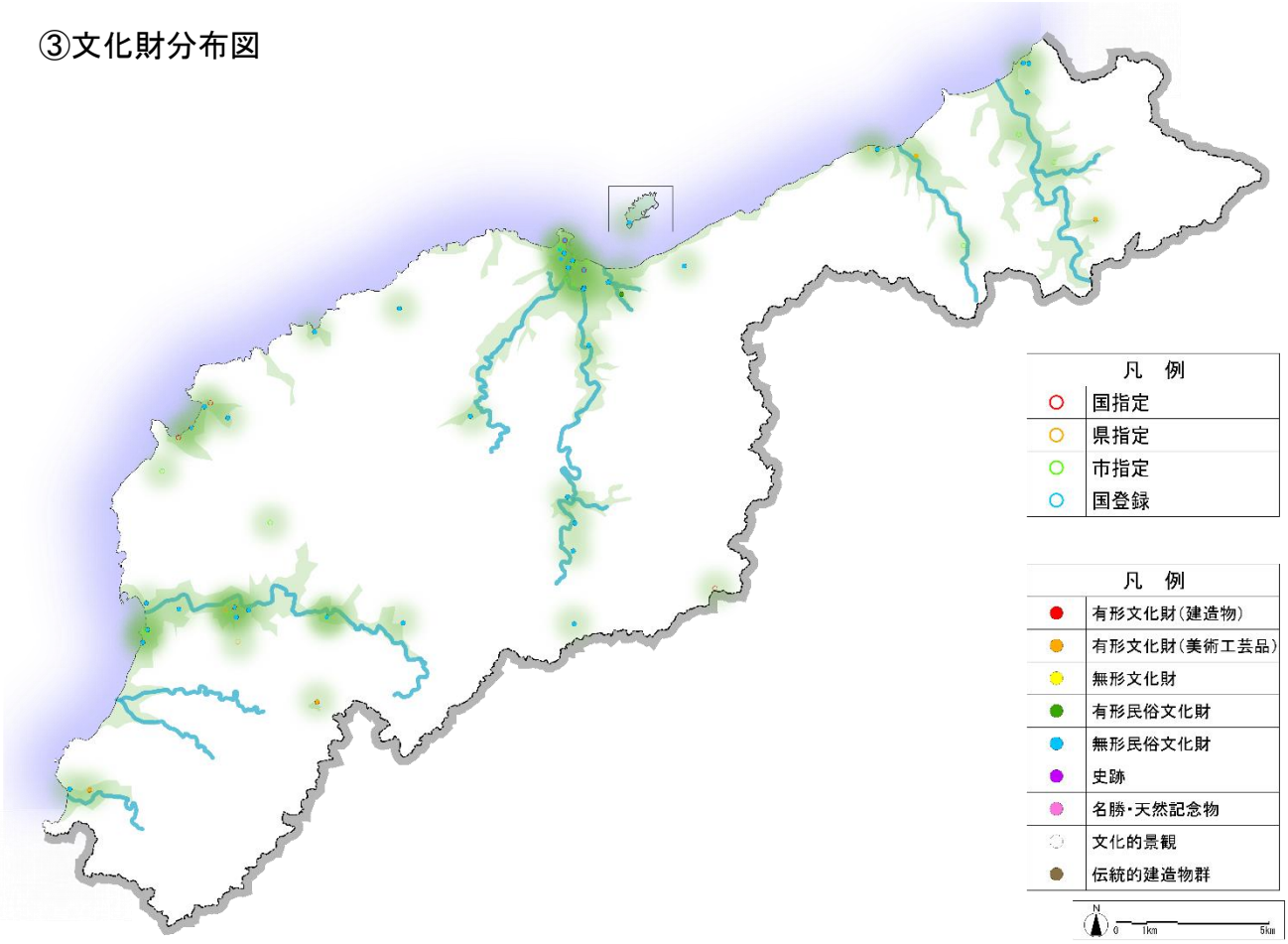

図 5-8　季節や生業の節目に行われる里山里海の祭事　文化財分布図

５－３ 文化財保存活用区域の設定

（１）文化財保存活用区域の目的

「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成 31 年 3 月：文化庁）では、「文化財保存活用区域」を、「文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財（群）を核として、文化的な空間を創出するための計画区域」と定めており、多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることが期待される。

本市における「文化財保存活用区域」は、関連文化財群として設定した 7 つの多様な歴史文化ストーリーが集中している地区を対象として設定する。

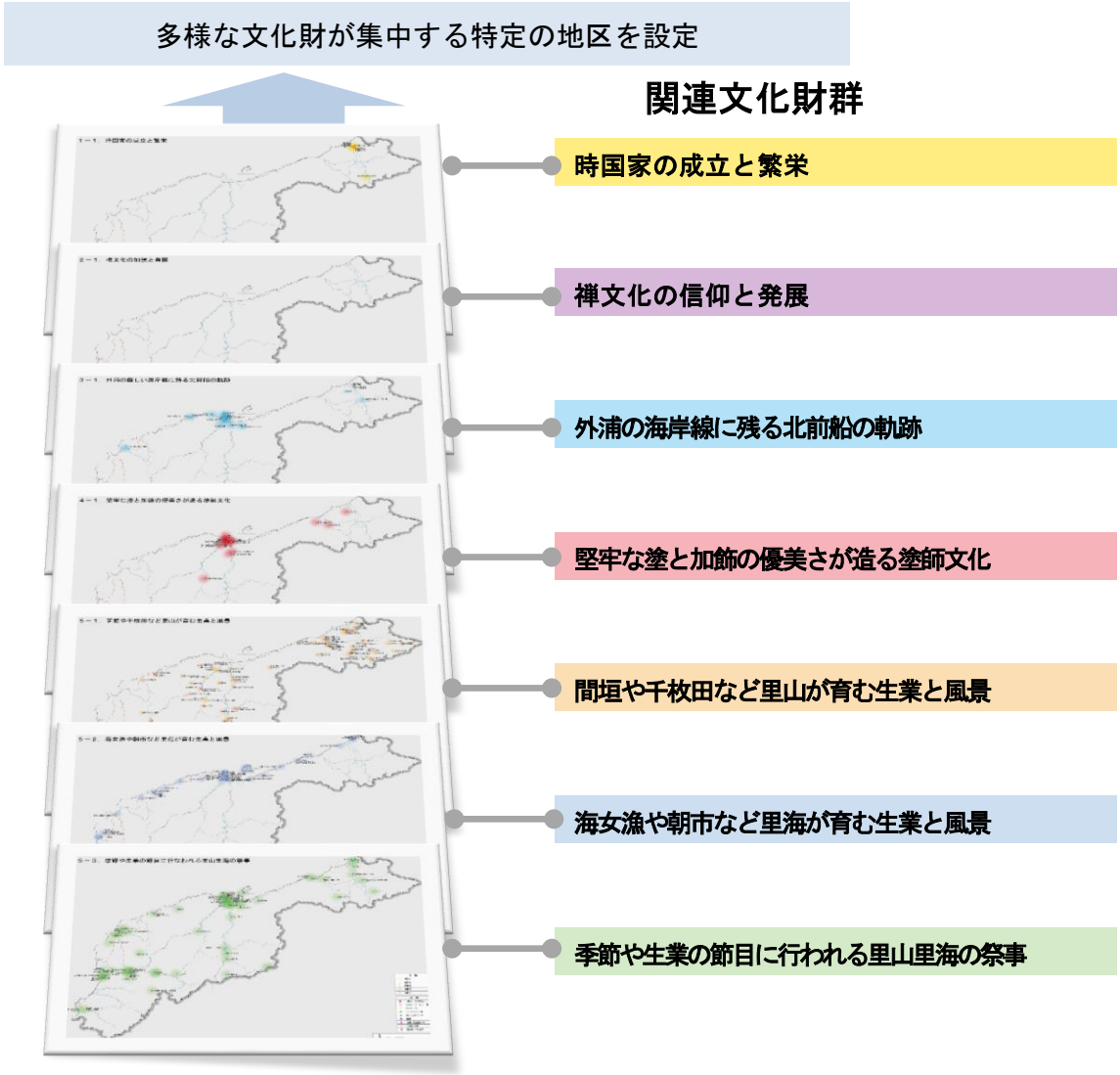

図 5-9　文化財保存活用区域の設定

（２）文化財保存活用区域の設定

関連文化財群に関わる文化財が多様に集積している「町野地区」「輪島地区」「門前地区」の３区域を「歴史文化保存活用区域」として設定する。

保存活用区域

関連文化財群		町野地区保存活用区域 ・重要文化財の上時国家・時国家住宅を中心に、地域住民と協働で文化財を保存継承活用することで、地域の農林水産業・観光業の振興を目指す区域	輪島地区保存活用区域 ・輪島塗の塗師文化や海運や交流によって形成された朝市・海女漁・能登杜氏などの輪島文化の継承と活用を推進することで、地域産業振興と観光業の振興区域	門前地区保存活用区域 ・總持寺祖院と重要伝統的建造物群保存地区黒島を中心に、禅文化や北前船による有形無形の文化を保存継承活用することで、関係人口の増加による地域づくりを目指す区域
1-1	時国家の成立と繁栄	●		
2-1	禅文化の信仰と発展			●
3-1	外浦の海岸線に残る北前船の軌跡	○	○	○
4-1	堅牢な塗と加飾の優美さが造る塗師文化		●	
5-1	間垣や千枚田など里山が育む生業と風景	○	○	○
5-2	海女漁や朝市など里海が育む生業と風景	○	○	○
5-3	季節や生業の節目に行われる里山里海の祭事	○	○	○

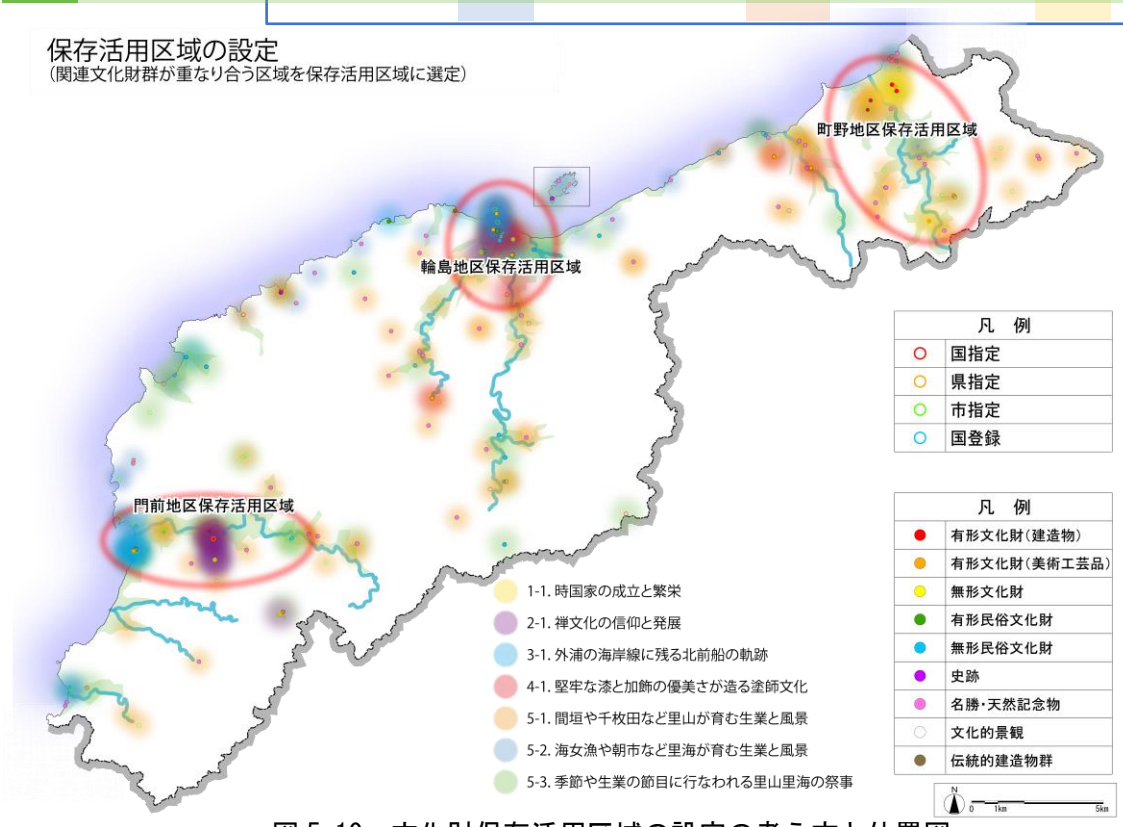

図 5-10　文化財保存活用区域の設定の考え方と位置図

①町野地区文化財保存活用区域

上時国家・時国家は土豪として農林業を中心に町野地域の発展に寄与し、製塩業・海運業などによって地域商社としての役割も担った。今後、地域住民や事業者と連携した有形無形の文化財保存活動や文化財を活用した地域づくりの先導的地区となることが期待される区域である。

目標	重要文化財の上時国家・時国家住宅を中心に、地域住民と協働で文化財を保存継承活用し、地域の農林水産業・観光業の振興を目指す。

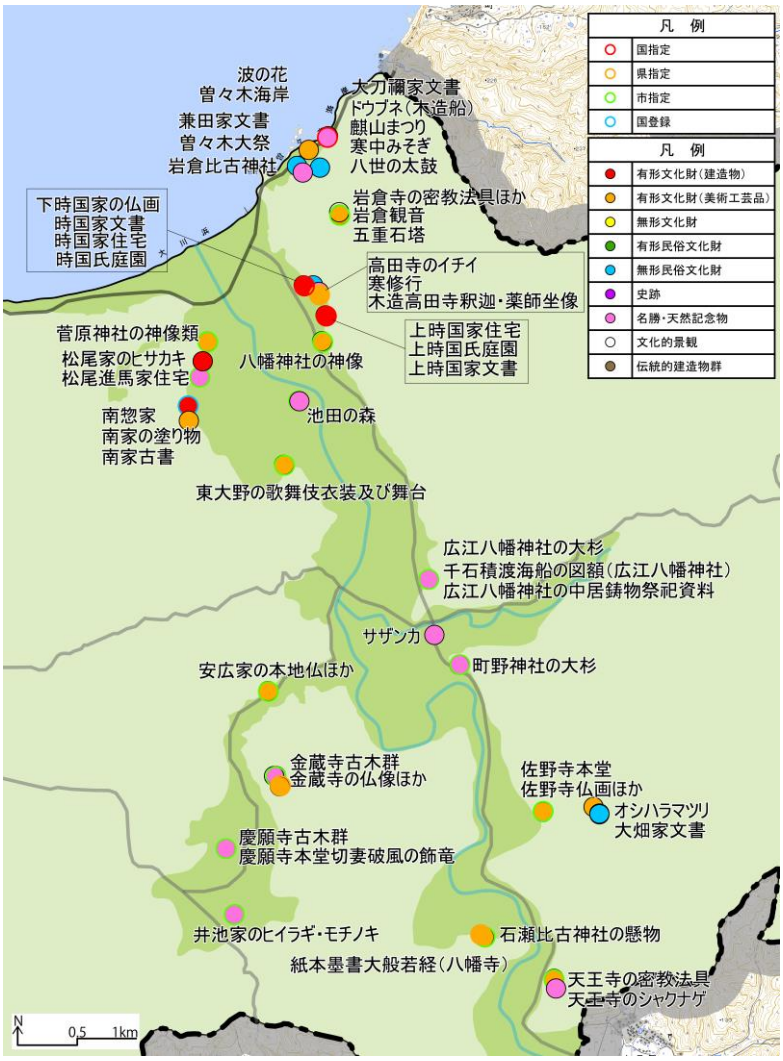

図 5-11　町野地区文化財保存活用区域の文化財分布図

＜主な文化財＞

時国家住宅、時国氏庭園、時国家文書、上時国家住宅（主屋・米蔵・納屋）、上時国氏庭園、上時国家文書、曽々木海岸、木造高田寺釈迦･薬師･坐像、五重石塔（岩倉寺）、金蔵寺の仏像、金蔵寺古木群、慶願寺本堂　切妻破風の飾竜、天王寺の密教法具、千石積渡海船の図額(広江八幡神社)、広江八幡神社の大杉、池田の森

②輪島地区文化財保存活用区域

塗師文化や親の湊として海運の拠点であり、朝市・海女漁・重蔵神社を中心とした有形無形の文化財等の多様な文化が残っている地域である。

重層的で豊かな輪島文化の保存活用の先導的地区となることが期待される区域であることから保存活用区域として設定する。

目標	輪島塗の塗師文化や海運や交流によって形成された朝市・海女漁・能登杜氏などの輪島文化の継承と活用を推進することで、地域産業振興と観光業の振興を目指す。

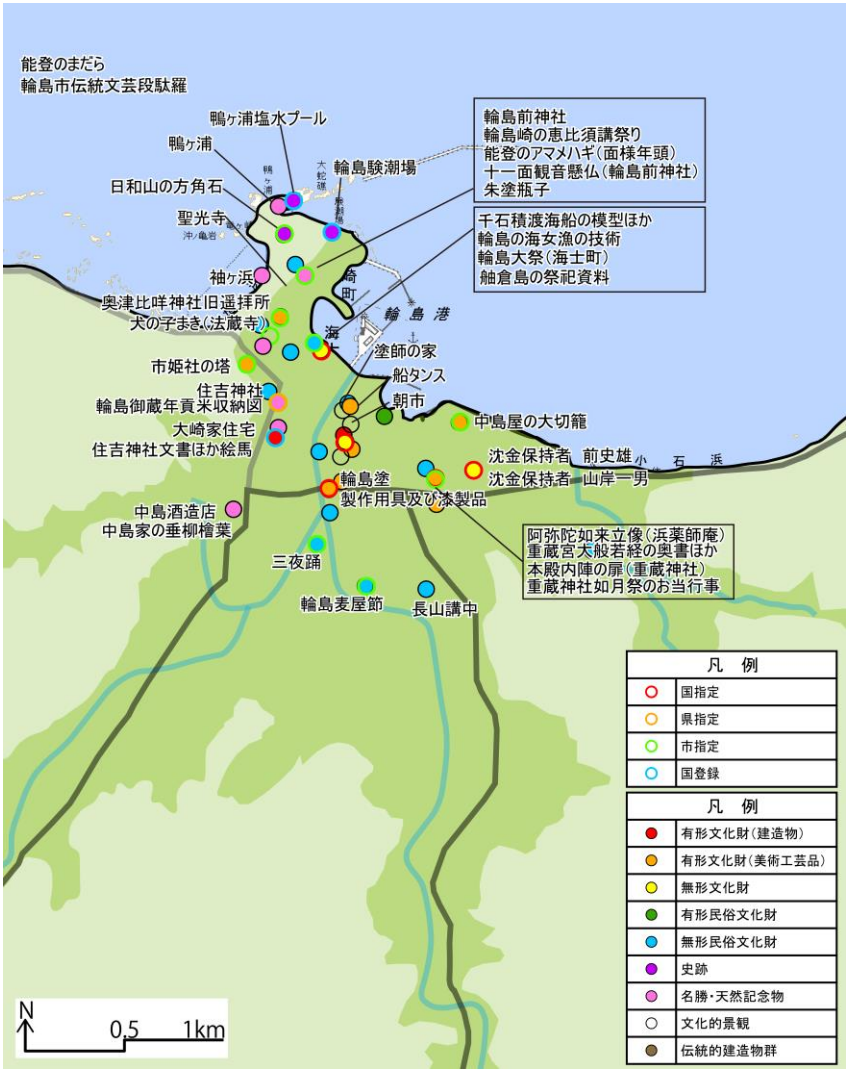

図 5-12　輪島地区文化財保存活用区域の文化財分布図

＜主な文化財＞

木造菩薩面(重蔵神社)、輪島塗技術、輪島の海女漁の技術、能登のアマメハギ(面様年頭)、能登のまだら、重蔵神社　如月祭のお当行事、輪島前神社本殿、千石積渡海船の模型(奥津比咩神社)、千石積渡海船の板図、輪島御蔵年貢米収納図

③門前地区文化財保存活用区域

関連文化財群「禅文化の信仰と発展」の拠点となる總持寺・門前地区・黒島地区を中心として多様な文化が残っている地域である。黒島まるごとホテル構想など重要伝統的建造物群保存地区や總持寺祖院を中心とした禅文化の発信など地域づくりの先導的地区となることが期待される区域である。

目標	總持寺祖院と重要伝統的建造物群保存地区黒島を中心に、禅文化や北前船による有形無形の文化を保存継承活用することで、関係人口の増加による地域づくりを目指す。

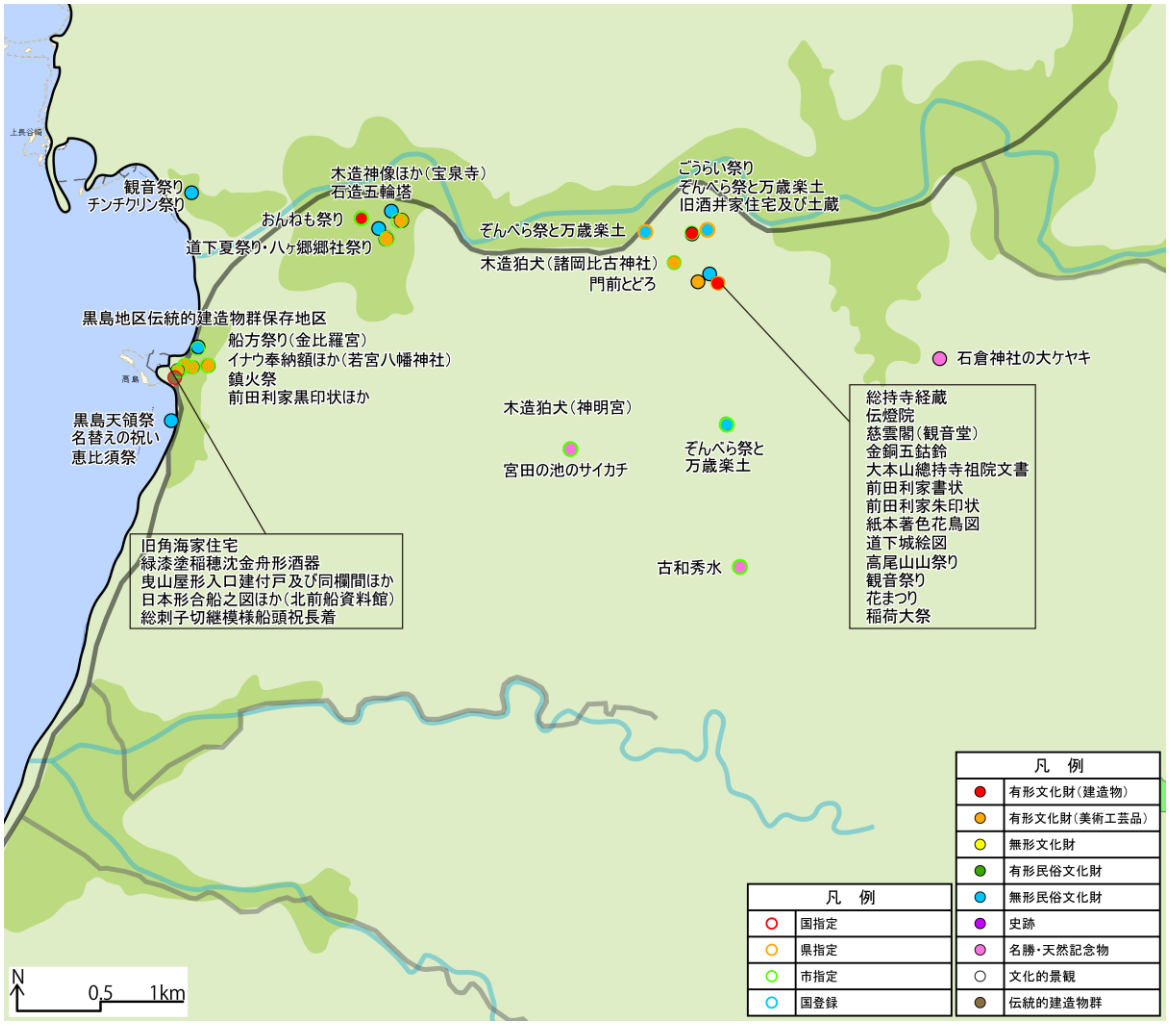

図 5-13　門前地区歴史文化保存活用区域の文化財分布図

＜主な文化財＞

総持寺経蔵、旧角海家住宅(主屋・家財蔵・塩物蔵／小豆蔵・米蔵)、ぞんべら祭りと万歳楽土、紙本著色花鳥図・伝元信筆(總持寺祖院)、金銅五鈷鈴(總持寺祖院)、能登麦屋節

６章. 歴史文化遺産の保存・活用に関する措置

６－１　歴史文化遺産の保存・活用に関する措置の考え方

4-3 で述べた本地域計画の目指すべきまちの姿「あいの風に育まれた歴史文化が息づくまち 輪島」の実現を目指し、歴史文化をまちづくりに活かすため行政のみならず市民や活動団体など様々な主体と共に取り組む措置を、本地域計画においては 3 つのカテゴリーに分けて整理することとする。

一つ目は「総合的な措置」として、輪島市全域の歴史文化遺産に対するもので、地域の宝として守り伝えていくため、新たな価値づけを行うなど 5 つの活動方針に沿った保存・活用に資する総合的な措置を示す。

二つ目は「関連文化財群ごと」に取り組む措置であり、7 つの関連文化財群を構成する多種多様な歴史文化遺産を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉え、相互に結びついた文化財の多面的な価値や魅力を見出し、磨き上げるような措置を示す。

三つ目は「文化財保存活用区域」において取り組む措置である。本地域計画では、関連文化財群として設定した 7 つの関連文化財群のいくつかが集中し重なり合っている地域を対象とし、その関連文化財群のテーマを繋ぐような措置と地域全体でまちづくりが展開されるような措置を示す。

これらの措置を実施するために必要な財源については、市費だけではなく、文化庁の補助事業をはじめ地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金、空き家対策総合支援事業補助金などの関係省庁の国庫補助金、石川県補助金、民間団体の助成金、さらにはクラウドファンディングなどの民間資金などを積極的に活用していくこととする。

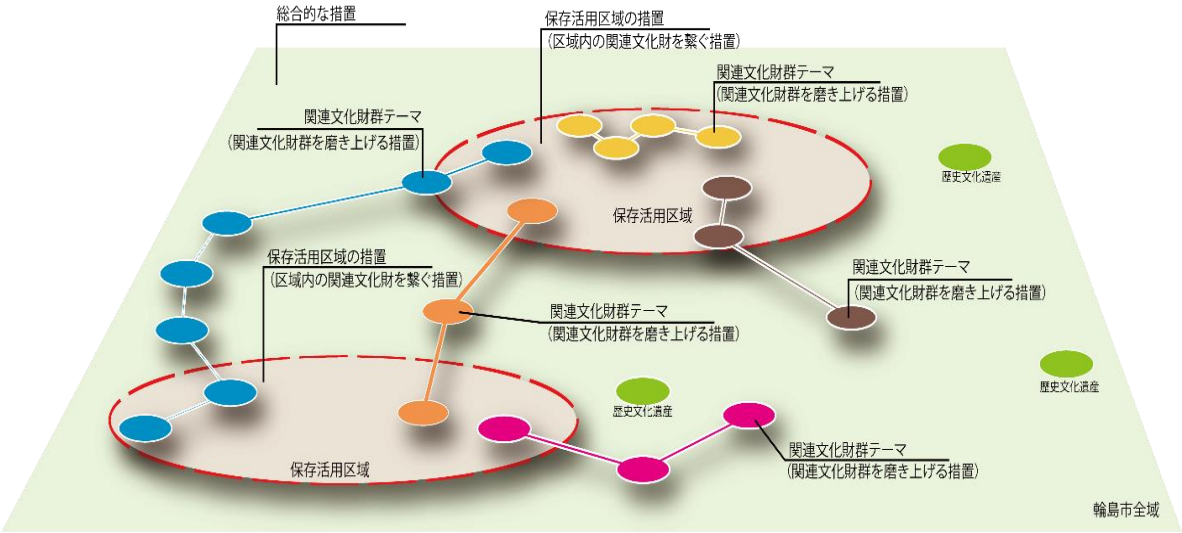

図 6-1　措置の考え方＜概念図＞

６－２ 総合的な措置

4-3 で掲げた活動方針に沿って、輪島市全域の歴史文化遺産を活かしたまちづくりに取り組むための措置を挙げる。主な取組主体として市民・団体、所有者、学識者、行政に分け、それぞれの事業ごとに担う役割を示す。また事業の実施期間については、短期は 1～3 年、中期は 4～6 年、長期は 7～10 年とする。

（１）輪島の歴史文化を「見つける」

歴史文化を「見つける」とは、「文化財の価値を明らかにする」ことや「文化財を整理する」ことである。文化財の指定・登録の推進、継続的な調査の実施、調査研究体制の強化、文化財データベースの充実等を行う。

事業番号	措置の名称 (措置の内容)	財源等	取組主体				新規・継続	事業期間			関連文化財群の措置	文化財保存活用区域の措置
			市民・団体	所有者	学識者	行政		短期	中期	長期		
1．輪島の歴史文化を「見つける」												
(1)文化財の価値を明らかにする												
1	**文化財の指定・登録の推進** 法令に基づく指定及び登録を推進し、適正な文化財保護に努める。同時に登録文化財から指定への移行などの上位指定を推進する。	市費		○	○	◎	継続	←→			②-1,④-1 ⑤-1,⑥-1	
2	**文化財調査（建造物、古文書、工芸品、無形文化財、埋蔵文化財等）の実施** 埋蔵文化財調査をはじめ、既指定の補足・追加調査及び、未指定文化財の所在調査等を行う。	国費・団体 県費・市費	○	○	○	◎	継続	←→			①-1,②-2 ③-1,④-2 ⑤-2,⑤-3 ⑤-4,⑥-2 ⑦-1	A-1,B-1 C-1
3	**調査・研究体制の充実（専門職員の配置）** 専門職員の配置の促進と資質向上を図る。	市費				◎	継続	←→				
4	**調査・研究体制の充実（調査体制の整備）** 市民による地域史の編集や地区関連文化財群の追加など文化財調査支援の体制整備を図る。	市費	◎	○	○	○	継続	←→				
(2)文化財を整理する												
5	**文化財データベースの充実** 文化財のデータベースを作成し、情報を一元化する。大学等の研究機関が実施した成果等も反映させ、データベースの充実を図る。	市費	○	○	○	◎	継続	←→				
6	**デジタルアーカイブ化の推進** 伝統行事や祭礼などの無形文化財の写真や映像記録を広く収集するとともに、古文書などのデジタルアーカイブ化を推進する。	国費・団体 市費	○	○	○	◎	継続	←→			①-2,②-3 ③-2,⑦-2	

※国費とは、文化庁補助金、地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金などとする。
　県費とは、石川県補助金とする。
　団体とは、民間団体等の助成金などとする。
※表中取組主体について、◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う　を意味することとする。

（２）輪島の歴史文化を「知る+伝える」

歴史文化を「知る＋伝える」とは、広く公開事業やふるさと学習の場を学校や文化施設と協力して実施するなど、「市民等が知る」機会を設けることである。そして歴史文化遺産とその魅力や価値を多様な人にその「魅力を発信する」ことである。市民だけでなく輪島を訪れる人に対してその魅力を発信するパンフレットの作成や、サインの整備など環境整備を行う。

事業番号	措置の名称 (措置の内容)	財源等	取組主体				新規継続	事業期間			関連文化財群の措置	文化財保存活用区域の措置
			市民・団体	所有者	学識者	行政		短期	中期	長期		
2．輪島の歴史文化を「知る+伝える」												
(1)市民等が知る												
7	**文化施設等における展示の充実** 輪島漆芸美術館、禅の里交流館、キリコ会館等などの各種文化観光施設での企画展の充実を図る。	国費・団体 市費	○			◎	継続	←→			②-4,④-3 ⑦-3	
8	**歴史文化を学ぶ講座等の開催** 文化財の魅力を知り、触れる機会を市民に提供するための講座（輪島学）や文化財巡り等を実施する。	市費	○	○	○	◎	継続	←→			①-3,②-5 ③-3,④-4	
9	**ふるさと学習の充実** 学校教育と連携し、歴史文化を学び、その大切さを伝えるプログラムの充実を図る。	市費	○	○	○	◎	継続	←→			①-4,②-6 ③-4,④-5	
10	**小学校教材や教員向け資料の充実** 社会科副読本等、歴史遺産の紹介を行う小学生向けの資料を充実する。	市費		○	○	◎	継続	←→				
11	**「輪島市文化財保存活用地域計画」の周知** 各種事業を通じ、多くの方に「輪島市文化財保存活用地域計画」の取組について周知する。	市費				◎	新規	↔				
(2)魅力を発信する												
12	**歴史文化の情報発信の強化** パンフレット（文化財マップ等）やＳＮＳ等により、歴史文化の情報発信を強化する。	団体・市費	○	○		◎	継続	←→			①-5,②-7 ③-5,④-6 ④-7,⑤-5 ⑤-6,⑥-3 ⑥-4,⑦-4	A-2,A-3 B-2,B-3 C-2,C-3
13	**指定文化財等の公開の推進** 所有者等の協力に基づき、指定文化財等を広く公開する。	団体・市費	○	◎	○	○	継続	←→				
14	**文化財の説明板・サインの整備** 文化財を「見て・回れて・知ることができる」ための説明板・サインを整備し、周遊しやすい環境を整備する。整備にあわせて、必要に応じて多言語化対応を促進する。	国費・県費 団体・市費	○	○		◎	継続	←→				A-4,B-4 C-4

※国費とは、文化庁補助金、地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金などとする。
　県費とは、石川県補助金とする。
　団体とは、民間団体等の助成金などとする。
※表中取組主体について、◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う　を意味することとする。

（３）輪島の歴史文化を「守る」

輪島の歴史文化を「守る」とは、現存しているものを「ありのまま守る」こと、「災害などから守る」こと、そして新たな仕組みづくりの検討を通じ「制度を活用して」守る措置である。文化財の指定や制度に基づく保存措置を講じながら、それを支える体制や財源の確保などに行政と市民、団体が一体となって取り組む。

事業番号	措置の名称 (措置の内容)	財源等	取組主体				新規継続	事業期間			関連文化財群の措置	文化財保存活用区域の措置
			市民・団体	所有者	学識者	行政		短期	中期	長期		
３．輪島の歴史文化を「守る」												
(1)ありのままを守る												
15	**指定・選定・登録文化財の保存修理・整備事業** 関連制度等に基づく保存整備等の措置を講じる。	国費・県費 団体・市費		◎	○	◎	継続	←	→	→	①-6,③-6 ⑤-7	
16	**指定文化財等の保存活用計画の作成** 国指定文化財・国登録文化財の保存活用計画を策定する。	国費・県費 市費		◎	○	◎	新規	←	→	→	①-7,①-8 ②-8,③-7 ⑤-8,⑤-9	
17	**収蔵庫・展示施設等の整備・確保** 出土品や民具、古文書などの資料を収蔵・展示できる施設を確保し、適切な保管体制の構築を図る。	国費・県費 団体・市費				◎	新規	←	→			A-5,B-5
18	**原材料の確保** 文化財を守るために必要な原材料や用具等確保の取組みを推進する。	国費・県費 団体・市費	○	○	○	◎	継続	←	→	→	④-8,④-9 ⑤-10	
19	**文化財を取り巻く周辺環境の保全** 文化財の周辺環境の保全活動を推進する。	国費・県費 団体・市費	○	○	○	◎	継続	←	→	→	⑤-11,⑤-12 ⑥-5	A-6
(2)災害などから守る												
20	**防災訓練の継続実施** 文化財を火災から守れるよう、消防・行政・所有者・住民らで「文化財防火デー」にあわせて訓練を実施する。	団体・市費	○	◎		◎	継続	←	→	→		
21	**防災・防犯意識の啓発及び防災施設の整備** 防災・防犯関連のマニュアル作成等により、所有者及び地域住民への防災防犯意識を高めるとともに、必要な防災施設の整備を促進する。	市費	○	○	○	◎	新規	←	→	→	③-8	
22	**文化財ハザードマップの作成** 文化財ハザードマップ等を作成する。	市費			○	◎	新規		←	→		
23	**文化財パトロールの実施** 定期的な市指定文化財の文化財パトロールを実施する。	市費	○	○		◎	新規	←	→	→		
(3)制度を活用して守る												
24	**財源確保の仕組みづくり** 文化財保存活用に資する補助金等の情報収集やふるさと納税を活用したクラウドファンディング等の財源確保に向けた仕組みを検討する。	市費	○	○	○	◎	新規	←	→			A-7,B-6 C-5
25	**公民連携による文化財保存・管理・活用制度の創設の検討** 民間財産である重要文化財等の管理を民間団体などが実施し、利活用事業を展開した収益を修繕や維持管理費に充当する仕組みを検討する。	市費	○	○	○	◎	新規	←	→			A-8,B-7 C-6

※国費とは、文化庁補助金、地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金などとする。
　県費とは、石川県補助金とする。
　団体とは、民間団体等の助成金などとする。
※表中取組主体について、◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う　を意味することとする。

（４）輪島の歴史文化を「育てる」

歴史文化を「育てる」とは、歴史文化遺産を「次世代へ継承」するために、「次世代を育成」することである。有形・無形に関わらず後継者となる人材を育成しその活動の支援を通じて、文化や技術の継承にとどまらず、まちづくりやコミュニティ形成など歴史文化を支える組織の体制づくりにつながるよう取り組む。

事業番号	措置の名称 (措置の内容)	財源等	取組主体				新規継続	事業期間			関連文化財群の措置	文化財保存活用区域の措置
			市民・団体	所有者	学識者	行政		短期	中期	長期		
4．輪島の歴史文化を「育てる」												
(1)次世代へ継承する												
26	**無形文化財等の後継者育成事業** 地域の伝統的な文化や技術を次世代へ継承していくために必要な取り組みを実施する。(輪島塗技術、海士漁技術等)	国費・県費 団体・市費	○	○	○	◎	継続	←→			④-10,④-11 ④-12,⑥-6	
27	**郷土芸能等の発表の場の創出** 郷土芸能をはじめとする無形文化財等の発表の場を継続的に運営できる体制を構築し、内容の充実を図る。	市費	○	○		◎	継続	←→			④-13	
28	**学校教育との連携** 市内小学校等での伝統芸能伝承教室（伝統芸能等）など学校教育と連携した取組を実施する。	市費	○		○	◎	継続	←→			③-9,④-14 ⑤-13,⑤-14 ⑤-15,⑥-7	
(2)次世代を育成する												
29	**文化財保存活用支援団体の指定（検討）** 市内で活動する文化財の保存会や民間団体と連携し、文化財の保存活用に取り組んでいくための文化財保存活用支援団体の指定を検討する。	市費	○	○	○	◎	新規	←→				A-9,B-8 C-7
30	**関連団体への活動支援** 文化財等の保存団体が必要とする支援を把握し、支援の在り方を検討する。	市費	○	○		◎	継続	←→			④-15,⑥-8 ⑦-5,⑦-6	
31	**ボランティア制度の充実** 文化財の保存と活用に市民等の力を活かすため「ボランティア制度」の充実を図る。	市費	○	○	○	◎	継続	←→			②-9,③-10 ⑤-16,⑥-9	A-10,B-9 C-8

※国費とは、文化庁補助金、地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金などとする。
　県費とは、石川県補助金とする。
　団体とは、民間団体等の助成金などとする。
※表中取組主体について、◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う　を意味することとする。

（５）多様な主体と「協働する」

多様な主体と「協働する」とは、輪島の歴史文化の新たな魅力を生み出し、地域の価値を高めることや、市内外との「交流イベントの企画運営」などの地域振興や観光振興を視野に入れた「多様な主体と共に連携」しながら進めることをいう。多くの人に輪島の良さを伝える歴史文化観光ツアーの造成など時代に即した活用の促進を図る。

事業番号	措置の名称 (措置の内容)	財源等	取組主体				新規継続	事業期間			関連文化財群の措置	文化財保存活用区域の措置
			市民・団体	所有者	学識者	行政		短期	中期	長期		
５．多様な主体と「協働する」												
(1)多様な主体と共に連携する												
32	**輪島歴史文化をめぐる歴史文化観光ツアーの造成** モニターツアーの実施等を通じて、輪島の歴史遺産を活かしたツアーの造成を行う。	団体・市費	○	○		◎	継続	←	→	→	①-9,②-10 ③-11,④-16 ⑥-10,⑦-7	A-11,B-10 C-9
33	**フィルムコミッション事業の促進** ロケ候補地の掘り起こしや受入体制の構築を推進する。	市費	○	○		◎	継続	←	→	→		A-12,B-11 C-10
34	**観光客受け入れ整備** 観光客を受け入れるために必要な説明板、誘導標、パンフレット、ＳＮＳ等の整備や運用体制を組織する。	国費・市費	○	○	○	◎	継続	←	→	→	⑦-8	
35	**輪島の歴史文化を伝える企画展の開催（再掲）** 石川県輪島漆芸美術館、輪島キリコ会館、禅の里交流館などにおいて様々な視点から歴史文化を伝える展示を行う。	市費	○		○	◎	継続	←	→	→	②-4,④-3 ⑦-3	
36	**地域ブランドづくり** 歴史文化を活用した地域ブランドの企画・事業化を行う。 （ご当地商品、輪島ふぐPR、ご当地レシピ作成等）	国費・団体 市費	○	○	○	◎	継続	←	→	→	①-10,②-11 ④-17,⑤-17 ⑤-18,⑥-11	C-11
37	**市民等がつくる歴史文化を活用した事業の支援** 地域の歴史文化を再発見しふるさとへの愛着を深めるため、市民等が行う歴史文化を活用した事業の支援を行う。	市費	◎	◎	○	◎	新規	←	→	→	①-11,②-12 ③-12	B-12
38	**歴史文化周遊ルートの考案** 本市の魅力を知り、観光客の誘致や市民の健康促進に活用できる歴史文化周遊ルートを考案する。	市費	○	○	○	◎	新規	↔				A-13,B-13 C-12
39	**先端技術を活用した情報の提供** 歴史文化の見学に訪れた人が、より詳しい情報をえられるようＱＲコードやＶＲなどの先端技術の活用を検討する。	国費・団体 市費	○	○	○	◎	新規		←	→		
40	**空家等の活用事業** 黒島地区をはじめ市内の空家を活用した宿泊施設・店舗等の誘致を促進する。	国費・市費	○	○		◎	継続	←	→	→		B-14,C-13
(2)交流イベントを企画運営する												
41	**歴史文化を活用したイベント等の企画開催** 歴史文化を活用した各種団体との連携によるイベント等を企画し開催する。	国費・県費 団体・市費	○	○	○	◎	継続	←	→	→		A-14,B-15 C-14
42	**各種経済団体との連携強化** 商工会議所、商工会、観光協会等の各種経済団体との連携を図るための推進体制の充実を図る。	団体・市費	◎			◎	継続	←	→	→		

※国費とは、文化庁補助金、地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金などとする。
　県費とは、石川県補助金とする。
　団体とは、民間団体等の助成金などとする。
※表中取組主体について、◎：主体として取り組む　○：連携、協力を行う　を意味することとする。

６－３ 関連文化財群を通じた取り組みと措置

（１）関連文化財群「時国家の成立と繁栄」における措置

①課題

上時国家・時国家については建造物や庭園、古文書などの調査は一定程度行われてきたが所蔵する民具等その他の文化財調査などは行われていない。また、両時国家とも維持管理に多額の費用を要するなどの課題がある中で、その保存・活用について新たな展開が求められている。両時国家の維持管理や活用については、これまでのように歴史文化遺産単体の課題として捉えられており、周辺環境を含めたストーリーとして情報発信ができていない。関連文化財群の構成要素のひとつとして今後の展開のあり方を捉え直し、その価値について地域住民や広く市民に理解を求め支援・協力を得られる人材や財源を確保する体制を整える必要がある。

②方針

〇未着手分野の把握調査及び詳細調査の推進

上時国家・時国家における歴史文化遺産の未着手分野に関する把握調査及び詳細調査を実施する。

〇平家の歴史と文化を学ぶ公開講座やふるさと学習の機会の充実

上時国家・時国家のもつ歴史資料をもとに、輪島市内外の平家のつながりを活かした市民向けの公開講座の開催や、市内小中学校でのふるさと学習の機会を充実する。

〇上時国家・時国家の歴史文化遺産に関する情報発信の強化

上時国家・時国家に関わる歴史文化遺産について、単体としての価値だけでなくストーリーを紡ぎ、SNS 等多様な媒体を活用した情報発信の強化を行う。

〇上時国家・時国家に関する保存・修理事業及び保存活用計画の作成の推進

上時国家・時国家の計画的な保存修理の実施及び保存活用計画を作成し、両家が関連文化財群のストーリーを活かしたまちづくりの核となるような活用のあり方を検討する。

〇ツアーの造成やイベントの実施など協働のまちづくりへの発展

ストーリーを活かしたツアーの造成や、地域ブランドづくりなど、所有者だけでなく、地域住民や関係団体と連携しながら上時国家・時国家の魅力の磨き上げに関わる事業をおこない、上時国家・時国家の歴史文化を活かしたまちづくりに取り組む。

③措置一覧

番号	措置の名称（事業名）	事業番号	措置の内容（事業内容）	取組主体 市民・団体	取組主体 所有者	取組主体 学識者	取組主体 行政	既存新規	事業期間 短期	事業期間 中期	事業期間 長期
(1-1)関連文化財群「時国家の成立と繁栄」											
①-1	文化財調査の実施	2	**時国家、上時国家所蔵の民具古文書等の調査**		◎	○	◎	新規	←	→	
①-2	デジタルアーカイブ化の推進	6	**時国家、上時国家文書等のデジタルアーカイブ化の推進**	○	○	○	◎	新規	←	→	
①-3	歴史文化を学ぶ講座等の開催	8	**平家の歴史や文化財的価値などを学ぶ講座の開催及び充実**	○	○	○	◎	継続	←	→	
①-4	ふるさと学習の充実	9	**学校教育と連携した歴史文化を学ぶプログラムの充実**	○	○	○	◎	継続	←	→	
①-5	歴史文化の情報発信の強化	12	**SNS等を活用した歴史文化に関する情報発信の強化**	○	○		◎	継続	←	→	
①-6	指定・選定文化財等の保存修理・整備事業	15	**重要文化財時国家・上時国家の計画的な保存修理への支援**		◎	○	◎	継続	←	→	
①-7	指定文化財等の保存活用計画の作成	16	**時国氏庭園・時国家住宅の保存活用計画の作成**		◎	○	○	新規	←	→	
①-8	指定文化財の保存活用計画の作成	16	**上時国氏庭園・上時国家住宅の保存活用計画の作成**		◎	○	○	新規	←	→	
①-9	輪島歴史文化をめぐる歴史文化観光ツアーの造成	32	**平家にまつわる歴史文化を活かしたツアーの造成**	○	○		◎	新規	←	→	
①-10	地域ブランドづくり	36	**歴史文化（平家の里）を活かした商品開発等の支援**	○	○	○	◎	新規	←	→	
①-11	市民等がつくる歴史文化を活用した事業の支援	37	**両時国家の新たな事業展開の検討**	○	◎	○	◎	新規	←	→	

◎：主体として取り組む
○：連携、協力を行う

短期：R4年度～R6年度　（3ヶ年）
中期：R7年度～R9年度　（3ヶ年）
長期：R10年度～R14年度（5ヶ年）

（２）関連文化財群「禅文化の信仰と発展」における措置

①課題

總持寺祖院については、文化財調査が継続的に実施されてきたが、未だ未着手の分野もありその把握調査を実施する必要がある。また總持寺祖院は周辺の地域住民にとっても地域の宝であるが、禅文化の中核として總持寺祖院をまちづくりに活かすためは、周辺の文化施設や学校等の様々な主体と連携した取り組みをおこなう必要がある。

②方針

〇未着手分野の把握調査及び詳細調査の推進

總持寺祖院内の建造物及び古文書、仏像等の未着手分野に関する把握調査及び詳細調査を実施する。

〇總持寺祖院を核とした禅文化を学ぶ公開講座やふるさと学習の機会の充実

總持寺祖院はじめ関係寺院や各種団体と連携して禅文化を学び体験できるような機会を創出する。禅文化を学ぶ市民向けの公開講座の開催や、市内小中学校でのふるさと学習の機会を充実する。

〇總持寺祖院が生み出した地域に息づく禅文化の情報発信の強化

總持寺祖院によって生み出された輪住制や峨山道など、地域に息づき語り継がれる禅文化について SNS 等多様な媒体を活用し、情報発信を強化する。また既存施設を積極的に活かし、禅文化に関する企画展を実施するなど交流拠点としての役割を担えるよう努める。

〇總持寺祖院と周辺環境の一体的な保存・活用の推進

関連文化財群のストーリーを活かし、總持寺祖院とこれらを支えた周辺住民の暮らしからなる歴史文化遺産を一体的に保存・活用が推進できるような、ツアー造成や商品開発など新たな事業展開を検討する。

〇禅文化を活かす地域住民と協働のまちづくりの推進

總持寺祖院関係者だけでなく周辺住民や、商店街、そして禅文化に関心を持つ人や団体など協働する体制を整え、禅文化を活かすまちづくりを推進する。そのための市民ボランティアの育成等にも取り組む。

③措置一覧

番号	措置の名称（事業名）	事業番号	措置の内容（事業内容）	取組主体 市民・団体	取組主体 所有者	取組主体 学識者	取組主体 行政	既存新規	事業期間 短期	事業期間 中期	事業期間 長期
(2-1)関連文化財群「禅文化の信仰と発展」											
②-1	文化財の指定・登録の推進	1	大本山總持寺祖院（国登録有形文化財）の上位指定の推進		◎	○	◎	新規	←	→	
②-2	文化財調査の実施	2	大本山總持寺祖院の古文書、仏像等の調査		◎	○	◎	継続	←	→	
②-3	デジタルアーカイブ化の推進	6	總持寺祖院文書等のデジタルアーカイブ化の推進	○	○	○	◎	新規	←	→	
②-4	文化施設等における展示の充実	7	禅の里交流館、門前交流センターの企画展の充実	○		○	◎	継続	←	→	
②-5	歴史文化を学ぶ講座等の開催	8	禅文化を学ぶ講座の開催及び充実	○	○	○	◎	継続	←	→	
②-6	ふるさと学習の充実	9	学校教育と連携した禅文化を学ぶプログラムの充実	○	○	○	◎	継続	←	→	
②-7	歴史文化の情報発信の強化	12	SNS等を活用した歴史文化に関する情報発信の強化	○	○		◎	継続	←	→	
②-8	指定文化財等の保存活用計画の作成	16	大本山總持寺祖院の保存活用計画の策定		◎	○	○	新規		←	→
②-9	ボランティア制度の充実	31	文化財保存と活用に市民の力を活かすボランティア団体等の育成	○	○	○	◎	継続	←	→	
②-10	輪島歴史文化をめぐる歴史文化観光ツアーの造成	32	禅文化にまつわる歴史文化を活かしたツアーの造成	○	○		◎	継続	←	→	
②-11	地域ブランドづくり	36	歴史文化（禅文化）を活かした商品開発等の支援	○	○	○	◎	継続	←	→	
②-12	市民等がつくる歴史文化を活用した事業の支援	37	禅文化を活かした新たな事業展開の検討	◎	◎	○	◎	継続	←	→	

◎：主体として取り組む
○：連携、協力を行う

短期：R4年度～R6年度　（3ヶ年）
中期：R7年度～R9年度　（3ヶ年）
長期：R10年度～R14年度（5ヶ年）

（３）関連文化財群「外浦の海岸線に残る北前船の軌跡」における措置

①課題

北前船に関わる絵馬や古文書など既存の調査の継続だけでなく関係する歴史文化遺産の把握調査をおこなう必要がある。また、北前船寄港地として繁栄した姿を今に伝える門前町黒島地区は重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けているが、旧角海家住宅（国指定重要文化財）の保存と公開など活動が限定的である。町並みとしての魅力を磨き上げるための事業や地域住民のまちづくり活動を充実させることが求められている。輪島市全体には数多くの北前船の軌跡を現在に伝える歴史文化遺産が存在しているものの、ストーリーとして広く情報発信できていないので、情報発信や積極的な活用に取り組む必要がある。

②方針

〇北前船に関わる歴史文化遺産の総合的な把握調査の実施

すでにおこなわれている絵馬や古文書の調査に加えて、市内に点在する北前船に関わる未着手分野の歴史文化遺産の把握調査を実施し、北前船が本市に及ぼした影響を総合的に把握する。

〇北前船がもたらした歴史文化を学ぶ公開講座やふるさと学習の機会の充実

北前船によってもたらされた歴史文化や伝統芸能・伝承を学ぶ市民向けの公開講座の開催や、市内小中学校でのふるさと学習の機会を充実する。

〇地域と連携した旧角海家住宅とその周辺環境の一体的な保存・活用の推進

旧角海家住宅の保存修理の実施及び保存活用計画を作成し、周辺環境と一体的にその保存と活用のあり方を検討する。同時に黒島地区の修理修景事業を推進し、積極的な活用を行うとともに、黒島地区防災計画に基づく計画的な防災体制の強化に努める。

〇ツアーの造成や市民ボランティアの育成など協働まちづくりの推進

市内各地に伝わる北前船がもたらした歴史文化遺産の公開や展示を充実し、北前船に関する関連文化財群のストーリーを活かしたツアー造成や、それに関わる市民ボランティアを育成し、協働のまちづくり推進に努める。

〇北前船に関わる多様な主体との連携強化

北前船の寄港地は全国にあり、日本遺産としての価値づけもされており全国でその価値を活用したまちづくりが展開されている。本市においても観光や地域活性化に活かせるよう、市内外の関係者と連携しながら歴史文化の保存と活用に取り組む。

③措置一覧

番号	措置の名称 （事業名）	事業番号	措置の内容 （事業内容）	取組主体 市民・団体	所有者	学識者	行政	既存新規	事業期間 短期	中期	長期
(3-1)関連文化財群「外浦の海岸線に残る北前船の軌跡」											
③-1	文化財調査の実施	2	北前船に関わる絵馬、古文書等の調査	○	◎	○	◎	継続	←	—	→
③-2	デジタルアーカイブの作成	6	北前船等の関連資料のデジタルアーカイブ化の推進	○	○	○	◎	新規	←	—	→
③-3	歴史文化を学ぶ講座等の開催	8	北前船文化を学ぶ講座の開催及び充実	○	○	○	◎	継続	←	—	→
③-4	ふるさと学習の充実	9	学校教育と連携した北前船文化を学ぶプログラムの充実	○	○	○	◎	継続	←	—	→
③-5	情報発信の強化	12	SNS等を活用した歴史文化に関する情報発信の強化	○	○		◎	継続	←	—	→
③-6	指定・選定文化財の保存修理・整備事業	15	重要伝統的建造物群保存地区の修理修景事業の実施		◎	○	◎	継続	←	—	→
③-7	指定文化財等の保存活用計画の作成	16	旧角海家住宅の保存活用計画の策定			○	◎	新規	←	→	
③-8	防災・防犯意識の啓発及び防災施設の整備	21	黒島地区防災計画に基づく計画的な防災体制の強化・整備の促進	○	○	○	◎	新規	←	—	→
③-9	学校教育との連携	28	伝統芸能伝承教室（能登麦屋節、輪島まだら等）の開催	○			◎	継続	←	—	→
③-10	ボランティア制度の充実	31	文化財保存と活用に市民の力を活かすボランティア団体等の育成	○	○	○	◎	継続	←	—	→
③-11	輪島歴史文化をめぐる歴史文化観光ツアーの造成	32	北前船にまつわる歴史文化を活かしたツアーの造成	○	○		◎	継続	←	—	→
③-12	市民等がつくる歴史文化を活用した事業の支援	37	北前船を活かした新たな事業展開の検討	◎	◎	○	◎	継続	←	—	→

◎：主体として取り組む
○：連携、協力を行う

短期：R4年度～R6年度　（3ヶ年）
中期：R7年度～R9年度　（3ヶ年）
長期：R10年度～R14年度（5ヶ年）

（４）関連文化財群「堅牢な塗と加飾の優美さが造る塗師文化」における措置

①課題

輪島塗は無形文化財である工芸技術としての価値と、有形民俗文化財である製品の価値はすでに全国的に知られており、その技術の伝承と保存については取り組みがなされてきた。しかしながら近年では生活様式の変化もあって漆器の生産額は減り、職人の離職や廃業によって後継者が不足する事態も起きている。本市において漆器産業は基幹産業であり、また観光誘客とも大いに関わっているため塗師文化の保存と活用については漆器の売り上げ向上につながる取り組みと連動して取り組む必要がある。

一方で、輪島塗は生産と流通をめぐる仕組みが歴史文化の特色でもある。輪島塗が生産されるための材料である漆やアテ林の植栽事業をはじめ里山の環境整備事業は原材料確保という面で不可欠な取り組みである。また、塗師文化とは製品だけでなく製品を作り上げる工房である民家にもその特色が見られるため、輪島塗を取り巻く有形・無形の歴史文化遺産を総合的に把握し、保存・活用する取り組みが必要である。

②方針

〇輪島塗のユネスコ無形文化遺産への登録推進

輪島塗に関わる関係機関・団体だけでなく、市全体で機運を醸成するための取り組みを行う。全国的なフォーラムの開催などのイベントやSNS等多様な媒体を用いた情報発信を通じ、改めて輪島塗の価値を広め登録推進を目指す。

〇塗師文化を支える歴史文化遺産の総合的な調査の実施

輪島塗の生産は里山里海の暮らしとは切り離すことのできない生業であり、それは北前船の寄港地であったことが全国に流通する要因のひとつとなった歴史文化である。輪島塗を歴史文化遺産の保存と活用という視点にたって、未着手分野を含めた総合的な調査を実施する。

〇ふるさと学習等を活用した塗師文化に触れる機会の拡充

学校と連携したふるさと学習や市民講座の実施、既存の文化施設の展示の充実など、輪島塗を身近に感じられる取り組みをおこない、その価値を理解する人の裾野を広げる。

〇原材料と用具の確保

ふるさと文化財の森の設定を含め、漆の木等原材料となる樹木の植樹事業の推進や、入手困難となった輪島塗製作過程に必要な用具の確保に努める。

〇輪島塗技術伝承者の育成及び若手作家の育成

輪島市内外から輪島塗の技術伝承に関わる人材の発掘及び育成に努める。また、若手作家の独立後の発表の場を創出するなど多方面での支援をおこなう。

〇多様な主体との連携による地域ブランドづくり

すでに地域ブランドとして確立している輪島塗ではあるが、多様な主体が関わる機会を設け、新たな視点での活用や流通の可能性を検討する。また工房巡りや体験イベントなどの実施を通じて、新たな顧客やファンを増やして新たな商品開発や販路開拓につなげる。

③措置一覧

番号	措置の名称（事業名）	事業番号	措置の内容（事業内容）	取組主体 市民・団体	所有者	学識者	行政	新規継続	事業期間 短期	中期	長期
(4-1)関連文化財群「堅牢な漆と加飾の優美さが造る塗師文化」											
④-1	文化財の指定・登録の推進	1	**輪島塗のユネスコ無形文化遺産への登録推進**	◎	○	○	◎	継続	←	―	→
④-2	文化財調査の実施	2	**漆文化に関わる資料収集及び調査**	◎	○	○	◎	継続	←	―	→
④-3	文化施設等における展示の充実	7	**輪島漆芸美術館、輪島塗会館、工房長屋の企画等の充実**	◎			◎	継続	←	―	→
④-4	歴史文化を学ぶ講座等の開催	8	**漆文化を学ぶ講座の開催及び充実**	○	○	○	◎	継続	←	―	→
④-5	ふるさと学習の充実	9	**学校教育と連携した漆文化を学ぶプログラムの充実**	○	○	○	◎	継続	←	―	→
④-6	歴史文化の情報発信の強化	12	**工房巡りマップ、看板等の作成**	○	○		◎	継続	←	―	→
④-7	歴史文化の情報発信の強化	12	**SNS等を活用した歴史文化に関する情報発信の強化**	○	○		◎	継続	←	―	→
④-8	原材料の確保	18	**ふるさと文化財の森の設定も含め、漆の木植栽等の原材料の確保に向けた取り組みの推進**	◎	○	○	○	継続	←	―	→
④-9	原材料の確保	18	**輪島塗における入手困難な用具の確保**	○	○	○	◎	新規	←	―	→
④-10	無形文化財等の後継者育成事業	26	**輪島塗技術伝承者養成にかかる事業の実施及び補助**	○	◎	○	◎	継続	←	―	→
④-11	無形文化財等の後継者育成事業	26	**輪島塗技術の保存継承のため、輪島塗技術保存会による共同制作の実施**		◎		○	継続	←	―	→
④-12	無形文化財等の後継者育成事業	26	**指定等文化財を含めた漆芸品の修復工房機能の在り方の検討**	○	○	○	◎	継続	←	―	→
④-13	郷土芸能等の発表の場の創出	27	**若手作家の作品発表の場の創出**	○	○		◎	継続	←	―	→
④-14	学校教育との連携	28	**輪島塗製作体験教室（卒業製作）の実施**	○			◎	継続	←	―	→
④-15	関連団体への活動支援	30	**輪島塗後継者育成に係る支援、漆器組合等への支援の検討**	○			◎	継続	←	―	→
④-16	輪島歴史文化をめぐる歴史文化観光ツアーの造成	32	**輪島塗体験、工房巡りを組み込んだ歴史文化を活かしたツアーの造成**	○	○		◎	継続	←	―	→
④-17	地域ブランドづくり	36	**輪島塗の新商品開発や販路開拓等にかかる支援**	○	○	○	◎	継続	←	―	→

◎：主体として取り組む
○：連携、協力を行う

短期：R4年度～R6年度　（3ヶ年）
中期：R7年度～R9年度　（3ヶ年）
長期：R10年度～R14年度（5ヶ年）

（５）関連文化財群「間垣や千枚田など里山が育む生業と風景」における措置

①課題

重要文化的景観「大沢・上大沢の間垣集落景観」や、名勝「白米の千枚田」は自然環境が基礎となり里山の恵みをいかに輪島に暮らす人々が活かし、今に伝えてきたかを伝える歴史文化遺産である。しかしながら単体での保存にとどまり里山と暮らす人の生活文化を紡ぐストーリーが十分に共有されてない。市内各所に広がる里山は生業の場であり、風景をかたちづくる材料生育の場であるため、自然環境の保護という観点だけでなく、生活文化によって育まれた風景を継承するためにその保存と活用のあり方を検討する必要がある。

②方針

〇里山が育む生業と風景に関する総合的な調査研究の実施

里山が育む生業と風景について、景観重要建造物、民家（黒瓦屋根・茅葺き屋根等）など里山集落とその周辺環境を対象とした総合的な調査研究を行う。また、能登杜氏や輪島素麺など、里山での暮らしが生み出した生業についても総合的な調査をおこないその保存と活用について検討する。

〇里山が育む生業と風景に関する情報発信の強化

市全域に息づく里山文化のストーリーを活かし、SNS 等多様な媒体を活用した情報発信を強化する。また里山の生業によってもたらされる「食」を通じたイベントや、地域に伝わる郷土芸能の実演の場を設け、里山の暮らしの魅力を発信する。

〇ふるさと学習等を活用した伝統産業、食文化に触れる機会の拡充

学校給食への食材提供や、ふるさと学習での農業・漁業体験、植樹体験、生き物調査など学校と連携し、里山の暮らしに触れる機会を増やすよう努める。

〇国指定文化財の保存・修理事業及び保存活用計画の作成の推進

重要文化的景観「大沢・上大沢の間垣集落景観」や名勝「白米の千枚田」の保存活用計画の策定と維持補修事業を継続的に実施し、関連文化財群のストーリーを活かしたまちづくりの核となるような活用のあり方を検討する。

〇多様な主体と連携した里山の自然環境保全と原材料の確保の推進

重要文化的景観「大沢・上大沢の間垣集落景観」や茅葺き屋根の民家はその原材料である間垣集落景観の間垣の原材料である「ニガタケ」や茅葺民家の「茅」の確保が求められる。ふるさと文化財の森の設定を含め、森林や河川の保全活動とそのあり方の検討

を進める。同様に、名勝「白米の千枚田」も含め、その維持管理は輪島市内外のボランティアによって支えられており、持続可能な体制を整えるため多様な主体との連携を強化する。

〇地域特性を活かした生業の活性化と地域ブランド化

里山の暮らしが生み出した生業は現在にも受け継がれている。里山の恵を生かした農産物の新規商品開発やブランド化など普及・啓発に努める。

③措置一覧

番号	措置の名称（事業名）	事業番号	措置の内容（事業内容）	取組主体 市民・団体	所有者	学識者	行政	新規継続	事業期間 短期	中期	長期
(5-1) 関連文化財群「間垣や千枚田など里山が育む生業と風景」											
⑤-1	文化財の指定・登録の推進	1	輪島市景観重要建造物（樹木）の指定推進	○	○	○	◎	継続	←	→	→
⑤-2	文化財調査の実施	2	能登杜氏に関する調査	○	○	○	◎	新規	←	→	
⑤-3	文化財調査の実施	2	輪島素麺に関する調査	○		○	◎	新規	←	→	
⑤-4	文化財調査の実施	2	茅葺民家等の各種住宅様式に関わる調査	○	○	○	◎	新規	←	→	→
⑤-5	歴史文化の情報発信の強化	12	SNS等を活用した里山文化に関する情報発信の強化	○	○		◎	継続	←	→	→
⑤-6	歴史文化の情報発信の強化	12	交流のある自治体や団体と連携し、食イベントや郷土芸能の実演などの情報発信の機会の創出	○	○		◎	新規	←	→	→
⑤-7	指定・選定文化財の保存修理・整備事業	15	重要文化的景観の維持補修事業の実施	○	◎	○	◎	継続	←	→	→
⑤-8	指定文化財等の保存活用計画の作成	16	重要文化的景観の保存活用計画の策定	○	○	○	◎	新規	←	→	→
⑤-9	指定文化財等の保存活用計画の作成	16	史跡名勝天然記念物の保存活用計画の策定		○	○	◎	新規	←	→	→
⑤-10	原材料の確保	18	ふるさと文化財の森の設定も含め、茅・ニガタケ等の原材料の確保に向けた取り組みの推進	○	○	○	◎	継続	←	→	→
⑤-11	文化財を取り巻く周辺環境の保全	19	森林のもつ公益的機能の保全推進及び地元産木材の利用促進	○	○	○	◎	継続	←	→	→
⑤-12	文化財を取り巻く周辺環境の保全	19	河川の保全活動の推進	○	○	○	◎	継続	←	→	→
⑤-13	学校教育との連携	28	農業体験・広葉樹植樹体験の実施	○			◎	新規	←	→	→
⑤-14	学校教育との連携	28	学校給食での地元食材の提供	○			◎	継続	←	→	→
⑤-15	学校教育との連携	28	生き物調査の実施			○	◎	新規	←	→	→
⑤-16	ボランティア制度の充実	31	農村ボランティア・間垣ボランティアの充実	○	○	○	◎	継続	←	→	→
⑤-17	地域ブランドづくり	36	農産物等の新商品開発等にかかる支援		○	○	◎	継続	←	→	→
⑤-18	地域ブランドづくり	36	能登野菜の認定及びブランド品の生産拡大の加速化	○			◎	継続	←	→	→

◎：主体として取り組む
〇：連携、協力を行う

短期：R4年度～R6年度　（3ヶ年）
中期：R7年度～R9年度　（3ヶ年）
長期：R10年度～R14年度（5ヶ年）

（６）関連文化財群「海女漁や朝市など里海が育む生業と風景」における措置

①課題

重要無形民俗文化財「輪島の海女漁の技術」や輪島朝市は里海の恵みをいかに輪島に暮らす人々が活かし、今に伝えてきたかを伝える歴史文化遺産であるが、単体での保存にとどまり里海と暮らす人の生活文化を紡ぐストーリーが十分に共有されてない。豊かな藻場や漁場の保護という観点だけでなく、生活文化を継承するためにその保存と活用のあり方を検討する必要がある。

②方針

〇輪島の海女漁技術のユネスコ無形文化遺産への登録推進

海女漁に関わる関係機関・団体だけでなく、市全体で機運を醸成するための取り組みを行う。全国的なフォーラムの開催などイベントや SNS 等多様な媒体を用いた情報発信を通じ、改めて海女漁技術の価値を広め登録推進を目指す。

〇里海が育む生業と風景に関する総合的な調査研究の実施

海女漁の盛んな舳倉島をはじめ、食文化の集積地である輪島朝市などを中心に、里海が育んだ生業と暮らしの風景に関する総合的な調査研究を行う。

〇里海が育む生業と風景に関する情報発信の強化

里海文化のストーリーを活かし、SNS 等多様な媒体を活用した情報発信を強化する。また里海の生業によってもたらされる「食」を通じたイベントや、地域に伝わる郷土芸能の実演の場を設け、里海の暮らしの魅力を発信する。

〇里海の環境保全事業と人材育成の推進

豊かな藻場や漁場を保全し、里海を生かした生業を継承する。また環境保全に関わるボランティア制度を拡充し、人材確保・育成に努める。

〇ふるさと学習等を活用した伝統産業、食文化に触れる機会の拡充

学校給食への食材提供や、ふるさと学習での漁業体験、河川や海の水質保全活動など小中学校の子どもたちが里海の暮らしに触れる機会を増やすよう努める。

〇地域特性を活かした生業の活性化と地域ブランド化

漁業協同組合や朝市組合など関係団体への活動支援を行い、里海の恵を生かした海産物の新規商品開発やブランド化、朝市活性化などに努める。また里海の歴史文化を体験できるツアー造成も検討する。

③措置一覧

番号	措置の名称 （事業名）	事業番号	措置の内容 （事業内容）	取組主体				新規 継続	事業期間		
				市民・団体	所有者	学識者	行政		短期	中期	長期
(5-2)関連文化財群「海女漁や朝市など里海が育む生業と風景」											
⑥-1	文化財の指定・登録の推進	1	**輪島の海女漁技術のユネスコ無形文化遺産の登録推進**	○	○	○	◎	継続	←→		
⑥-2	文化財調査の実施	2	**食文化（郷土料理等）に関わる調査**	○	○	○	◎	新規	←→		
⑥-3	歴史文化の情報発信の強化	12	**SNS等を活用した食文化（郷土料理等）に関する情報発信の強化**	○	○		◎	継続	←→		
⑥-4	歴史文化の情報発信の強化	12	**交流のある自治体や団体と連携し、食イベントや郷土芸能の実演などの情報発信の機会の創出**	○	○		◎	新規	←→		
⑥-5	文化財を取り巻く周辺環境の保全事業	19	**豊かな藻場の保全推進、及び舳倉島の環境保全**	○		○	◎	継続	←→		
⑥-6	無形文化財等の後継者育成事業	26	**海女の育成のための必要な支援の実施**	○	○	○	◎	継続	←→		
⑥-7	学校教育との連携	28	**学校給食での地元食材の提供**	○			◎	継続	←→		
⑥-8	関連団体への活動支援	30	**漁業協同組合、朝市組合などへの活性化のための支援の検討**	○			◎	継続	←→		
⑥-9	ボランティア制度の充実	31	**海岸、河川清掃ボランティアの充実**	○	○	○	◎	継続	←→		
⑥-10	輪島歴史文化をめぐる歴史文化観光ツアーの造成	32	**里海（朝市、舳倉島等）を組み込んだ歴史文化を活かしたツアーの造成**	○	○		◎	継続	←→		
⑥-11	地域ブランドづくり	36	**海産物（輪島ふぐ、加能ガニ等）のブランド化の推進**	○	○	○	◎	継続	←→		

◎：主体として取り組む
○：連携、協力を行う

短期：R4年度～R6年度　（3ヶ年）
中期：R7年度～R9年度　（3ヶ年）
長期：R10年度～R14年度（5ヶ年）

（７）関連文化財群「季節や生業の節目に行われる里海里山の祭事」における措置

①課題

里山里海の暮らしでは、季節や生業の節目にさまざまな祭事がおこなわれる。「あえのこと」「アマメハギ」は国の重要無形民俗文化財で保存され、継承されてきた。しかし少子高齢化によってその活動は低下が見られ、日常生活の変化によっては身近に触れる機会が減ってきている。「キリコ祭り」についても観光や地域振興の核となる祭事であるが、同様に担い手が減少している。祭事は歴史文化遺産としての価値を明確にし、保存・継承へとつなげていくことが求められる。

②方針

〇里海里山の祭事に関する総合的調査とデジタルアーカイブ化の推進

市内にある伝統行事や祭事・祭礼について総合的な調査がまだおこなわれていないのでこれを実施し、その情報をデジタルアーカイブ化して記録、保存する。

〇情報発信の強化

地域及び各種保存団体等と連携し、各地の伝統行事や祭事・祭礼に関するパンフレット作成や企画展の開催、ツアーの造成などを実施し、普及啓発に努める。また SNS 等多様な媒体を活用して情報発信を強化する。

〇里山里海の伝統行事等の保存・継承に関わる人材の確保と育成

各種行事や祭事・祭礼に関する保存団体、関係団体に対して、その保存と継承のための支援を行う。必要な用具の確保に関する支援や、祭事・祭礼への参加体験プログラムやイベントの開催など、広く担い手を募り受け入れる体制づくり検討し、人材の確保と育成に努める。

③措置一覧

番号	措置の名称 （事業名）	事業番号	措置の内容 （事業内容）	取組主体				新規 既存	事業期間		
				市民・団体	所有者	学識者	行政		短期	中期	長期
(5-3)関連文化財群「季節や生業の節目に行われる里山里海の祭事」											
⑦-1	文化財調査の実施	2	**伝統行事や祭礼等に関する調査**	○	○	○	◎	新規	←→		
⑦-2	デジタルアーカイブ化の推進	6	**伝統行事や祭礼等のデジタルアーカイブ化の推進**	○	○	○	◎	新規	←→		
⑦-3	文化施設等における展示の充実	7	**キリコ会館、公民館等での祭礼等を紹介する企画展の実施**	○			◎	継続	←→		
⑦-4	情報発信の強化	12	**SNS等を活用した歴史文化（地域の祭り）に関する情報発信の強化**	○	○		◎	継続	←→		
⑦-5	関連団体への活動支援	30	**伝統行事や祭礼等の継承のための支援検討**	○	○		◎	新規	←→		
⑦-6	関連団体への活動支援	30	**必要な用具等の支援の検討**	○	○		◎	新規	←→		
⑦-7	輪島歴史文化をめぐる歴史文化観光ツアーの造成	32	**地域の祭り（キリコ祭り等）を組み込んだ歴史文化を活かしたツアーの造成**	○	○		◎	継続	←→		
⑦-8	観光客受け入れ整備	34	**地域の祭り（キリコ祭り等）で来訪者等が参加体験できる体制の整備**	○	○	○	◎	新規	←→		

◎：主体として取り組む
○：連携、協力を行う

短期：R4年度～R6年度　（3ヶ年）
中期：R7年度～R9年度　（3ヶ年）
長期：R10年度～R14年度（5ヶ年）

６－４ 文化財保存活用区域を通じた取り組みと措置

（１）町野地区保存活用区域

①課題

町野地区は上時国家・時国家や南惣家以外の民家や道具、古文書など有形文化財の調査が十分に行われていない。また、町野地区の北前船での生業の成り立ちやその経緯、町野地区の人々の暮らしに関する歴史資料なども把握されていない。里山里海に恵まれた町野地区に現存する歴史文化遺産の把握に加え、その価値や魅力を活かしたまちづくりを地区ぐるみで展開することが求められる。

②方針

○町野地区の歴史文化遺産の一体的把握調査の実施

町野地区に現存する歴史文化遺産の一体的な把握調査を実施し、地区全体でまちづくりに取り組む機運を高める。

○上時国家・時国家住宅を核とした地域振興の推進

上時国家・時国家住宅を地域振興の核にすえ、周辺の魅力ある歴史文化遺産をめぐる周遊ルートやガイドツアーの造成、説明板やサインの整備など来訪者を受け入れる体制づくりを強化する。同時に、SNS 等多様な媒体を活用した情報発信や、多角的なプロモーションの実施やフィルムコミッション事業を促進し、地区内外にその魅力を伝える。地域住民や民間事業者と連携して町野地区全体の地域振興を目指す。

○町野地区の歴史文化を活かしたまちづくりの推進

歴史文化遺産の所有者だけでなく地域住民や行政、民間事業者や活動団体がともに、町野地区の歴史文化を地域・コミュニティ活性化に活かせるようまちづくりに取り組む。

町野の生業の源である自然環境の保全や整備、人材の育成とまちづくり団体などの組織化、さらにはクラウドファンディング等活動を支える財源が確保できるような仕組みづくりなど、様々なまちづくりに関わる活動を支援する制度を創設するなど検討しその実現に努める。

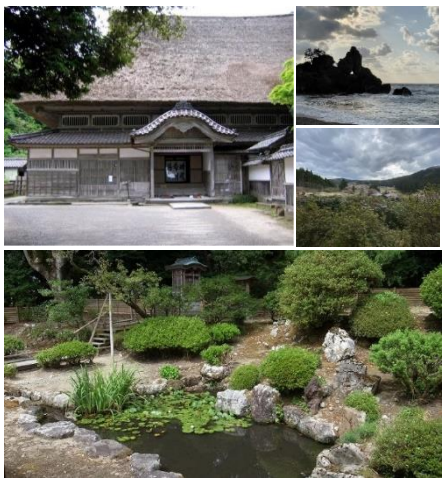

③区域の措置一覧

番号	措置の名称（事業名）	事業番号	措置の内容（事業内容）	取組主体				新規継続	事業期間		
				市民・団体	所有者	学識者	行政		短期	中期	長期
A-1	文化財調査の実施	2	町野地区の歴史文化遺産に関する調査	○	○	○	◎	新規	←→		
A-2	歴史文化の情報発信の強化	12	SNS等を活用した歴史文化に関する情報発信の強化	○	○		◎	継続	←→		
A-3	歴史文化の情報発信の強化	12	町野地区の歴史文化の価値や魅力を発信する多角的なプロモーションの実施	○			◎	継続	←→		
A-4	文化財の説明板・サインの整備	14	町野地区周遊ルートの説明板・サインの整備	○	○		◎	新規	←→		
A-5	収蔵庫・展示施設等の整備・確保	17	（仮称）平家の郷ミュージアムの整備等の検討	○	○	○	◎	新規		←→	
A-6	文化財を取り巻く周辺環境の保全	19	町野地区の里山保全と町野川流域の水質保全	○	○	○	○	継続	←→		
A-7	財源確保の仕組みづくり	24	町野地区の歴史文化遺産を活かしたまちづくりに関わるプロジェクトの創出とクラウドファンディング等の財源確保の仕組みの検討	○	○	○	◎	新規	←→		
A-8	公民連携による文化財保存・管理・活用制度の創設の検討	25	町野地区の歴史文化を活かしたまちづくりに関わる活動を支援する制度創設の検討	○	○	○	◎	新規	←→		
A-9	文化財保存活用支援団体の指定（検討）	29	町野地区の歴史文化を活かしたまちづくりに取り組む団体の設立検討	○	○	○	◎	新規	←→		
A-10	ボランティア制度の充実	31	町野地区周遊ルート等でのボランティアガイドの育成	○	○	○	◎	新規	←→		
A-11	輪島歴史文化をめぐる歴史文化観光ツアーの造成	32	町野地区周遊ルートガイドツアーの造成	○	○		◎	継続	←→		
A-12	フィルムコミッション事業の促進	33	ロケ候補地のリストアップ、受け入れ体制の構築	○	○		◎	継続	←→		
A-13	歴史文化周遊ルートの考案	38	観光客や市民の健康増進などに活用できる歴史文化周遊ルートの考案	○	○	○	◎	新規	←→		
A-14	歴史文化を活用したイベント等の企画開催	41	町野地区のまちづくりに関わる多様な団体が参画するイベントの企画及び実施	○	○	○	◎	継続	←→		

（２）輪島地区保存活用区域

①課題

輪島地区は輪島塗や輪島港、北前船に関わる歴史文化遺産の把握はされているが、輪島朝市、能登杜氏、食文化、生業や町並み景観についての価値の共有が不十分である。点在する歴史文化遺産をつなぎ、周遊・体験がしたくなるプログラムを構築するなどの区域全体で魅力を高める取り組みが求められる。

②方針

〇輪島地区の生業と町並み景観調査の実施

能登杜氏や食文化など生業に関連する調査や輪島地区に現存する塗師屋の住まい(工房)と町並み景観、朝市を含めた町並み景観の調査を行いその価値を明らかにする。

〇輪島地区魅力向上の推進

輪島地区は輪島の歴史文化の重層性が際立って見られる地区なので、その魅力を市民や来訪者へ伝えられるようにする必要がある。このため説明板やサイン、回遊ルートの整備やボランティアガイドの育成など、地域住民や事業者と連携した魅力向上のための環境整備や取り組みを実施する必要がある。同時に、SNS 等多様な媒体を活用した情報発信や、多角的なプロモーションの実施やフィルムコミッション事業を促進し、地区内外にその魅力を伝える。

〇輪島の歴史文化を支える人材の育成支援の強化

輪島塗伝承者の養成・育成、海女漁技術の伝承と後継者の育成など、技術の継承に不可欠な人材の育成は必須である。地域住民の歴史文化遺産に対する理解を深め、その保存とまちづくりへの活用について、行政や関係団体とともに取り組めるような体制づくりが急務である。クラウドファンディング等活動を支える財源が確保できるような仕組みづくりや、市内外の多様な主体が連携しながら輪島の歴史文化を支えられるような支援を強化する。

③区域の措置一覧

番号	措置の名称（事業名）	事業番号	措置の内容（事業内容）	取組主体				新規継続	事業期間		
				市民・団体	所有者	学識者	行政		短期	中期	長期
B-1	文化財調査の実施	2	輪島地区の歴史文化遺産に関する調査	○	○	○	◎	新規	←→		
B-2	歴史文化の情報発信の強化	12	SNS等を活用した歴史文化に関する情報発信の強化	○	○		◎	継続	←→		
B-3	歴史文化の情報発信の強化	12	歴史文化の価値や魅力を発信する多角的なプロモーションの実施	○			◎	継続	←→		
B-4	文化財の説明板・サインの整備	14	輪島地区周遊ルートの案内板やサインの設置	○	○		◎	新規	←→		
B-5	収蔵庫・展示施設等の整備・確保	17	市民の鑑賞、発表、交流など文化芸術活動の拠点である文化会館の施設整備の促進				◎	新規	←→		
B-6	財源確保の仕組みづくり	24	輪島地区の歴史文化遺産を活かしたまちづくりに関わるプロジェクトの創出とクラウドファンディング等の財源確保の仕組みの検討	○	○	○	◎	新規	←→		
B-7	公民連携による文化財保存・管理・活用制度の創設の検討	25	輪島地区の歴史文化をいかしたまちづくりに関わる活動を支援する制度創設の検討	○	○	○	◎	新規	←→		
B-8	文化財保存活用支援団体の指定（検討）	29	輪島地区の歴史文化を活かしたまちづくりに取り組む文化財保存活用地域団体の設立の検討	○	○	○	◎	新規	←→		
B-9	ボランティア制度の充実	31	輪島地区周遊ルートのボランティアガイドの育成	○	○	○	◎	新規	←→		
B-10	輪島歴史文化をめぐる歴史文化観光ツアーの造成	32	輪島塗体験、工房巡りを組み込んだ歴史文化を活かしたツアーの造成	○	○		◎	継続	←→		
B-11	フィルムコミッション事業の促進	33	ロケ候補地のリストアップ、受け入れ体制の構築	○	○		◎	継続	←→		
B-12	市民等がつくる歴史文化を活用した事業の支援	37	輪島地区のまちづくりに関わるまちづくり会社など組織の支援	○	○	○	◎	継続	←→		
B-13	歴史文化周遊ルートの考案	38	観光客や市民の健康増進などに活用できる歴史文化周遊ルートの考案	○	○	○	◎	新規	←→		
B-14	空家等の活用事業	40	空家を活用した宿泊施設・店舗等の誘致促進、空き家データベースなどの充実	○	○	○	◎	継続	←→		
B-15	歴史文化を活用したイベント等の企画開催	41	輪島地区のまちづくりに関わる多様な団体が参画するイベントの企画及び実施	○	○	○	◎	継続	←→		

（３）門前地区保存活用区域

①課題

門前地区の社寺等の歴史的建造物の把握や、各家庭に眠っている道具や古文書、黒島地区の北前船に関する歴史資料の把握など、調査が未実施の分野があるのでその実施が求められる。また、伝統的建造物群保存地区である黒島地区で空き家が発生し、保存・継承が困難になっているところがある。来訪者を受け入れる体制においても、その魅力が伝わるような回遊ルートを伝える案内板やサインなどの整備が求められている。歴史文化遺産を守り、活かし、市民だけでなく、来訪者も滞在を楽しむことができるまちづくりを区域全体で取り組むことが求められている。

②方針

○門前地区における歴史文化遺産の一体的把握調査の実施

總持寺祖院、北前船の寄港地として栄えた門前地区の暮らしに息づく歴史文化遺産の一体的な把握調査を行う。

○伝統的建造物群保存地区を核とした地域振興の推進

伝統的建造物群保存地区内にある住宅の維持管理のための修繕を継続的に実施するためには所有者だけでなく地域住民の理解が必要である。特に門前地区全体の地域振興を図るには、地域住民が歴史文化遺産に対する理解を深め、その保存とまちづくりへの活用について、行政や関係団体とともに取り組めるような体制づくりが求められる。クラウドファンディング等活動を支える財源が確保できるような仕組みづくりや、市内外の多様な主体が連携する支援を強化する。また、空き家の活用やイベントの開催など積極的な活用を推進する。

○禅文化及び北前船文化の価値を活かした魅力向上の環境整備と情報発信の拡充

まち歩きマップの作成やボランティアガイドによる案内など、ハード面の環境整備だけでなく、人材育成やボランティア参加への機運を高めるソフト面での環境整備を拡充する。また、SNS 等多様な媒体を活用した情報発信や、多角的なプロモーションの実施やフィルムコミッション事業を促進し、地区内外にその魅力を伝える。

③区域の措置一覧

番号	措置の名称（事業名）	事業番号	措置の内容（事業内容）	取組主体				新規既存	事業期間		
				市民・団体	所有者	学識者	行政		短期	中期	長期
C-1	文化財調査の実施	2	門前地区の歴史文化遺産に関する調査	○	○	○	◎	新規	←→		
C-2	歴史文化の情報発信の強化	12	SNS等を活用した歴史文化に関する情報発信の強化	○	○		◎	継続	←→		
C-3	歴史文化の情報発信の強化	12	歴史文化の価値や魅力を発信する多角的なプロモーションの実施	○			◎	継続	←→		
C-4	文化財の説明板・サインの整備	14	門前地区周遊ルートの案内板やサインの設置	○	○		◎	新規	←→		
C-5	財源確保の仕組みづくり	24	門前地区の歴史文化遺産を活かしたまちづくりに関わるプロジェクトの創出とクラウドファンディング等の財源確保の仕組みの検討	○	○	○	◎	新規	←→		
C-6	公民連携による文化財保存・管理・活用制度の創設の検討	25	門前地区の歴史文化をいかしたまちづくりに関わる活動を支援する制度創設の検討	○	○	○	◎	新規	←→		
C-7	文化財保存活用支援団体の指定（検討）	29	門前地区の歴史文化を活かしたまちづくりに取り組む文化財保存活用地域団体の設立の検討	○	○	○	◎	新規	←→		
C-8	ボランティア制度の充実	31	門前地区周遊ルートのボランティアガイドの育成	○	○	○	◎	新規	←→		
C-9	輪島歴史文化をめぐる歴史文化観光ツアーの造成	32	門前地区の歴史文化遺産をめぐるツアーの造成	○	○		◎	継続	←→		
C-10	フィルムコミッション事業の促進	33	ロケ候補地のリストアップ、受け入れ体制の構築	○	○		◎	継続	←→		
C-11	地域ブランドづくり	36	門前地区の歴史文化の特徴を活かした商品開発等の支援		○	○	◎	継続	←→		
C-12	歴史文化周遊ルートの考案	38	観光客や市民の健康増進などに活用できる歴史文化周遊ルートの考案	○	○	○	◎	新規	←→		
C-13	空家等の活用事業	40	空家を活用した宿泊施設・店舗等の誘致の促進	○	○	○	◎	継続	←→		
C-14	歴史文化を活用したイベント等の企画開催	41	門前地区のまちづくりに関わる多様な団体が参画するイベントの企画及び実施	○	○	○	◎	継続	←→		

７章. 歴史文化遺産の保存・活用に関する推進体制

７－１　歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

（１）輪島市の体制

本地域計画を推進するためには、行政のみならず文化財等の所有者や管理者、地域住民の協力、連携が重要不可欠であり、計画実現のための推進体制を構築することが必要である。

そのため、本地域計画の推進体制は教育委員会文化課を中心として、文化財の保存と活用を図り、持続可能な文化財保護の仕組みの構築に取り組み、専門職員を適切に配置・確保し、関係各課との連携を図りながら事業の推進ができる体制の整備に努めていく。具体的な事業や取り組みの実施に関しては、国や石川県の指導を得ながら、文化財所有者や地域住民、庁内各関係課が共に主体となって地域総がかりで実施する。

市教育委員会文化課には、学芸員(考古・美術工芸)2 名、事務職 3 名が配置されており、文化財の保存・活用にかかる業務全般と、文化財の所有者・管理者に対する研修や文化財の維持・管理についての指導助言などを行うほか、埋蔵文化財の発掘調査や整理・報告書作成作業等を行っている。

今後は、文化財担当課に加えてまちづくり担当課や事業担当課等の関係部局との連携調整を図りながら、文化財の保存・活用に取り組む。

≪輪島市≫

●教育委員会文化課
- ・文化財の調査、研究、保存、活用など、文化財業務に関すること
- ・伝統工芸輪島塗技術の保存及び育成に関すること
- ・芸能及び芸能文化の振興に関すること
- ・輪島市文化会館、禅の里交流館、能登平家の郷松尾家に関すること

●企画振興部企画課
- ・市の総合計画、重要施策の企画調整に関すること

●産業部漆器商工課
- ・ふるさと納税、商工業、漆器業の振興に関すること

●産業部観光課
- ・観光誘客、観光宣伝等の観光振興に関すること

●産業部農林水産課
- ・農林業の振興、水産業の振興に関すること

●総務部防災対策課
- ・地域防災計画、防犯、防災に関すること

●建設部都市整備課
・都市計画、都市公園、景観、空家に関すること

≪輪島市文化財保護審議会≫
輪島市指定文化財の指定及び文化財の保存活用等に関する審議

≪市内の関係機関≫
●輪島市文化協会
●禅の里づくり推進協議会
●輪島市観光協会
●輪島商工会議所
●門前町商工会
●輪島漆器商工業協同組合
●石川県漁業協同組合輪島支所・門前支所
●奥能登広域圏事務組合
●輪島消防署

≪市内の民間団体≫
●ＮＰＯ法人あえの郷しんこう会
●ＮＰＯ法人紡ぎ組
●黒島地区まちなみ保存会
●株式会社 百笑の暮らし
●（公財）白米千枚田景勝保存会
●白米千枚田愛耕会
●西保間垣の会
●大沢間垣保存会

（２）各主体の役割及び体制整備

本市の歴史文化の効果的かつ実効性のある保存・活用を推進していくにあたっては、市民・団体、所有者、学識者、行政がそれぞれの役割を主体的に担うとともに、主体間の連携、協働が不可欠であることから以下の役割分担のもと推進体制の整備、充実を図る。

≪行政（輪島市）≫
・関係する部局(課)や県、関係自治体等と連携して、計画的な取り組みを推進し、輪島市の歴史文化の価値や魅力の維持・向上を図るとともに、観光や産業の振興などへと展開する。
・各主体の取組みを後押しするため、歴史文化の保存・活用のための体制及び仕組みづくりを推進するとともに必要となる財源措置を講じる。
・学識者の助言・指導等のもと歴史文化遺産の計画的な調査研究を行うとともに、保存のための修理等の対応、活用のための整備等、歴史文化を活かすまちづくりを推進する。

≪市民・団体≫
・歴史文化の担い手であることを認識し、地域の歴史など身近な歴史文化遺産から大切にしていく。また、各主体が行う保存・活用の取組みへの参加、協力等を通じて地域

に愛着と誇りを持ち、歴史文化への理解を深める。
・各種団体は専門分野の知識、ノウハウを活かしながら、歴史文化の担い手のリーダーとして歴史文化遺産の保存・活用に寄与する。

≪所有者・管理者≫
・本市の歴史文化遺産の重要性を認識し、その適切な保存管理に継続的に取り組む。
・歴史文化遺産の防災・防犯対策の徹底を図り、地域の魅力づくりに資する歴史文化遺産の活用や公開について参加、協力する。

≪学識者≫
・行政等の連携のもと、歴史文化に関わる様々な観点から調査研究を行い、新たな歴史文化遺産の掘り起こしや評価等を行う。
・調査成果を分かりやすく発信するとともに、保存・活用に取り組んでいくために必要な助言・指導・協力等を行う。

≪輪島市文化財保存活用地域計画作成等協議会≫
・行政、市民・団体、所有者、学識者等と連携を図り、本地域計画の進捗管理及び見直しに関する協議その他必要な事業の推進等に向けた多様な主体間の参画及び協力を図っていく。

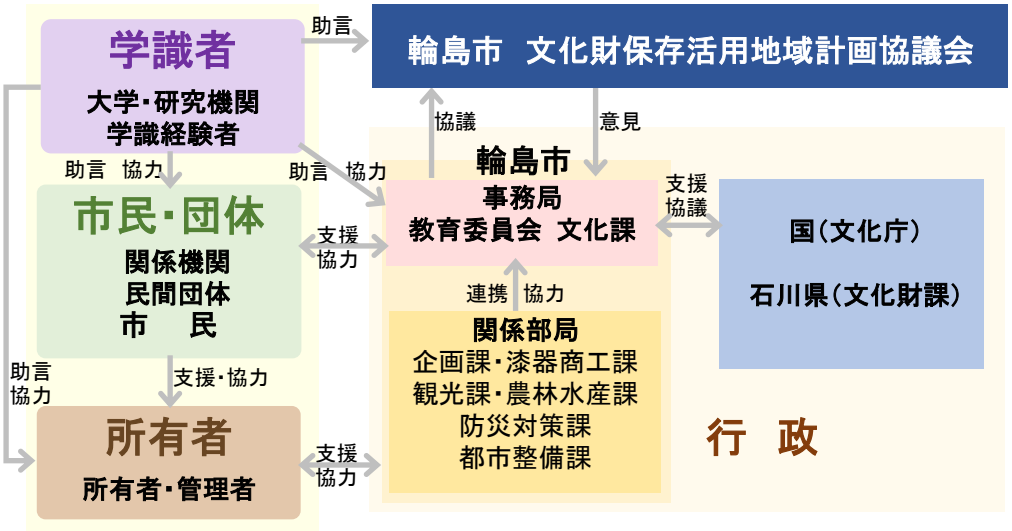

図 7-1 推進体制図

７－２ 歴史文化遺産の防災・防犯体制の強化

歴史文化遺産は、着実に後世に伝承するため、市民や文化財所有者等と連携しながら、防災・防犯の措置をとることが必要である。

防災については、本市では、平成 19 年(2007)3 月 25 日の能登半島地震により旧角海家住宅が全壊するなど多くの歴史文化遺産が大きな被害を受けた。これまでの被災経験を踏まえた上で、「世界遺産・国宝等における防火対策 5 か年計画」や「国宝の文化財の防火対策ガイドライン」等に準じて防火設備の整備や早期覚知のための警報設備の充実、防災設備の定期点検や防災訓練の実施を推進するものとし、「輪島市防災計画」（令和元年 8 月）に即して、「災害予防（事前対策）」「災害応急対策（応急処置）」「災害復旧復興」の 3 つの視点から防災体制の強化を図る。

防犯については、歴史文化遺産の多くが社寺等に存在しており、とりわけ、無住施設の防犯対策が必要である。これらを犯罪から守るためには、日常的に歴史文化遺産に触れる機会を増やし、地域住民の日常生活の中に組み込むことが重要であるといった視点で防犯体制の強化を図る。

≪災害予防≫

・本市の土砂災害警戒区域、浸水想定区域などの防災情報と歴史文化遺産の分布を重ね合わせたハザードマップを作成して、災害危険度の高い歴史文化遺産を認識し、防災対策の検討を進める。

・毎年行う文化財防火デーを中心に、消防団や自主防災組織等との連携による定期的な歴史文化遺産の防災訓練の実施などを通じて、市民や所有者・管理者等の防災意識の高揚を図るとともに、消防機関への迅速な通報や消防設備の適切な使用、観光客等の避難誘導などの知識・技能の習得を図る。

・指定等文化財の建造物については、火災による被害を最小限に抑えられるよう自動火災報知設備や消火器具などの消防設備の設置を進めるとともに、定期点検の指導等を行う。

・文書等の史料は、持出し訓練、シミュレーション等で災害に備えるとともに、デジタル化し記録の保存を進める。

≪災害応急対策≫

・被災した歴史文化遺産についての情報を迅速に収集できる行政と地域の情報伝達体制や各分野の専門家との連携体制を整える。

・歴史文化遺産の被害状況を迅速に把握し、石川県に報告する。石川県を通じて国へ情報提供し、国の総合的な救援・支援機関である文化財防災センターによる文化財レスキュー活動等の支援を受けるなど応急対策を講じる。また、被災した美術工芸品等の

避難施設等を事前に検討し、非常時においても、可能な限り歴史文化遺産の価値を損なわない方法で、応急対策を講じる。

・市全体が被災するような大規模災害が発生した場合、人命救助等を最優先とした応急対応を実施した後、専門家・有識者等による歴史文化遺産の保全を迅速かつ的確に進めることとする。そのために必要となる情報を提供できる体制の整備を進める。

≪災害復旧・復興≫

・歴史文化遺産の毀損状況などの十分な調査並びに地域住民の意向を踏まえた上で、修理・修復等による保存と安全性の確保との調整についての検討を行い、専門家・有識者等の指導のもとに適切な手法で復旧・復興を行う。

・事前に調査整理した本市並びに各地区の歴史文化遺産情報をもとに、誇りや愛着をもてるふるさとの再生や土地の記憶の継承、地域コミュニティの継承・再生など、歴史文化遺産を復旧・復興の核として活かす。

≪防犯対策≫

・歴史文化遺産の周辺環境の美化・清掃に努めることで地域住民が大切にしていることを示し、犯罪の抑止効果を高める。

・必要に応じて防犯カメラ、警報機等の設置を検討する。

・老朽化により維持管理・防犯対策が困難な場合は、地区内の社寺や公民館等の施錠可能な共用施設へ、歴史文化遺産の移設を検討する。

・毀損、窃盗が確認された場合は、速やかに警察及び市教育委員会へ連絡するとともに復旧が可能かどうか検討する。

・毀損による修復や復元が必要な場合は、市教育委員会や専門家と協議し修復を検討する。

なお、各地区の歴史文化遺産の巡視や保存・活用に対する専門家らの助言・指導等については、各地区の区長や文化財保護審議会委員等との連携の強化を図りながら推進する。